### 図書館情報メディア研究科修士論文

## 公立図書館の公益性の再考 ---ベストセラーの大量複本をめぐる議論を通じて---

2016 年 3 月201321654皆川登紀子

## 公立図書館の公益性の再考 ---ベストセラーの大量複本をめぐる議論を通じて---

筑波大学 図書館情報メディア研究科 2016年3月 皆川 登紀子

### 目次

1.	はじめに	1
	1.1 研究の背景	1
	1.2 研究の目的	2
	1.3 研究方法	3
	1.3.1 文献調査	3
	1.3.2 インタビュー調査	4
	1.4 先行研究	4
	1.5 本研究の構成	7
2	. 公立図書館の公益性と公共性:これまでの議論	8
	2.1 公益性の概念	8
	2.2 公立図書館の公益性の分析	. 10
	2.2.1 公立図書館における公益性の側面①(社会共通の価値をもたらすもの)	. 12
	2.2.2 公立図書館における公益性の側面②:不特定かつ多数の利益の増進に寄与する	るも
	O	. 14
	2.2.3 公立図書館における公益性の側面③:意思決定のプロセスに焦点を当てる。	もの
		. 18
	2.3 公立図書館の 3 つの公益性	. 20
3.	ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論における公立図書館の公益性	. 22
	3.1 分析の対象	. 22
	3.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の背景と経過	. 26
	3.2.1 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の社会的背景	. 26
	3.2.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の経過	. 31
	3.2.3 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論における「著作者・出版社側」の5	立場
	の違い	. 39
	3.2.4 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論と著作権法	. 41
	3.3 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論	. 43
	3.3.1 公益と私益の調整の必要性	. 44
	3.3.2 公益と私益の調整方法の提案	. 52
	3.4 公貸権制度をめぐる議論における公立図書館の公益性	. 56
	3.4.1 公貸権制度の概要	. 56
	3.3.2 公貸権制度の導入によって期待される公益と私益の調整	. 58
	3.5 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において問われた公立図書館の公益性	64
	351 ベストセラーの大島姷木問題をめぐる議論にみられる一重の対立構造	G A

3.5.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるこれまでの公立図書館	の公
益性	64
3.5.3 新たに指摘された公立図書館の公益性	65
4. これからの公立図書館の公益性	66
4.1. これまでの公立図書館の公益性の新たな観点	66
4.1.1 公益性の側面と公立図書館の 3 つの公益性	66
4.1.2 民主主義の根幹としての知る自由	67
4.1.3 図書館における知る自由	70
4.2. ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された公立図書	館の
公益性	71
4.3. これからの公立図書館の公益性とはなにか	73
5. 結論	75
謝辞	77
文献リスト	78

### 1. はじめに

本章では、研究の背景、目的、研究方法、先行研究および本研究の構成を示す。

### 1.1 研究の背景

日本の公立図書館において著作者の許諾を必要とせずに図書を貸し出すことができる法的根拠は、著作権法第 38 条の 4 において営利を目的とせず料金を受けない場合には著作物を公衆に貸与できるとされており、かつ図書館法第 17 条によって無料原則が規定されていることによる。著作権法には著作者の権利を保護すると同時に創作物の流通を促進することで文化の発展を図る目的があり、創作物の流通促進のため、例えば著作権の保護期間が著作者の死後 50 年に制限されているように、著作者の権利の一部を制限する規定がある。公立図書館は公益性が認められることにより、著作者の権利が制限されていると考えられている。

しかしながら、1990 年代末から 2000 年代半ばにかけて、一部の著作者が、公立図書館がベストセラーの複本を 1 館で数十冊も購入し貸出しているとして「無料貸本屋」だと批判したことをきっかけに、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が起こった。この議論は、図書館関係者と著作者の間に留まらず、広く社会一般を巻き込んだ議論に発展し、著作権法の改正まで検討されることとなった。

議論が起こった背景には、1996年をピークに出版販売額が減少を続ける出版不況がある。 出版不況の原因の一つとして、著作者や出版社は公立図書館の貸出数の増加を挙げ、貸出 サービス偏重とベストセラーの大量複本により、本来なら読者が買って読むはずだった図 書が公立図書館で借りて済まされ、逸失利益が生じている、と主張した。さらにこの状況 を是正するために、著作者らは、逸失利益の補償としての公貸権制度の導入や、新刊本の 発行後一定期間の貸出猶予期間の設定等を公立図書館に求めた。

同時期に、文化庁文化審議会に設置された著作権分科会情報小委員会で著作権法の改正が議論されており、著作者側からの要望である著作権の権利制限の縮小項目の 1 つとして「図書館の貸出に係る補償金制度」が提案された。図書館側からの要望である著作権の権利制限の拡大の提案項目とともに、図書館側と権利者側の当事者間で協議が行われた。最終的には「図書館の貸出に係る補償金制度」は 2003 年の著作権法改正には盛り込まれず、引き続き当事者間の協議に委ねられたまま現在に至っている。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、日本図書館協会は「図書館における貸与問題についての見解」<sup>1</sup>を 2004 年 3 月に発表した。その冒頭および後半の一部分を下記に引用する。

図書館は資料提供を通じて人びとの知る権利を保障する機関として、広くその<u>公益性</u>が認められてきました。そのため、法制上も図書館業務のさまざまな面で著作権者の権

 $<sup>^{1}</sup>$ 日本図書館協会. 図書館における貸与問題についての見解(2004年3月5日).2004-03-05, http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/taiyo.pdf, (2016-1-13参照).

利行使が一定程度制限されています。この制限については、図書館が作家をはじめとする創造的な活動をする方々を支援していることや、市民の生活や仕事を支えることにより地域の活性化を促し、ひいては社会の発展に寄与する機関であることから、権利者の方々からも深いご理解をいただいているところです。一方公益的な要請による営為であっても、それが権利者の権利の侵害や経済的な損失のもとに行われるべきではないことについては、権利者の方々の主張を待つまでもないことであります。

(中略)

従来の図書館サービスをさらに拡大するとともに国民のニーズに合った新しいサービス を積極的に展開し、権利の制限もやむをえないと権利者も認める<u>公益性の高い図書館を</u> 実現することが求められます。(以下略)

(下線は筆者による)

「図書館における貸与問題についての見解」において日本図書館協会は、公立図書館の 貸出(資料提供)において著作者の権利が制限される根拠を、公立図書館の公益性にある としている。具体的には「図書館が作家をはじめとする創造的な活動をする方々を支援し ていること」と、「市民の生活や仕事を支えることにより地域の活性化を促し、ひいては社 会の発展に寄与する」ことを公立図書館の公益性であると示している。

日本図書館協会の主張する、著作者の権利を制限できる根拠としての公益性が妥当なものか否か、筆者は疑問を抱いた。しかしながら、公立図書館の公益性について論じた文献は多いとはいえず、そのほとんどは公立図書館の公共性との相違点を明確にしないまま論じられていた。そこで筆者は、著作者の権利を制限する根拠となりうる、公立図書館の公益性とは何かについて、あらためて考え直す必要があると考えた。そして、公立図書館の公益性について再考するにあたり、そのきっかけとしてベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を取り上げることとする。

### 1.2 研究の目的

以上の研究の背景を元に、本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを目的とする。

なお、本研究において「ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論」とは、日本の公立 図書館におけるベストセラー図書の複本数を問題にした議論と、そこから派生した、貸出 を中心にした公立図書館のあり方に関する議論や、この問題への対策案としての複本数制 限、貸出猶予期間の設定、貸出回数に応じた補償金制度(公貸権制度)等に関する議論な どの総称として用いる。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間は、編集者が利用者としての立場

から図書館におけるベストセラーの大量複本の貸出を問題提起する論考<sup>2</sup>が『図書館雑誌』に寄稿された 1998 年から、最終的には権利者側が提案する公貸権制度の導入を目指しつつその前提として図書館の現状へ一定の配慮を示した「図書館の今後についての声明」<sup>3</sup>を発表した 2005 年までとする。

### 1.3 研究方法

本研究では、文献調査を中心として分析を行う。文献調査の補足としてインタビュー調査を行う。

#### 1.3.1 文献調査

まず、公立図書館の公益性ならびに公共性に関する文献において公益性がどのように論じられているかを分析しその特徴を明らかにするため、CiNii Articles に登載されている全期間の雑誌・論文記事を対象に、「図書館 AND (公共性 OR 公益性)」のキーワードで検索した結果得られた 49 件の文献を対象に文献調査を行う。調査方法の詳細は「2.2 公立図書館の公益性に関する議論」において詳述する。

また、ベストセラーの大量複本問題をめぐって、1998 年から 2005 年の間に行われた議論についての以下の文献を分析し、公立図書館の公益性についてどのように認識され何が問われていたかを明らかにする。必要に応じて、この期間の前後の文献も参照する。対象とする主な文献は以下の通りである。

- (1) 2001 年文化庁著作権分科会情報小委員会 図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ議事録
- (2) 2002 年文化庁文化審議会法制問題小委員会下に設けられた、図書館等における著作物等の利用に関する検討(以下、「図書館検討」とする)の「検討結果」と、「検討結果」に基づいて文化庁著作権課が作成した「権利制限の見直しについて」、これらが報告された法制問題小員会と著作権分科会の各回議事録、および2003年1月発表の文化審議会著作権分科会の「審議経過の概要」
- (3) 1998年から 2005年の間に国会で公立図書館の複本および公貸権に関してなされた質 疑の議事録
- (4) 以下の団体の、1998 年から 2005 年の理事会等議事録 日本図書館協会、日本ペンクラブ、日本文藝家協会、図書館における著作物の利用に 関する当事者協議会
- (5) 以下のシンポジウムの記録

<sup>2</sup>津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館雑誌, 1998-5-1, 92(5), p336-338.

<sup>3</sup>日本ペンクラブほか. 図書館の今後についての共同声明(平成17年11月8日). 2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf (2013-10-4 参照).

日本ペンクラブ主催:「激論!作家 vs 図書館」(2002 年 9 月 7 日)、「作家・読者・図書館〜公貸権を考える」(2003 年 11 月 8 日)

日本図書館協会主催:「進化する図書館-著作権を中心と知る課題と将来像を考える -」(2002年10月25日)、「図書館の振興と出版文化・地域文化を考える-資料 費の削減が進む中で-」(2003年7月16日)

日本文藝家協会主催:「「書籍流通の理想をめざして」(2003年2月10日) 日本図書館研究会主催:「図書館サービスと著作権」(2002年3月10日)

(6) 1998 年から 2005 年の間に発表された、図書館のベストセラーの大量複本と公貸権に関する論文・記事・放送番組等

### 1.3.2 インタビュー調査

文献調査の補足として、分析対象とした文献では文字化されていないような、議論の場の雰囲気や発言の意図、議論の方向が変わったきっかけ、文献間の関係などを明らかにするため、当時の議論への参加者やオピニオンリーダー7名を対象として、半構造化インタビュー調査を行う。調査の内容は「3.1分析の対象」において詳述する。

### 1.4 先行研究

公立図書館の公益性についての先行研究は多くない。齋藤泰則4は「図書館サービスの公益と官民パートナーシップ」において、足立幸男5とロールズによる公益(Public Interest)概念を元に、ニテッキ6による図書館サービスの公益についての研究の分析を行った。その結果を踏まえ、図書館の公益という観点から指定管理者制度等官民パートナーシップについて評価するに当たり、公益に関する解釈を2つに大別した。1つは社会的価値の実現を公益とみなす解釈であり、社会にとって正しいと推論される価値すなわち公共善の実現を公益とみなす解釈であり、社会にとって正しいと推論される価値すなわち公共善の実現を公益とする見方である。もう1つは社会全体の利益の最大化を公益とみなす解釈で、個々人の利益の総和としての社会全体の利益の最大化,すなわち全体効用の最大化を公益とみなした。その上で、日本における公共サービスの民間開放による新しい公益観は、社会の構成員が公共サービスを通して受容する利益の総和を公益として捉えるものであり、功利主義的な公益観である。一方で行政が担うべき公共サービス領域は社会的弱者へのサービス

<sup>4</sup> 齋藤泰則. 図書館サービスの公益と官民パートナーシップ. 明治大学人文科学研究所紀要, 2007-03, (61), p59-99,

https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/9931/1/jinbunkagakukiyo\_61\_59.p df,(2016-01-14 参照).

<sup>5</sup> 足立幸男. 政策評価における公益(Public Interest)概念の意義と役割(政策科学と政治学)

<sup>-- (</sup>政策理論). 日本政治学会年報政治学, 岩波書店, 1983, (1983), p51-66,

https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku1953/34/0/34\_0\_51/\_article/-char/ja/, (2016-01-14 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Nitecki, J. Z. "Public Interest and Theory of Librarianship," College & Research Libraries, vol. 25, 1964, p269-278, 325.

であり、これは市場原理による功利主義的公益観では捉えられない領域であるとする。しかしながら現在,日本の行政が進めている公共サービスの民間開放政策は,行政が本来担うべき社会的弱者へのサービスの切捨てが同時に進行しているとして批判している。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じた公立図書館の公共性についての研究については、根本彰7の『情報基盤としての図書館』など一連の研究がある。根本は、図書館の機能は社会的に共有される情報ストックとして存在する社会の記憶装置の一つであるとする。そして、出版流通を情報フローとして捉え、図書館は出版流通との棲み分けが必要であるとして、現在の貸出サービスを中心とする公立図書館のサービスのあり方を批判している。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においては、著作者らが主張する逸失利益を示す根拠やそれを調整する手段としての公貸権制度については疑問を示すものの、公立図書館が貸出中心のサービスを続けるならば、いずれ公貸権制度の検討が必要になるだろう、としている。

塩崎亮8は、マーケティング概念を導入して図書館経営について研究するに当たり、図書館の公共性を経済学的側面と社会学的側面から検討した。経済学的側面において、図書館の存在根拠は市場との対比、もしくは社会的効率性という観点から見出すことができ、そこに「図書館の公共性」があるとした。社会学的側面からは、図書館の公共性は公論形成に寄与することにあり、それにはコレクション構築が肝要である、とした。

その他、図書館の公共性に関する文献では、宮沢厚雄<sup>910</sup>や山家篤夫<sup>11</sup>が無料原則との関係を論じている。また、無料原則に通じる議論ではあるが、1990年代後半から、図書館における商用データベース等電子化資料の提供が始まると、利用者への課金の在り方について、相原信也・田中久徳<sup>12</sup>、谷口祥一<sup>13</sup>、名和小太郎<sup>14</sup>、根本彰<sup>15</sup>らにより図書館の公共性の観点

7根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, 255p.

根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, 199p.

根本彰. 理想の図書館とは何か 知の公共性をめぐって. ミネルヴァ書房, 2011, 208p.

8塩崎亮. 公共図書館へのマーケティング概念導入の意義:「公共性」に基づく外部環境適応の視座. Library and Information Science, 2001-2-1, (45), p31-71.

9宮沢厚雄,図書館サービスの公共性と経済性:図書館法改正をめぐって. 桜花学園大学研究紀要,2001-03-31,(3).

<sup>10</sup>宮沢厚雄. 図書館経営と無料原則: とくにネットワーク情報資源の扱いをめぐって. 桜花学園大学研究紀要, 2002-03-31, (4).

11山家篤夫. 都立図書館「改革」の具体的方策 (特集 「無料の原則」から公共性を問い直す). みんなの図書館, 教育史料出版会, 2007-03-00, 359, p25-31.

12相原信也,田中久徳.ネットワーク時代における図書館の公共性 (機械化から電子化へ<特集>).現代の図書館,日本図書館協会,1995-12-00,33(4),p244-249.

<sup>13</sup>谷口祥一. 電子情報環境下における大学図書館サービスーーその公共性と情報へのアクセシビリティ. 大学図書館研究, 1997-12-00, (52), p25-35.

14名和小太郎. 電子図書館:著作権をめぐる 2 つの選択--公共性の維持か,市場への参入か. 大学図書館研究, 1997-12-00, (52), p20-24.

15根本彰. 公共図書館の電子化と公共性 (<特集>公共図書館のニューウェイブ). 情報の科

から論じられている。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論に関するレビュー論文では、2008年に安井一徳<sup>16</sup>が「『無料貸本屋』論」において詳細なレビューと論点整理を行っている。安井は「無料貸本屋」をめぐる議論がわからない、としながら、各論者の立場を整理した。その上で、実態を示す客観的数値の解釈の違いや、批判対象についての理念と実態が一致していなかった点、そもそもの問題設定が共有できていなかったことなどを挙げ、論争として成立していなかったと結論付けている。田井郁久雄<sup>17</sup>は、2001年以降のベストセラー複本購入と貸出サービスへの批判についての論議を時系列に追い、「図書館側の反論に対する直接の再反論が、作家や文化人からも、これに共感を示してきた研究者からもほとんどなされていない」ことから、論争は決着したとした。湯浅俊彦<sup>18</sup>も出版流通と図書館の切り口から、レビュー論文の中の1節を「『図書館=無料貸本屋』論」として2000年から2003年の間の文献レビューを行い、この議論を時系列で整理している。

公貸権の導入の是非について検討した研究が、長野達也19と山田亜里沙20である。長野は「公共図書館の役割と出版業界への影響:公賃権制度導入の是非」において、作家の林望が雑誌に寄稿した記事「図書館は『無料貸本屋』か」を中心とした権利者側からの批判を整理しそれに対する反証を挙げ、「出版不況の原因が公共図書館の貸出し増加と無関係であれば、公賃権制度を導入しなければならない理由はなくなる。」とした。山田は「日本の公共図書館における公賃権導入の是非」において、戦後日本の公共図書館の歴史を概観し「無料貸本屋」論争が発生するまでの過程を整理したうえで、「無料貸本屋」論争の経過をまとめ、その論争から発生した公貸権の是非について論点を整理した。さらにその論点から公貸権導入の根拠に着目し、公貸権実施国の公賃権導入の動機を「自国語の文芸の保護」と「公共図書館の貸出によってもたらされる損失の補償」の2種に分類し、それぞれについて日本における導入の根拠となりえるかを考察し、結論として「日本の公共図書館における公貸権の導入は必要でない」とした。

また、ベストセラーの大量複本問題がどれだけ書籍の売り上げに影響を与えているかについて、計量的に分析を試みた中瀬大樹<sup>21</sup>の研究「公立図書館における書籍の貸出が売上に

学と技術, 2001-07-01, 51(7), p375-380.

<sup>16</sup>安井一徳. "第一章 「無料貸本屋」論". 公共図書館の論点整理. 田村俊作, 小川俊彦. 勁草書房, 2008, p1-34.

 $<sup>^{17}</sup>$ 田井郁久雄. 資料提供サービス(IV.図書館サービス). 図書館界,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{61}$ (5),  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1}$ ,  $^{2010-1-1-1}$ ,  $^{201$ 

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>長野達也.公共図書館の役割と出版業界への影響:公貸権制度導入の是非.研究紀要,高山自動車短期大学,2008-01-00,(31),p75-103.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>山田亜里沙. 日本の公共図書館における公貸権導入の是非. 家政経済学論叢, 日本女子大学, 2012-7-1, (48), p55-84.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>中瀬大樹.公立図書館における書籍の貸出が売上に与える影響について.政策研究大学院 大学知財プログラム, 2012-02-00, p1-22,

与える影響について」がある。中瀬は図書館における書籍の貸出と売り上げの関係を理論 モデルを用いて分析し、むしろ図書館における書籍の貸出によって書籍の売り上げが総計 としては増加していることを明らかにし、著作権者による逸失損益の主張は正確ではない と結論付けている。

先行研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論のなかで、公立図書館の大量 複本による貸出への批判に対して、公立図書館の公共性と知る自由を保障する機関として の社会的役割を理由に批判を退ける意見は見られたが、公共性や知る自由を保障する機関 としての社会的役割の根拠を再考し、著作者の私益との対比で研究した論文はみあたらな かった。また、公立図書館の公益性もしくは公共性と著作権者の権利との調整機能につい て、その可能性に言及した文献<sup>22</sup>はいくつかあるが、論文の形でまとまったものは管見の限 りない。よって本研究では、公益性と公共性との相違に留意しつつ、公立図書館の公益性 と著作者の私益との調整という観点からベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析 することにより、公立図書館の公益性とは何かを再考することとする。

### 1.5 本研究の構成

本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直 すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを 目的とする。

1章では、研究背景、研究目的、研究方法、先行研究および本研究の構成について述べる。 2章では、一般的な公益性の定義と概念を整理し、公共性との相違を踏まえて本研究における「公益性」を定義する。さらに、これまで公立図書館の公益性もしくは公共性について論じられた文献において、本研究の定義による「公益性」がどのように論じられているかを分析し、これまで論じられてきた公立図書館の「公益性」の特徴を考察する。3章では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、2章で定義した本研究における公立図書館の「公益性」がどのように問われたかを分析する。その上で、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が公立図書館の公益性を問い直すきっかけとなったことを示す。4章では、これまでの分析を踏まえ、これからの公立図書館の「公益性」について検討する。最後に5章において結論を述べる。

http://www3.grips.ac.jp/~ip/pdf/paper2011/MJI11004nakase.pdf (参照 2014-11-27). <sup>22</sup>古賀崇. "知的財産権(著作権を中心に): 誰のための「知」か(V-2 情報と権利)". 図書館情報学の地平:50 のキーワード. 根本彰, 三浦逸雄. 日本図書館協会, 2005, p302-308.

### 2. 公立図書館の公益性と公共性:これまでの議論

本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを目的とする。公立図書館の公益性に関する研究は、公立図書館の公共性についての研究と比較して十分にあるとは言えない状況にある。そこで本章では、まず 1 節において公益性の概念を整理し、公共性との相違を踏まえて本研究における「公益性」を定義する。2 節ではこれまで公立図書館の公益性もしくは公共性について論じられた文献において、本研究の定義による「公益性」がどのように論じられているかを分析する。3 節では、2 節で分析した公立図書館の「公益性」の特徴を考察する。

#### 2.1 公益性の概念

公立図書館の公益性を論じるに当たり、公益性と公共性の意味とその相違を明らかにしておく必要がある。まずは公益性がどのように定義され、どのような概念とされているかを整理する。その上で、本研究における「公益性」および、「公益性」との相違を踏まえた「公共性」を定義する。

「公益性」という言葉は「公益+性」に分けられる。「――性」という言葉は接尾語として働く場合、物事のたち・傾向を指す<sup>23</sup>ことから、「公益性」という言葉は「公益」をもたらす性質、と理解できる。

「公益」は多義的な概念であるが、新社会学辞典は「公益」を、「一般的に公益とは、公共の利益、つまり国民社会を形成していく上での共通の目標、共同目的、および共通善を特徴づける公共性に支えられた利益として捉えられ」<sup>24</sup>ているとする。「公共性に支えられた利益」とは捉えにくい概念であるが、言い換えれば公益とは公共性がある利益であり、公共性を条件とした利益と言えるだろう。つまり公益には公共性がある必要がある、と言える。

「公共性」も多義的な概念であるが、公共性の一般的な意味についてはその用例から齋藤純一が、①特定の誰かにではなく、すべての人々に関係する共通のもの(common)、②誰に対しても開かれている(open)、③国家に関する公的な(official)もの、という3つに大別している<sup>25</sup>。それぞれの公共性が支える公益について検討する。

①の特定の誰かにではなく、すべての人々に関係する共通のもの(common)としての公 共性に支えられた公益とは、前述の新社会学辞典の説明にある「国民社会を形成していく 上での共通の目標、共同目的、および共通善」に支えられた公益であると考えられる。

②の誰に対しても開かれている(open)公共性が支える公益とは、誰もが参加の可能性があり、誰もがその公益を受益できる、という意味にとることができるだろう。2000年以

\_

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 新村出. 広辞苑. 第6版, 岩波書店, 2008, p925.

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 森岡清美ほか編. 新社会学辞典. 有斐閣, 1993, p413. 「公益/私益」の項.

<sup>25</sup> 齋藤純一. 公共性. 岩波書店, 2000-05-19, p viii-ix.

降の公益法人制度改革に際して、公益法人の許認可において申請団体の事業目的の公益性を判断するために、公益の概念が改めて問われることとなった。2006年に施行された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以後、公益法人認定法とする)では、公益法人における公益目的事業について、第2条の4において「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。」と定められている。また内閣府公益認定等委員会は、新しい公益法人制度の詳細のうち、申請者にとっても、国・都道府県の審査当局にとっても明確にしておくことが有益であると考えられる事項について「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」26を2008年に取りまとめた。このガイドラインでは、公益法人認定法における公益目的事業の定義を、

A (学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業)であって、

B (不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの) という構成をとっており、公益目的事業か否かについては、AであってBとなっているかを判断することとなる。

と解説している。そして「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するもの」の事実認定のチェックポイントとして、「不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないか」「事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているか」が挙げられており、後者の例示の1つに「受益の機会の公開(受益の機会が、一般に開かれているか)」が挙げられている<sup>27</sup>。これは、受益の機会が一般に開かれている、という公共性に支えられた「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」という公益であると考えられる。

また、③国家に関する公的なもの(official)が支える公益とは、公害訴訟における行政側の主張に見られるように、公共事業や社会資本の建設を正当化する論拠<sup>28</sup>として用いられる場合の公益を想定することもできるだろう。しかしながら本研究では、宮川公男による公益の定義を取り上げる。宮川公男は、公益とは何かということは必ずしも明確ではなく、いろいろな定義があり得る、として代表的な定義を3点挙げている。一つは、公益とは、社会におけるすべての利益を共通の利益に対してバランスさせた総計であるというもので

<sup>26</sup> 内閣府公益認定等委員会. 公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン). 改訂版, 2013-01, http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/236986.pdf (2016-02-22 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 内閣府公益認定等委員会. 公益認定等に関する運用について (公益認定等ガイドライン). 改訂版, 2013-01, http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/236986.pdf (2016-02-22 参照), p56.

<sup>28「</sup>公共性」の項. 新社会学辞典, 有斐閣, 1993.

ある。二つめは社会のすべての、あるいは少なくとも大多数のメンバーが共有する普遍的 利益というもの、三つ目は、もたらされる何らかの理想的な結果ではなく、意思決定のな されるプロセスに焦点をあてるもの、としている<sup>29</sup>。

公益の概念があいまいであり定義が困難である理由として宮川は、対立する利害の間で駆け引きと妥協を図らなければならない政治的決定においては、公益の概念をめぐって争うとすれば人々の合意が成立せず、政策決定は不可能となるとする。現実的な政策決定のためには、公益の定義をあいまいなままとし、具体的な政策案についての合意に到達することに注力することが重要だとしている30。

以上から、本研究において公益性の定義を「公共性に支えられた利益が公益であり、公益をもたらす性質が公益性である」とする。また、3つの公共性に対応して公益性の概念には3つの側面から分析することとする(表 1)。1つめは、国民社会を形成していく上での共通の目標、共同目的、および共通善を特徴づける公共性に支えられた利益をもたらす側面であり、つまり「社会共通の価値をもたらすもの」という側面であるとする(公益性の側面①)。2つめは、「不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」という側面である(公益性の側面②)。3つめは、「意思決定のプロセスに焦点を当てるもの」という側面である(公益性の側面③)。

### 表 1 公益性の 3 つの側面

側面	説明	
公益性の側面①	社会共通の価値をもたらすもの	
公益性の側面②	不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの	
公益性の側面③	意思決定のプロセスに焦点を当てるもの	

### 2.2 公立図書館の公益性の分析

本節では、公立図書館の公益性ならびに公共性に関する文献において、「公益性の側面①」「公益性の側面②」「公益性の側面③」に照らして、公立図書館の公益性がどのように論じられているかを分析しその特徴を明らかにする。

分析の対象とする文献は、公立図書館の公益性・公共性について書かれた文献 49 件とする。CiNii Articles の論文検索を用いて、2015 年 9 月 27 日にすべての文献を対象にフリーワード「図書館 AND 公益性」で検索すると検索結果は 1 件であった。対象を広げてキーワードを「図書館 AND 公益」とすると 207 件が得られたが、その中には著者所属の法人格としての公益法人等のみに「公益」という言葉が現れ文献の内容とは関係がないものが多く含まれた。そこで、複合語とならない「公益」のみをキーワードとするために検索式

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 宮川公男. 政策科学入門. 第 2 版, 東洋経済出版社, 2002, p104-105.

<sup>30</sup> 宮川公男. 政策科学入門. 第 2 版, 東洋経済出版社, 2002, p120-121.

を「図書館 AND /公益/」としたところ、検索結果は 0 件だった。他の研究分野の文献等では、「公益性」が「公共性」と共に出現する頻度が高く、また「公共性および公益性」のように両語を明確に区別せずに用いている文献が多かったことから検索式を「図書館 AND 公共性」としたところ、結果は 55 件であった。55 件中、重複 4 件、書評 3 件を除いた 48 件の文献が得られた。従って「図書館 AND 公益性」の検索結果 1 件と、「図書館 AND 公共性」の検索結果から得られた 48 件の計 49 件を分析対象とした。

キーワードを「公立図書館」ではなく「図書館」としたのは、公立図書館を対象とした 文献で「公共図書館」という表記を用いているものがあることが想定されたためである。「図 書館」としたために公立図書館以外の図書館について書かれた文献も対象に含まれている が、その内訳は大学図書館 2 件、私立図書館数 1 件と、数が少ないことと、これらの文献 中で総論的に図書館の「公益性」について触れている文献がある可能性もあったことから、 分析対象に残すこととした。

発表年代別の文献数は図1のとおりである。

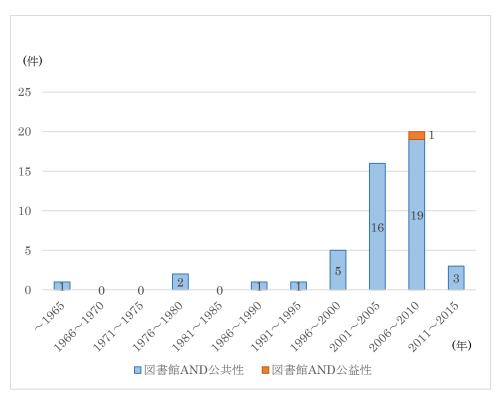


図1 図書館の公益性および公共性に関する文献数の推移

次に、49 件の文献を「公益性の側面①」「公益性の側面②」「公益性の側面③」の基準に 応じて分類を行う。当然ながら、1 つの文献中で複数の「公益性の側面」に言及しているも のもあり、また公立図書館の公共性もしくは公益性について内容に踏み込むことなく触れ ているだけの文献もあったため、各分類の文献数の合計は対象とした文献の総計 49 件とは 異なる数値となる。分類内容と文献数を表 2 に示した。

表 2 公立図書館の公益性について論じられている文献の「公益性の側面」による分類

側面	論じられている公益性	文献数(件)
公益性の側面①	知の共有	11
社会共通の価値をもたらすもの	地域の文化と歴史の継承	1
公益性の側面②	知る自由の保障	13
不特定かつ多数の利益の増進に	(無料原則、多文化サービス等を含む)	
寄与するもの	学習権の保障	2
公益性の側面③	住民参加によるまちづくり	2
意思決定のプロセスに焦点を当	自由な討論・意思決定の公共空間	2
てるもの		

はじめに分類の結果を概観する。「公益性の側面①:社会共通の価値をもたらすもの」としては、「知を共有する」という公益を実現するための公共財としての公立図書館について、11 件の文献が論じていた。また、地域の文化や知識の継承という公益について1 件が論じていた。「公益性の側面②:不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」としては、市民の基本的人権である「知る自由」の保障という公益を実現するための、アクセス保障や無料原則に関する文献が13 件あった。また、教育権や学習権を保障するという公益に関する論文が2 件あった。さらに、「公益性の側面③:意思決定のプロセスに焦点を当てるもの」として、住民参加とまちづくりに関する公益について論じた文献が2 件、自由な討論・意思決定の公共空間についての文献が2 件あった。

以下では、3つの「公益性の側面」それぞれに分類した対象文献で論じられている「公益」 と「公益性」について分析する。

### 2.2.1 公立図書館における公益性の側面①(社会共通の価値をもたらすもの)

公立図書館における「公益性の側面①:社会共通の価値をもたらすもの」によってもたらされる「公益」として、「知の共有」と「地域の文化と知識の継承」が論じられている。 各「公益」について、それをもたらす「公益性」の特徴を分析する。

#### (1) 知の共有

「知の共有」について論じられている文献は、最も古いもので 1960 年代から現れ始める。 以降 1980 年代までは、公立図書館の公共性として、図書・資料・情報の蓄積と共有を取り 上げる文献が多く、1990 年代以降、他のテーマを扱う文献が増えてくるものの、その後も 出現している。

対象文献群のなかでもっとも古いものは、国会図書館支部日本学術会議図書館長であった大西一正による 1963 年の「『図書の公共性』ということ」というエッセーである<sup>31</sup>。大西は、図書という文化所産は「人類とか民族の共有すべきもの、共に享受すべきもの」であり、さらにその価値が「他の同種の文献と取りまとめられることによって一層高くなる。」とし、「ここに、図書館等のもつ重要な使命の一つがある」とみる。図書館がもつ、図書の収集・保存機能と、組織化する機能、そしてその図書を公開する機能が図書自体の公共性を高めるとして、ここに図書館の公共性を見出している。

相原信也と田中久徳は、1990 年代に入って図書館でもコンピュータの導入が進み、また 社会基盤として情報通信ネットワークが整備されつつある状況における図書館の公共性を 考察する中で、従来は、出版流通での情報のフロー的利用経路に対比して、「図書館は情報 の蓄積や組織化といった形でストック的な情報利用を保障する社会装置として位置づけら れる」とし、ここに図書館の公共的意義があったとする。しかし、情報の電子化が進めば 情報をストック化するための物理的・経済的障壁が大きく低下し、図書館が担ってきたス トック機能を市場が担いうる可能性に言及している32。

また、山重壮一は、「公共図書館はなぜ無料なのか」との問いに2つの理由を挙げているが、その一つとして、公立図書館が公共財だからであり、公立図書館を公共財たらしめているものは、一定の収集方針のもとに資料・情報がコレクションとして形成されており、分類や目録などによって組織化され、図書館員による専門的アドバイスも受けられることであるとしている。そして、「公共図書館とは『知』を共同化する(集めて再分配する)ところである」とまとめている33。

公共財とは、「公共部門が提供する財・サービス」34であり、多数の経済主体が同時に消費することが可能である(消費の非競合性)ことと、料金を支払わない者を消費から排除することができない(排除不可能性)という2つの重要な特徴を持つ35。2つの特徴のいずれか一方を満たせば市場性が成立せず、公共財の条件を満たすこととなる。公立図書館を一定の収集方針のもとに収集され組織化されたコレクションと、レファレンスというサービスも含めた総体のサービスとして捉えると、多数の利用者が同時に公立図書館を利用することが可能であり消費の非競合性が成り立ち、公立図書館は公共財であると言える。

このように、公立図書館が図書・資料・情報をコレクションとして構築し組織化し、図

\_

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 大西一正.「図書の公共性」ということ. びぶろす, 国立国会図書館 図書館協力部, 1963-07, 14(7), p3-6.

<sup>32</sup> 相原信也,田中久徳.ネットワーク時代における図書館の公共性 (機械化から電子化へ<特集>).現代の図書館,1995-12,33(4),p244-249.

<sup>33</sup> 山重壮一. 公共図書館はなぜ無料なのか (特集 学びの公共性と「受益者負担」). 月刊社 会教育, 2001-10, 45(10), p26-32.

<sup>34</sup> 大阪市立大学経済研究所. 経済学辞典. 第3版, 岩波書店, 1992.「公共財」の項.

<sup>35</sup> 秋吉貴雄ほか. 公共政策学の基礎. 新版, 有斐閣, 2015, p86-87.

書館員によるレファレンスサービスが行われることで付加価値が加わり公共財となることで、そこに知の共有という「公益」がもたらされるという意味において「公益性の側面①: 社会共通の価値をもたらすもの」とする。

### (2) 地域の文化と歴史の継承

新海英行は名古屋市立図書館で指定管理者制度の導入が市から提案された際、市民による反対運動の一環で開催された片山善博慶応大学教授・前総務大臣による講演会「図書館のミッションを考える」の中の片山氏の次の言葉を引用している。

地方の図書館は地方の文化・歴史の継承者であるべきである。地域で保存し、蓄積して後世の人に活用してもらうことが必要である。これらはきわめて知的な仕事で、そういう大切な仕事に携わる人の雇用を細切れにしてはいけない。36

地域の文化や歴史を継承するという、地域社会の共通の利益や価値という「公益」をもたらすために、地域資料を収集・保存し提供することは、公立図書館の「公益性の側面①」に分類することができると考えられる。

## 2.2.2 公立図書館における公益性の側面②: 不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの

対象文献群において、公立図書館における「公益性の側面②:不特定かつ多数の利益の 増進に寄与するもの」によってもたらされる「公益」として、「知る自由」と「学習権」が 論じられている。各「公益」について、それをもたらす「公益性」の特徴を分析する。

「知る自由」も「学習権」も、憲法に明文化されてはいないがそこから導き出される新しい人権として認められるようになった権利である。知る自由は、憲法 21 条で保障されている表現の自由を、表現を受け取る側からも保障するための権利である³7。一般的には「知る権利」と表記されることも多いが、図書館関係者では伝統的に「知る自由」という表記が使われてきた。図書館における「知る自由」は「知る権利」とほぼ同義として使われているが、法学分野では「知る自由」は消極的な権利、「知る権利」は積極的な権利として区別する。「知る自由」と「知る権利」の相違については、「4.1.2 民主主義の根幹としての知る自由」で後述する。

「学習権」は、日本国憲法 26 条の教育を受ける権利をさらに積極的に捉えた権利である。 いずれも、「公益性の側面①」である社会全体の共通目的とも考えることができそうだが、 市民一人ひとりの権利や自由という価値に焦点を当てるという意味で、「公益性の側面②」 に分類した。

<sup>37</sup>日本図書館協会図書館の自由委員会編.「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説. 第 2 版、日本図書館協会、2004.

<sup>36</sup> 新海英行.公共図書館民営化の動向と課題:指定管理者制度導入をめぐって.研究紀要,名古屋柳城短期大学,2014-12-20,(36),p4.

### (1) 知る自由の保障

対象文献群において、「知る自由」という公益とそれをもたらす公立図書館の性質である「知る自由の保障」という「公益性」について論じている文献がもっとも数が多い。特に、公立図書館の無料原則を論じる際に、知る自由を保障するという公立図書館の公共性が無料原則の根拠として挙げられている。

最初期の文献が、無料を原則とする図書館における複写料金の適用根拠について考察した、1987年の伊藤順<sup>38</sup>の文献である。伊藤は先行文献の分析により図書館における複写料金の運用の論理をモデル化し、無料の原則が適用される可否を決定するキーポイントを、知的自由の保障において、利用機会の公平性、②経済的自由を保障する手段の論理において、接近手段の共有性、の2つとした。

1990年代半ば以降、資料のデジタル化が進み、公立図書館において商用データベースの導入や電子図書館構想などで設備投資等に経費がかかるようになると、それらのサービスを受益者負担の観点から有料にするかどうかが検討されるようになった。

名和小太郎39は、著作権法が、公立図書館がオンラインサービスやデジタル化を進めるための公衆送信権や複製権の制限規定を設けていないことから、電子図書館の構築の妨げになっているとし、これを迂回するための方策を検討している。方策の一つとして、電子図書館を「図書館の公共性を棄て」て名目上有償化することを提案している。電子図書館の所蔵するデジタル型出版物を、著作権法第30条の2が規定するデジタル録音・録画機器によって記録される著作物(デジタル型著作物)に相当する、と再定義することで、デジタル型著作物の私的使用に対する補償金制度を電子図書館サービスに適用する、という方策である。デジタル型出版物に対するブラウジング用端末にデジタル録音・録画機器に対する補償金をかければ、ユーザーがブラウジング用端末を購入するときにすでに補償金を上乗せした金額を支払っていることになる。それにより、ユーザーが電子図書館のデジタル型出版物を利用する際には著作権料に相当する料金を支払う必要がないことになり、電子図書館側としては無償での提供が可能になる。この方策の是非はさておき、ここで名和は図書館の公共性を無償によるサービスと同一視していると考えられ、この点に関して説明や考察を行っていない。

2007年に『みんなの図書館』誌上で組まれた特集「『無料の原則』から公共性を問い直す」 においても、掲載された4文献40はいずれも公立図書館の無料の原則を図書館の公共性とし

<sup>38</sup> 伊藤順. 無料原則と公共性——複写料金の適用根拠をめぐる行為論的考察. 図書館界, 1987-03, 38(6), p339-346.

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 名和小太郎. 電子図書館:著作権をめぐる2つの選択:公共性の維持か,市場への参入か. 大学図書館研究, 1997-12, 52, p20-24.

<sup>40 「</sup>みんなの図書館」2007年3月号 (359号) 特集「『無料の原則』から公共性を問い直す」に掲載されているのは以下の4文献である。

高橋優子. 図書館サービスにおける利用者負担アンケート. p2-10.

て捉えた上で、当時の公立図書館の現場で無料の原則が守られているかどうか、図書館員 の意識はどうか、といった議論を進めている。

このように、公立図書館の無料の原則をその公共性とする理由として、なぜ公立図書館が無料であるかを問い直すことなく、図書館法に規定されているから無料であり、無料であるから公共性がある、ということを説明しない文献もある。

もちろん、無料の原則を図書館の公共性の観点から論じている文献もある。山口源治郎は、構造改革や指定管理者制度の導入において公立図書館の公共性が維持できなくなる危惧をいくつかの文献で発表している。例えば、「『構造改革』と公立図書館の公共性」41において、「(「構造改革」を背景とした図書館「改革」の)核心的問題は図書館の公共性の問題である。いいかえれば(中略)『市場化』によって、果たして住民の知る権利や読む自由が保障され確保されるのかということである」と述べている。その主張の根本には、図書館の公共性は、住民の知る権利や読む自由を保障し確保することにあり、無料の原則に支えられているという点にあるといえよう。その上で、構造改革によって行政マネジメント、さらには図書館経営にも導入される市場原理は、公立図書館にはなじまないとし、導入に際して起こりうる問題点を指摘する。

また、1998 年 10 月に生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会が取りまとめた「図書館の情報化の必要性とその推進方策について――地域の情報化推進拠点として――(報告)」では、「図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第 17 条にいう『図書館資料の利用』には当たらないと考えるのが妥当である42」とし、同条の解釈によってインターネットや商用オンラインデータベースの有償提供を容認した。これに対し、宮沢厚雄は、図書館サービス有償化の根拠と目されている 5 項目について図書館サービスの公共性という観点から検討したうえで、「公共経済学の立場からすれば、高度・多様化した新たな図書館サービス、とくにネットワーク情報資源の導入にさいしては、無料の原則に固執する根拠は薄い43」としながらも、図書館の理念としての地域住民の知る自由の保障を前提とするならば、むしろ図書館法の「図書館資料」の定義を改める等の法改正を行う

後藤 暢. 無料の原則を考えるために. p11-16.

細井 正人. 図書館の無料の原則は守られているか:図書館の相互貸借からみる無料の原則. p17-24.

山家 篤夫. 都立図書館「改革」の具体的方策 . p25-31.

41 山口源治郎.「構造改革」と公立図書館の公共性 (特集 私たちの図書館は今……). 月刊社会教育, 2003-10, 47(10), p10.

42生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会. 図書館の情報化の必要性とその推進方策について-地域の情報化推進拠点として-(報告). 1998-10-27,

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/12/shougai/toushin/981001.htm(2015-10-08 参照).

<sup>43</sup> 宮沢 厚雄. 図書館サービスの公共性と経済性: 図書館法改正をめぐって. 桜花学園大学研究紀要, 2001-03-31, 3, p189.

などして図書館の理念を保持するべきであり、無料の原則は不可欠である、と結論付けている。

このように、無料の原則を公立図書館の公共性から論じる場合、知る権利もしくは知る 自由の保障にその根拠を求めることがほとんどである。

知る権利もしくは知る自由は、憲法に明文化されていないがそこから導き出される新しい人権として、日本では 1950 年代に入ってから広まった考え方であり、図書館法が施行された 1950 年にはまだ一般的であったとは言い難い。しかし、図書館法案策定に当たり 17条の無料の原則の規定には、図書館の公共性と公開性のためにはいかなる対価も徴収すべきではないという総司令部民間情報教育局(GHQ/CIE)の強い意向が働いていたとされる44。岸本は、CIE が、すべての国民が等しく図書館サービスを活用できるということが、その後の日本の社会にとって重要な意義を持つことを確信していたからであろう45としている。

公立図書館の公共性を情報アクセスの保障に置く文献には次のようなものがある。相原信也・田中久徳46は、「図書館の公共性は、平等なアクセスの保障を大原則としている」とし、情報共有化の理念を実現するための社会教育機関として公立図書館が出発し、その理念を「いつでも、どこでも、誰でもの原則」や「無料利用の原則」といった形で表明してきたとする。また和知剛47は、図書館の公共性を「ある『資源』を必要なときに必要なだけ(無料で)引き出すことができる」という「知る権利」を保障することとし、「資源」に対する「機会の平等」の保障が公共図書館の機能であるとしている。山田正行・佐藤康子は、「情報(化)社会」の一つの側面である図書館情報のサービスの実践が、地域社会教育の公共性の問題とどのように相関しているかを考察するなかで、まず、図書館サービスとは地域社会の中で公共性を確保する実践であるとする。さらに、「特定の人間や集団だけが知るのではなく、普く全員が知ることが、そこでは問われるのであり、この点で、情報をめぐって公共性が問題とされている」としていることから、だれでも情報を得ることができるという情報アクセスの平等性が公共性であるとしている48。

以上から、公立図書館における知る自由という「公益」を保障するという「公益性」は、 情報アクセスの平等性を保障することであり、具体的には無料の原則や、対象文献群には 現れなかったが全域サービス、ユニバーサルサービスといった形で現れるものであるとい

<sup>44</sup> 岸本岳文. "7章 公立図書館における「無料の原則」". 新図書館法と現代の図書館. 塩見昇, 山口源治郎. 日本図書館協会, 2009, p190.

<sup>45</sup> 岸本岳文. "7章 公立図書館における「無料の原則」". 新図書館法と現代の図書館. 塩見昇, 山口源治郎. 日本図書館協会, 2009, p187-200.

<sup>46</sup> 相原信也,田中久徳.ネットワ-ク時代における図書館の公共性 (機械化から電子化へ<特集>).現代の図書館,1995-12,33(4),p244.

<sup>47</sup>和知剛. 市民が公共図書館を「耕す」――公共図書館における「公共性」の再構築に向けて. 紀要, 郡山女子大学, 2008-03, 44, p73-81.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup>山田正行,佐藤康子. 図書館サービスと情報社会における地域社会教育の実践的公共性. 秋田大学教育学部研究紀要, 1997-05, 52, p55-59.

える。

### (2) 学習権の保障

公立図書館の「公益性」として学習権の保障を挙げている文献は、数としてはあまり多くなく、また比較的近年になって論じられるようになった。

後藤暢49は、市場原理によって公立図書館の無料の原則が揺らいでいるという認識の上で、それまで無料の原則の根拠が論じられた形跡があまりないとし、無料の原則を考えるために必要なことを3点挙げている。1つめは、社会の変化により人々の生活水準が低下する一方で情報欲求は上がっており、生活を支えるセーフティ・ネットの役割を果たすことが図書館の無料の原則の根拠となりうるとするものである。2つめは、ユネスコの学習権宣言(1985年)を引き、学習権の保障において図書館の無料の原則の根拠が明瞭になるとする。そして3つめとして、日本の公立図書館は、戦前は有料だったものが、図書館法で規定された後で実体が整備されたために、成文法以前に「事物の性質に照らしてそうあるべき原理や制度論理」としての「条理」ないし「条理法」の研究が立ち遅れているとし、図書館の無料の原則の根拠を図書館法第17条に求めるだけでなく、それ以前の「条理」について研究すべきとしている。

また、大澤正雄50は、公共性を「住民の利益や権利としての社会的な憲法論理の共同原理と認識する」という考えを踏まえ、日本国憲法の3理念「国民主権主義、平和主義、基本的人権尊重主義」のそれぞれが、国民の学び・知る権利=学習権と深く結びついており、「公共図書館の任務は住民が必要とする知識や情報を資料提供という形で保障していく、すなわち国民の学習権保障にある」とする。

大澤のいう「学習権」には知る権利が含まれているが、民主主義において自立的・理性的な主体として主権者を育てるための知る権利に加えて、教育機会の開放による労働権の本質的保障や、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」および憲法 13 条の幸福追求権が含まれるとしている。

以上より、公立図書館において学習権という「公益」を保障する「公益性」を、「公益性の側面②」に分類した。知る自由の保障と合わせ、「公益性の側面②」の特徴は、人権を保障し「知」という価値へのアクセスの平等性を確保するという性質を持つものであるといえる。

# 2.2.3 公立図書館における公益性の側面③: 意思決定のプロセスに焦点を当てるもの

公立図書館の公益性を、市民自らが公立図書館の経営に関して議論し決定していく場で

49後藤暢. 無料原則を考えるために (特集 「無料の原則」から公共性を問い直す). みんなの図書館, 2007-03, 359, p11-16.

<sup>50</sup>大澤正雄. 公立図書館経営と「公共性」. 戸板女子短期大学研究年報, 2002, 45, p51-67.

あることに見出している文献が、2000年代半ば以降に出現するようになった。これは、地方分権が進み公立図書館の運営にも地域住民の意向が反映されやすくなったことや、図書館の運営にボランティアを活用するようになったため住民が図書館運営の現場に参加するようになったこと、そして、指定管理者制度の導入などにより図書館の運営方法が多様化し、住民がどの方法を選択するかを決定する機会が増えたことによると考えられる。

### (1) 住民参加によるまちづくり

中川幾郎は、豊中市図書館協議会委員長として、市からの指定管理者制度導入に対しての諮問へ、指定管理者制度は図書館になじまないとする報告を出し、併せて図書館の自己評価システムを構築した経験を通じて、図書館とは自立した意思決定のできる市民を育てる、人づくりの機能と同時に、市民的公共性を創出する基盤であるとしている51,52。

### (2) 自由な討論・意思決定の公共空間

政治学者である石田雄は、東京都立図書館の図書廃棄問題を機に開催されたシンポジウムでの「今こそ公共性の蘇生を」と題した講演の中で、アメリカにおける公共図書館の成立過程を紹介し、公共性とは自由な討論とそれに必要な素材を提供する図書、それを納める場としての図書館を基礎的な条件としていたことに触れ、ニュー・パブリック・マネジメントによる効率性の追求が公共性喪失を招いているとして、そもそもの立場に立ち返り、「自分たちで公共をつくりだしていく、自分たちで自由な討論をし、どのようにしてそれを公共の意思決定にむすびつけていくことができるのか」を考えるべきだとして、公共性の拠点として図書館が役割を果たすことを期待しているとしている53。

新海英行は、名古屋市図書館における指定管理者制度の導入において、市民・利用者が この問題についての学習会や集会を通じて「図書館をめぐるいわば『熟議』をとおしてあ る種の公共空間が形成される可能性が生まれた」とし、新たな市民的公共性を構築する可 能性を示唆している<sup>54</sup>。

これらはいずれも、行財政改革を通じて図書館のあり方を市民自身が議論し意思決定していく過程で生まれる、民主主義の実践の場が、図書館の公共性であるとするものである。これは、先述した、民主主義の根幹として、議論を通じて意思決定できる自立した市民を育てるための、知る自由を保障することを図書館の公共性とするものとかなり近い見解で

<sup>51</sup> 中川幾郎. "基調講演 図書館づくりはまちづくり--図書館の公共性を考える" (市民とつくる図書館--共に成長していけることを願って(総合・研究部門研究集会)). 全国公共図書館研究集会報告書. 日本図書館協会公共図書館部会, 2008, p3-9.

<sup>52</sup> 中川幾郎. 羅針盤 平成 21 年度 共同研究「図書館運営のあり方研究会」公開講座 図書館づくりはまちづくり--図書館のもつ公共性とは. 自治大阪, 大阪府市町村振興協会, 2009-11, 60(8), p10-24.

<sup>53</sup> 石田雄. 今こそ公共性の蘇生を・・今日の危機的状況における公共図書館の使命を考えるために(「緊急集会 首都にふさわしい都立図書館を」における講演より). 現代の図書館, 2004-03, 42(1), p51-58.

<sup>54</sup> 新海英行. 公共図書館民営化の動向と課題: 指定管理者制度導入をめぐって. 研究紀要, 名古屋柳城短期大学, 2014-12-20, 36, p01-07.

はあるが、前者が、市民個人に対する権利保障としての公共性であるのに対し、後者は市 民による民主主義実践の場としての公共性であり、コミュニティ全体の進展を企図する公 共性であるといえる。

ここで論じられている「公益性」は、「公益性の側面③意思決定のプロセスに焦点を当てるもの」に相当する。すなわち、公立図書館が知る自由を保障することで自ら意思決定のできる市民を育て、その市民が議論を通じて図書館経営に関わっていくという民主主義のプロセスを実践するという「公益」を実現するための公共空間という「公益性」が、公立図書館の「第3の公益性」であると考えられる。

### 2.3 公立図書館の3つの公益性

本章では、これまで公立図書館の公益性が積極的に論じられてこなかった状況と、そのような状況において消極的にでも論じられてきた公立図書館の公益性の特徴を明らかにすることを目的とした。

第 1 節では、本研究における「公益性」の定義を「公共性が支える利益が公益であり、 公益をもたらす性質が公益性である。」とした。そして「公益性」の概念の特徴として、以 下の 3 つの側面を整理した。

公益性の側面①:社会共通の価値をもたらすもの

公益性の側面②:不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの

公益性の側面③:意思決定のプロセスに焦点を当てるもの

第2節では、公益性の3つの側面に照らして、公立図書館の公益性ならびに公共性について書かれた文献49件を分類した。

まず、公立図書館の「公益性の側面①:社会共通の価値をもたらすもの」は、知を共有するという性質である。公立図書館が図書・資料・情報をコレクションとして構築し組織化し、図書館員によるレファレンスサービスが行われることで付加価値が加わり公共財となることで、知の共有という「公益」をもたらす性質である。ここでいう知の共有とは、いま存在する知のみでなく、時間を超えて知を継承していく共有も含む。これを、本研究では公立図書館の「第1の公益性」とする。

公立図書館の「公益性の側面②:不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」は、人々の知や情報へのアクセスを保障し機会の平等性を確保するという性質である。「第2の公益性」により個々人が知にアクセスし共有することで獲得した利益や価値の総和が、社会全体の「公益」をもたらす。これを、公立図書館の「第2の公益性」とする。

公立図書館の「公益性の側面③:意思決定のプロセスに焦点を当てるもの」は、人々が自ら意思決定する市民となり、議論を経て地域の政策を選択していくという、民主主義のプロセスを実践する場であるという性質である。これを、公立図書館の「第3の公益性」とする。この「公益性」は、2000年代半ば以降になって論じられるようになったものである。

公立図書館の3つの「公益性」を表3にまとめる。

表 3 公立図書館の 3 つの公益性

	公立図書館の公益性	対応する公益性の側面
第1の公益性	知の共有	公益性の側面①:社会共通の価
		値をもたらすもの
第2の公益性	情報へのアクセスの保障	公益性の側面②:不特定かつ多
		数の利益の増進に寄与するもの
第3の公益性	民主主義のプロセスの実践	公益性の側面③: 意思決定のプ
		ロセスに焦点を当てるもの

公立図書館の3つの「公益性」を概観すると、3つは互いに独立した性質ではなく、一つの展開の中で位置づけられるものだと考えられる。「第1の公益性」によって、資料や情報が収集・組織化され、目録やデータベース等の検索機能が付与され、さらに図書館員によるレファレンスという人的サービスも整えられ付加価値を付けることで、公立図書館全体が公共財として公益をもたらすと考えられる。「第1の公益性」によってもたらされた公益を、「第2の公益性」によって誰でもアクセスできるよう保障することで、利用者個々人が知識を得、つまりは公益を分配される。人々が得た知によって新たな利益や価値を得ることの総和が公益となる。さらに、「第2の公益性」によって得た知識によって人々が自ら意思決定できる市民として成長し、公立図書館という場において議論し地域の意思決定を行うという民主主義のプロセスを実現することが、さらに公益を生み出すことに繋がっていく。公立図書館の3つの「公益性」には、このような連関を見出すことができる。

しかしながら、なぜこれまで、公立図書館の「公益性」が「公共性」と明確な区別なくに論じられてきたかといえば、これまでの論者が、公立図書館の公共性という条件に注目し、その結果としての公益の部分はあまり意識してこなかったからではないかと考えられる。そのような公立図書館の公益性を積極的に論じてこなかった状況が、ベストセラー大量複本問題をめぐる議論において問われたのではないか。そうした仮説の下に、次章にてベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析する。

### 3. ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論における公立図書館の公益性

本章では、「公立図書館の公益性」を再考するに当たり、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を取り上げる。まず1節で分析の対象および期間について述べる。2節ではベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の背景と経過を整理する。3節で、本研究における「公立図書館の公益性の側面」の視点からベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析する。さらに、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論から派生した公貸権制度をめぐる議論において「公立図書館の公益性」がどのように捉えられていたかを4節にて分析する。5節でまとめとして、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において「公立図書館の公益性」がどのように記じられていたかを検討する。

### 3.1 分析の対象

本章において分析対象とする文献等の対象期間は、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の発端となった、1998年の津野海太郎による雑誌記事「市民図書館の理想のゆくえ」 55以降、同議論が沈静化するに至った 2005年の日本ペンクラブ等権利者 5団体による「図書館の今後についての共同声明」56までとする。

分析対象とする文献は、対象期間に記述・発表されたベストセラーの大量複本問題をめ ぐる議論について書かれた以下の文献である。

- (1) 2001 年文化庁著作権分科会情報小委員会 図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ (以下、「図書館 WG」とする) 議事録
- (2) 2002 年文化庁文化審議会法制問題小委員会下に設けられた、図書館等における著作物等の利用に関する検討(以下、「図書館検討」とする)の「検討結果」と、「検討結果」に基づいて文化庁著作権課が作成した「権利制限の見直しについて」、これらが報告された法制問題小員会と著作権分科会の各回議事録、および2003年1月発表の文化審議会著作権分科会の「審議経過の概要」
- (3) 1998年から 2005年の間に国会で公立図書館の複本および公貸権に関してなされた質 疑の議事録
- (4) 以下の団体の、1998 年から 2005 年の理事会等議事録 日本図書館協会、日本ペンクラブ、日本文藝家協会、図書館における著作物の利用に 関する当事者協議会
- (5) 以下のシンポジウムの記録 日本ペンクラブ主催:「激論!作家 vs 図書館」(2002 年 9 月 7 日)、「作家・読者・

56日本児童文学者協会,日本児童文芸家協会,日本推理作家協会,日本文藝家協会,日本ペンクラブ.図書館の今後についての共同声明(平成17年11月8日).2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf(2015-11-26参照). 図書館~公貸権を考える」(2003年11月8日)

日本図書館協会主催:「進化する図書館-著作権を中心と知る課題と将来像を考える -」(2002年10月25日)、「図書館の振興と出版文化・地域文化を考える-資料 費の削減が進む中で-」(2003年7月16日)

日本文藝家協会主催:「「書籍流通の理想をめざして」(2003年2月10日)

日本図書館研究会主催:「図書館サービスと著作権」(2002年3月10日)

(6) 1998 年から 2005 年の間に発表された、図書館のベストセラーの大量複本と公貸権に関する論文・記事・放送番組等

なお、文献調査の補足として、この議論におけるオピニオンリーダーを対象に、半構造化インタビューを行い、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において図書館の「公益性」についてどのように考えていたかを調査した。インタビュー調査の対象者は、表 4に示す7名である。

表 4 インタビュー調査対象者(氏名の50音順)

氏名	1998~2005 年の所属・役職等	インタビュー日時
	(インタビュー時の所属・役職)	インタビュー場所
岡本 薫	文化庁著作権課課長(1998~99、2001~2003年)	2014年8月1日(金)
	文部省学習情報課長(1999~2000年)	11 : 00~12 : 20
	文部科学省研究振興局学術研究助成課長(2003	政策研究大学院大学岡本研究室
	~2004 年)	
	文部科学省スポーツ・青少年	
	局企画・体育課長 (2005~2006年)	
	(政策研究大学院大学教授)	
酒川 玲子	日本図書館協会事務局長	2014年9月12日(金)
	文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等	15:00~17:00
	における著作物等の利用に関するWG委員	日本図書館協会事務局
	(日本図書館協会参与)	
常世田 良	浦安市立中央図書館長	2014年9月20日(土)
	日本図書館協議会著作権委員会貸与権問題特別	14:00~16:30
	検討チーム委員	立命館大学常世田研究室
	(立命館大学文学部日本文学研究学域教授)	
樋口 清一	日本書籍出版協会調査部	2014年8月8日(金)
	(日本書籍出版協会事務局長 )	16:00~17:00
		日本書籍出版協会事務局応接室

三田 誠広	作家	2014年7月22日 (火)
	日本文藝家協会常務理事	11 : 00~12 : 20
	文化庁文化審議会著作権分科会委員	武蔵野大学三田研究室
	(作家、武蔵野大学教授、日本文藝家協会副理事	
	長)	
南 亮一	日本図書館協会著作権委員会委員	2014年9月5日(金)
	国立国会図書館総務課著作権問題検討委員会デ	16 : 30~18 : 30
	ジタル化における文化庁長官裁定(1998 年~)	JR 上野駅構内「シーズカフェ」
	国立国会図書館逐次刊行物部複写課複写調整係	
	長 (2000 年~)	
	国立国会図書館調査及び立法考査局文教科学技	
	術課主査(2003年4月~、2003年7月~同副主	
	査)	
	国立国会図書館調査及び立法考査局国会レファ	
	レンス課課長補佐 (2007 年 10 月~)	
	(国立国会図書館関西館文献提供課長)	
吉田 直樹	日本図書館協会著作権委員会委員	2014年10月18日(土)
	東京都立中央図書館企画部企画協力課企画係	13 : 30~16 : 00
	(無)	筑波大学大塚校舎 322 室

インタビューの質問項目は以下のとおりである。

- A. 公貸権の議論と自身との関わり
- ① 最初に関わったきっかけは何だったか。

(そもそも権利者団体もしくは図書館団体を代表して意見を表明する立場にあった。雑誌 等への寄稿。委員への選出。シンポジウムのパネリストへの招待等)

- ② 問題を認識したのは、何がきっかけだったか。それはいつごろだったか。最初はどのような印象を持ったか。
- B. 公貸権の審議の経緯
- ① 委員となった (パネリストになった、記事を雑誌に発表した) 理由は何だったか。所属 する団体を代表したものだったか、個人の指名によるものだったのか。
- ②-1 所属する権利団体を代表したものだった場合、団体内部でどのように意見を集約し形成したのか。
- ②-2 個人としての参加だった場合、
- ③ 議事進行はどのように進められたか。
- ④ 委員会において、公貸権に関して自身はどのような発言をしたか。自分の発言に対して、

他の委員からはどのような反応があったか。

- ⑤ 委員会における他の委員や事務局からの発言で、記憶に残っているものはあるか。それ はなぜか。
- ⑥ 各回の議事録や、上位委員会への審議経過の報告に、自分の発言や自分が代表した団体 の意向が十分に反映されたかと考えているか。
- C. 所属する権利団体が発表した提言・声明等について
- ① 自身が所属する団体が公貸権に関して提言や声明を発表したか。発表したことがあれば、それに対して自身はどのように関与していたか。
- ② それらの提言等を発表することになった直接の理由や原因は何だったか。
- ③ 提言等の内容が確定するまでに、団体内でどのような議論があったか。
- ④ 発表された提言等に対して、他の権利団体やその他の人々からどのような反響があったか。
- D. 公貸権の議論が起こった背景
- ① なぜ、1990年代後半から 2000年代前半にかけて、公貸権に関する議論が起こったと考えているか(出版不況、著作者の権利者意識の高まり、電子書籍・電子図書館の可能性等)。
- ② 同時期に、貸与権や図書館における複写等、著作権者のその他の権利も議論されていたが、それらと公貸権との関係をどう捉えているか。
- E. 現在の自身の立場
- ① 現在公貸権制度は成立していないが、その要因は何であったと考えるか。
- ② 現在は図書館の複本や公貸権についてどう考えているか。現状に納得しているか。すでに公貸権に関する議論は終結したと考えているか。

なお便宜上、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、公立図書館を批判する立場にある一部の著作者・出版社のグループを「著作者・出版社側」、公立図書館を擁護する立場にある主に日本図書館協会を中心とする図書館関係者のグループを「図書館側」と表記する。著作者・出版社の中には公立図書館のサービスに肯定的な立場を取る者もいるし、図書館の関係者の中にも公立図書館の貸出中心のサービスに批判的な者もいる。本研究において「著作者・出版社側」「図書館側」といっても、それぞれの全体を指してはいない。

また、「公貸権制度」とは、図書館における資料の貸出に対する補償を著作者に対して実施する制度を指す。「公貸権」は英語の Public Lending Right の訳語であり、ほかにも「公共貸出権」「公共貸与権」等の表記がみられるが、本研究では「公貸権」を採用する。また、分析対象である文化庁文化審議会著作権分科会等の議事録等において「図書館資料の貸出に関する補償金」もしくは簡略して「補償金制度」と表現されているが、本研究ではこれらを「公貸権制度」と同じものとして扱う。

### 3.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の背景と経過

本節では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の背景と概要を整理する。まず制度的背景の一つとして著作権法の制限規定を元に、ベストセラーの大量複本問題をめぐる著作者と図書館側の関係を示す。次に、ベストセラーの大量複本が著作者らの一部から問題視されるようになった社会的背景を考察する。そして、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の経過を経年的に概観する。

### 3.2.1 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の社会的背景

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が起こった社会的背景として、著作者・出版 社側の状況として、出版不況、著作者の権利意識の向上、電子書籍と著作権について著作 者が抱いた危機感について整理する。また、公立図書館をめぐる社会的な背景として、行 財政改革の下で導入されたニュー・パブリック・マネジメントについて概観する。

### (1) 出版不況

出版市場は、図書・雑誌の販売額が1996年の2兆6564億円をピークに長期低落傾向が続いている。経済産業省の商業統計調査57によれば、書店数についても、1988年の28,000店余をピークに減少が続いている。

出版不況の要因として、経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課の2003年の資料 58によれば、消費需要低迷、少子高齢化による潜在的読者減少のほか、以下の要因を挙げ、構造不況を指摘している。

- ・読書離れ、万引き問題
- ・図書購入費減少(インターネット、携帯電話による通信費用の増加、情報接種方法の 多様化)
- ・読書欲の減退(読書スタイルの変化)
- ・新古書店、マンガ喫茶などの二次流通市場の出現
- ・図書館における新刊本の購入・閲覧利用の増加

一方、公立図書館の数は 1975 年に全国で 1,000 館を超えたものが 20 年後の 1995 年には 2,297 館と倍増し、その後も伸びは鈍化したものの増え続け、2014 年現在は 3,246 館である。個人への貸出冊数(視聴覚資料を含む)も伸び続け、2000 年時点で 5 億点を超えた

 $<sup>^{57}</sup>$  経済産業省. 商業統計(産業細分類別(産業 4 桁分類)(昭和 47 年~平成 19 年)). 2009-04-22, http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-2/jikei.html,(2016-01-18 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課. 出版産業の現状と課題(平成 15 年 7 月). 2003-07,

http://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/contents/downloadfiles/genjyoukadai/sy uppan200307.pdf,2015/12/12 参照).

59。縮小し始めた出版市場において、相対的には小さいとはいえ、公立図書館の存在感が大 きくなりはじめたといえる。

ベストセラーの大量複本問題とは、1990年代の終わりから 2000年代前半にかけ、一部 の著作者と出版社が、公立図書館がベストセラーを大量に購入し貸出しているために本来 売れるはずだった図書が売れず、著作者らが得られるはずだった利益が損なわれていると いう主張のもとに、公立図書館を批判した問題である。1998年には編集者による公立図書 館の大量の複本に疑問を呈する記事60が『図書館雑誌』に掲載され、賛否両面からの記事が 図書館関係者らから寄稿されたが、2年後に作家の林望が論壇誌上で、ベストセラーの複本 を大量に購入して貸出しているとして公立図書館を「無料貸本屋」と揶揄した61ことから、 図書館関係者以外の人々をも巻き込んだ議論となった。公立図書館のベストセラーの複本 数や貸出による図書の売り上げへの影響などの客観的なデータがないまま、著作者・出版 社側も図書館側も自分たちの経験や印象から発言したため議論がかみ合わず、また一部に 感情的な発言もあって事態は混乱した。日本図書館協会と著作者・出版社の団体が共同で 全国の公立図書館が保有するベストセラー本の複本数の実態調査62が行われたのは 2003 年 になってからであった。この調査により、全国の公立図書館における平均複本購入数が著 作者・出版社らから批判されるほど多いものではないことがほぼ実証され、議論は終息に 向かうことになった63、とされている。一方で、同時期に著作権法の改正内容を検討する文 化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会に、著作者側からの要望の一つとして図書館で の貸出回数に応じて著作者へ補償金を支払う制度、いわゆる公貸権制度の導入が著作者団 体から提案され、議論が重ねられたが 2003 年の著作権法改正には盛り込まれなかった。最 終的に、2005 年 11 月に著作者 5 団体は国や地方自治体に対し図書館の振興を求めた上で 公立図書館における貸出に対する補償金を求める「図書館の今後についての共同声明64」を 発表したが、その後ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は終息に向かった。

### (2) 著作者の権利意識の向上

著作者らにおける著作物の貸出に対して権利を及ぼそうという意識は、1980 年代にレン

<sup>59</sup> 日本図書館協会図書館調査委員会. 日本の図書館 統計と名簿. 1994 年・2004 年・2014 年より.

<sup>60</sup> 津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館 雜誌, 1998-5-1, 92(5), p336-338.

<sup>61</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋, 2000-12-00, 78(15), p294-302.

<sup>62</sup> 日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 2004-03-00. 63 湯浅俊彦. 出版流通と図書館-21 世紀最初の 10 年間-. 図書館界, 2010-1-1, 61(5),

<sup>64</sup>日本児童文学者協会,日本児童文芸家協会,日本推理作家協会,日本文藝家協会,日本ペ ンクラブ. 図書館の今後についての共同声明(平成17年11月8日). 2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf(2015-11-26 参照).

タルレコード店が誕生しその後爆発的に普及したことがきっかけとなった。レンタルレコード業を規制するため、1984年の改正で著作権法に貸与権の条項(第 26 条)が新たに加わったが、すでに貸本業が長年にわたり自由に行われてきている経緯から、附則 4 条の 2 によって図書・雑誌は当面、適用除外とされた $^{65}$ 。

しかしながら、1990年代に入り、レンタルレコード店から発展したレンタルビデオ店がコミックのレンタルを開始したり、豊富な品ぞろえのコミックを店内で閲覧できることを売りにしたマンガ喫茶という新しい業態が発生した。これに危機感を抱いたマンガ家を中心とした図書・雑誌等出版物の著作者らが、著作権法附則 4条の2を撤廃し貸与権を獲得する活動を2001年に開始した。最終的に、2004年の著作権法の改正の際に附則4条の2は撤廃された。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論と同時期に起こった貸与権獲得のための活動が、著作者の権利意識を高めるきっかけの一つであったと考えられる。

なお、貸与権は映画の著作物には及ばないとされているが、それは貸与権の成立以前に、映画の著作物には頒布権という権利が付与されていたからである。頒布権とは、「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。」(著作権法 26 条)とされる権利であり、ここにおける頒布とは「有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること」(同法 2 条の 19)とされている。頒布権の中に貸与に関する権利も含まれているため、貸与権については映画の著作物を除外する条文となった。だが、貸与権が規定されたのと合わせて、映画の著作物の非営利・無料の貸与については第 38 条 5 項の規定により、政令で定める施設に限定されるとともに、相当な額の補償金支払い義務が課せられた66。

この映画の著作物を公立図書館で貸出するため著作者へ支払う補償金の額について、日本図書館協会と権利者団体との間で協議されたが補償金額で折り合わず、団体間の協定は結ばれなかった<sup>67</sup>。しかし 6 年余りにわたる協議の末、1992 年、公立図書館と個々の権利者との個別交渉で補償金額を定めることで合意し、翌年より公立図書館での映画の著作物の貸出が可能となった。

さらに、公立図書館における映画の著作物(ビデオ作品)の非営利無料の上映について も権利者団体から見直し要求が出され、1997年から日本図書館協会と権利者団体である日 本映像ソフト協会との間で協議が行われた。

映像資料(映画の著作物)はそもそも著作権法における扱いが図書・雑誌等と異なり、図書館での非営利・無料の貸出にも著作権者の許諾が必要であるため、公立図書館は著作権処理のされたビデオを著作権料が上乗せされた価格(いわゆるライブラリー価格)で購入して提供している。また、映像資料(ビデオ)の上映については1980年代から映画興行主や映画会社などが問題視するようになり、1986年ごろから日本図書館協会と日本映像ソ

\_

<sup>65</sup> 加戸守行. 著作権法逐条講義. 四訂新版, 著作権情報センター, 2003-06-30, p203-207.

<sup>66</sup> 作花文雄. 詳解著作権法. 第3版, ぎょうせい, 2004, p362-363.

<sup>67</sup> 作花文雄. 詳解著作権法. 第3版, ぎょうせい, 2004, p362-363.

フト協会との間で話し合いが開始され、2001年に両者の間で「合意事項」がまとめられた68。 図書・雑誌等の複製については、著作権法第21条で著作権者に認められた複製権は第31条によって図書館での複製について制限されている。コピー機の性能が上がりコピー料金も安くなり、図書館で複写サービスが行われるようになった1970年代ごろから、その条文解釈や運用について日本図書館協会と権利者団体との間で議論され、ガイドラインが作成されてきた。音楽や映画の著作者らは当初から権利保護意識が強いことはよく知られているが、図書・雑誌の著作者らが著作権を自覚し始めるのは、こういった音楽や映画の著作者団体からの影響もあるだろう。

また、1990 年代後半は日本の社会全体が知的財産に関心を寄せ始めた時期に当たる<sup>69</sup>。 1990 年初頭、日本の企業が米国企業から特許侵害で訴訟を起こされ、米国の裁判所から多額の損害賠償の支払いを命じられる事件が相次いだことから、自らの知的財産を守る機運が高まった。また、バブル経済崩壊後、経済立て直しを図っていた政府は、日本の技術力を知的財産として活用していく政策を模索し始めた。1997 年には特許庁が「21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書」70を取りまとめ、2002 年 2 月には小泉首相が施政方針演説で「知財立国」を宣言するに至り、国家政策として知的財産の保護・育成に取り組むこととなった。このような機運が、日本の社会全体に、特許のみならず著作権への意識も高めていたと考えられる。

#### (3) 電子出版と著作権

情報通信技術の進展により、日本において電子出版の可能性が開けてきたのが 1990 年代 であった。1980 年代から、電子化された辞書・辞典や新聞記事等のデータベースが CD-ROM 等のパッケージや専用端末に搭載されて販売されていた。 1990 年代前半には、複数のメーカーが CD-ROM 専用の電子書籍専用端末を発売した71。

1993年には旧郵政省がインターネットの商用利用を許可し、1995年から一般に普及し始め「インターネット元年」と呼ばれるようになった。1995年にはユーザーインターフェイスを刷新したオペレーション・システムとしてウィンドウズ 95 が発売され、情報通信環境

68 南亮一. 図書館における著作権の現状と動向について. びぶろす, 国立国会図書館, 2008, 平成 20 年夏号(電子化 41 号),

http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/backnumber/2008/summer/03.html (2014-12-16 参照).

<sup>69</sup> 佐藤辰彦.「知的財産立国宣言」の背景と経緯--特許制度を中心として. パテント, 日本 弁理士会, 2007-11, 60(11), p74-86.

70 21 世紀の知的財産権を考える懇談会. 21 世紀の知的財産権を考える懇談会報告書~これからは日本も知的創造時代~. 特許庁、1997、

https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/21cen.htm(2015-12-12 参照).

71 国立国会図書館. "2. 1 出版社と電子書籍". 図書館調査研究レポート No.11 電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究. 2009-03-13, http://current.ndl.go.jp/node/14613 (2015-12-12 参照).

が大きく進展したことで、ネットワークを通じた電子出版の可能性が開けてきた。「電子書店パピレス」は1995年よりパソコン通信で電子書籍のダウンロード販売を開始し、翌1996年にはインターネット書店を開設した<sup>72</sup>。また、1998年には、出版社・取次・書店等の出版・書店業界と、流通・通信・ソフトウェアメーカー等の企業の合同により「電子書籍コンソーシアム」が発足し、実証実験を行った。これは、デジタル化された出版コンテンツを全国の書店、コンビニエンスストア、大学生活協同組合に配信し、そこに置かれた販売端末から記憶媒体にダウンロードして高精細度液晶読書専用端末で読むという次世代電子書籍システムの実証実験であった<sup>73</sup>。

こうした状況を背景に、著作者の中にはインターネット上にホームページを開設し作品を発表するなど積極的に電子出版に取り組む事例が出てきた。一方で、紙の図書ならば販売額から著作者へ印税の形で支払われていたシステムが、ネットワークでデジタル・コンテンツとして配信されるようになればどのように変化するのかという点で、危機感を抱く著作者も現れた74。将来、電子書籍が図書館で貸し出されるようになった場合も含め、著作者らが著作権のあり方を考え直すようになったと考えられる。

### (4)ニュー・パブリック・マネジメントの導入

石油ショックを期に経済成長が減速すると、1980年代から政府は行財政改革に着手する。 英米で先行していた、経済停滞・財政悪化への対策としての小さな政府と市場メカニズム の活用が日本でも取り入れられ、「民間活力の導入」「官民協働」の施策が進められた。特 に、民間企業における経営手法を取り入れ、業績・成果による統制や顧客としての市民を 志向した評価によって効率化を図る行政改革手法であるニュー・パブリック・マネジメン ト(New Public Management。以下 NPM とする)が、1990年代以降日本でも導入が進 んだ<sup>75</sup>。

NPM とは、一言でいえば「公的部門への経営的手法の導入」とまとめられる76が、その特徴の一つに、業績や評価による統制を行い効率化を図るというものがある。公立図書館の場合、業績評価の指標に利用登録者数や貸出冊数を用いる自治体もあった。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、日本ペンクラブは声明で「公立図書館の同一作

\_

<sup>72</sup>電子書店パピレスについて. 株式会社パピレス,

http://www.papy.co.jp/info/index.php?page=/release/051215.htm, (2016-01-11 参照).

<sup>73</sup> 国立国会図書館. "2. 1 出版社と電子書籍". 図書館調査研究レポート No.11 電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究. 2009-03-13, http://current.ndl.go.jp/node/14613 (2015-12-12 参照).

<sup>74</sup> 横山三四郎. ブック革命:電子書籍が紙の本を超える日. 日経 BP 社, 2003, P89-115. 75 総合研究開発機構. 特集「新しい公共」のプラットフォーム. NIRA 政策研究, 2004-11, p4-5.

<sup>76</sup> 宮﨑文彦. 日本における NPM(ニュー・パブリック・マネジメント): 「公共性」の観点 からの再評価 (特集 図書館マネジメントのキーワード). 現代の図書館, 2013-09, 51(3), p120.

品の大量購入は、利用者のニーズを理由としているが、実際には貸し出し回数をふやして成績を上げようとしているにすぎない。」77と批判した。ベストセラーの大量複本が貸出冊数の増加に直接起因しているかどうかは明らかではないが、公立図書館の業績評価指標の一つであれば、公立図書館が貸出に力を入れる理由になったであろうと考えられる。

### 3.2.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の経過

本項では、次節でベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析する際の背景として、 対象期間 (1998 年 $\sim$ 2005 年) のベストセラーの大量複本問題に関する動向を経年的に概観 する。

津野海太郎による寄稿「市民図書館という理想のゆくえ」78が『図書館雑誌』1998 年 5 月号に掲載されたことが、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の発端となった。津野は、貸出を中心としたサービスやベストセラーの数十冊もの複本に対して苦言を呈し「図書館というよりも親切な無料貸本屋みたい」と評価した。これに対し、現場の図書館員からの反論や、反論に対する反論の投稿が12月号までに5本、相次いで掲載された79が、この時点では図書館関係者の間での議論に留まっていた。

1999年には、文部省著作権審議会マルチメディア小委員会において、電子図書館構想に関する議論の中で、電子的な図書の配信による図書の販売への影響と著作者への補償という発想が見られる。「一般の読者が電子図書館を利用して普通に本を読む時代になると、本が買われなくなり著作者の利益が損なわれることになるという仮定のもと、権利者に対する経済的な補償という形で使用料が検討されなければならない」とする発言80が見られる。2000年に入って第35回81、36回82の同小委員会においても図書館における著作物の利用に対する補償金の話題が続き、公貸権制度の提案もなされている。公立図書館における貸出に対する補償金を含め、図書館における著作物の利用に関してワーキング・グループ(以下WG)を設置することが第36回の同小委員会において決まった。文化庁著作権審議会マ

u/1325491.htm (2015-12-15 参照).

http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post\_65.html, (2016-01-11 参照).

<sup>77</sup>日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,

<sup>78</sup> 津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館雑誌, 1998-5-1, 92(5), p336-338.

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> 津野海太郎. だれのための電子図書館?. 大日本印刷 ICC 本部, 1999, p157-190. に採録されている.

<sup>80</sup> 文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 32 回)議事要旨. 1999-11-12, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijirok u/1325487.htm(2015-12-15 参照). 議事録には発言者名は明記されていない(以下同). 81文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 35 回)議事要旨. 2000-06-08, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijirok

<sup>82</sup>文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 36 回)議事要旨. 2000-07-17, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijirok u/1325492.htm(2015-12-15 参照).

ルチメディア小委員会図書館等における著作物等の利用に関する WG の第 1 回は同年 10 月に開催されたが、2001 年 1 月の省庁再編に伴い、著作権審議会は文化庁文化審議会著作権分科会に継承された。図書館等における著作物等の利用に関する WG も文化審議会著作権分科会情報小委員会の下に設置され、議論を継続していく。

文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するWGでの審議とは別に、2000年には出版業界紙上において図書館の貸出冊数と本の販売への影響が指摘された。能勢仁は『新文化』紙上で「増加一途の図書館貸出冊数――書籍販売の伸びを脅かす一要因」との題の記事中で、2005年には書籍販売数が図書館の貸出を下回ると予想している83。この記事に対して、日本図書館協会は事務局企画調査部長名で、2度にわたり反論記事を掲載した84。この時点においてもまだ議論は図書館関係者と出版業界との間に留まっていたが、同年12月、文芸春秋12月号において、エッセイストの林望による「図書館は無料貸本屋か」と題した記事が掲載されたことで、ベストセラーの大量複本批判についての問題が一般に広く知られるようになった。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論とは直接関係しないが、翌 2001 年 5 月から 6 月にかけ、コミック作家らが作る「21 世紀のコミック作家の著作権を考える会」がコミック誌 68 誌上にて、当時成長していた新古書店やマンガ喫茶によるコミックの新たな二次流通が、著作者への利益の還元がなく著作者の権利を侵害するものだとして緊急アピールを行った85。これに同調した日本ペンクラブが、6 月に「著作者の権利への理解を求める声明」86を発表するが、この声明において日本ペンクラブは、新古書店と漫画喫茶と並んで「公立図書館の貸し出し競争による同一本の大量購入」が著作者の権利を侵害しているとして、「著作権に対する幅広い理解を訴えるとともに、今後、著作権法の改正等を視野に入れながら著作者の権利と日本の文化活動を守るための主張と行動を続ける」としている。

日本図書館協会は日本ペンクラブの「著作者の権利への理解を求める声明」に対して直 ちに日本ペンクラブ言論表現委員会へ説明を求める申し入れを行い<sup>87</sup>、図書館問題研究会も 第 48 回全国大会で「見解」<sup>88</sup>を発表した。同年 9 月に、日本図書館協会事務局代表の松岡 要と図書館問題研究会事務局長山重壮一・同副委員長西河内靖泰が日本ペンクラブ言論表

<sup>83</sup> 能勢仁. 増加一途の図書館貸出冊数--書籍販売の伸びを脅かす一要因. 新文化, 2000-4-20, p1.

<sup>84</sup> 松岡要. 能勢仁氏の論文について 図書館の貸出増加は書籍販売を脅かすのか. 新文化, 2000-05, 2355, p11-14.

<sup>85 21</sup> 世紀のコミック作家の著作権を考える会. 緊急アピール「私たちは新古書店でのコミックスの売買に反対します」. 2001-05, http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/01.pdf (2015-12-15 参照).

<sup>86</sup>日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,

http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post 65.html (2015-12-15 参照).

<sup>87</sup> 日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,

http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post\_65.html (2015-12-15 参照).

<sup>88</sup> 図書館問題研究会. 日本ペンクラブの「著作者の権利への理解を求める声明」について(見解). 2001-07-10, http://www.jca.apc.org/tomonken/pen.htm (2015-12-17 参照).

現委員会との間で意見交換を行った<sup>89,90</sup>。双方の主張に理解を示したものの意を尽くしたとは言えず、今後もコミュニケーションを密にしていくことで合意した。日本ペンクラブ言論表現委員会には、日本文藝家協会理事として文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関する WG の委員を務める三田誠広が委員として参加しており、日本ペンクラブと日本文藝家協会はベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において共闘していく。

2001 年 9 月、慶應義塾大学 SFC オープンリサーチフォーラム 2001 公開パネル「公共図書館における著作権問題」に、作家の楡周平がパネリストとして登壇する。楡は当時「電子出版が本格化した後の活字媒体の著作権というものが、どのように解釈されるものになるのだろうか、という全くの個人的関心から」91慶應義塾大学修士課程に在籍しており、そこから公立図書館と出版産業との関係へ関心を広げていった。2001 年 10 月に「図書館栄えて物書き滅ぶ」92と題する論考を一般雑誌に掲載したことから、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるベストセラーの大量複本批判のオピニオンリーダーのひとりとなっていく。楡は日本推理作家協会の会員でもあり、同協会もベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において積極的に発言していくようになる。

2002 年から 2003 年にかけては、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論がもっとも激しくなった時期であった。またこの時期から、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論と、文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関する WG における公貸権制度をめぐる議論が、異なる場で進められる傾向が明確になってくる。2002 年以降のベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の概要は、前者を「複本問題をめぐる議論」、後者を「公貸権制度をめぐる議論」としてそれぞれ整理する。しかしながら、二つの議論はともにベストセラーの大量複本問題をめぐる議論から発しているものであり、同じ人物が双方の議論に関わっていることもあって互いに影響を及ぼしあっているため、明確に別の議論として区別できない部分もあることをあらかじめ指摘しておく。

## (1) 複本問題をめぐる議論

日本ペンクラブは、著作者と図書館の共存を図るためにどのような提言が可能かを探るため、全国の公立図書館を対象に、各館における複本の現状や公貸権制度についてどう考えるかなど意見と現状について尋ねるアンケート調査を 2002 年 2 月に行った93。また、楡

<sup>89 &</sup>quot;日本図書館協会、日本ペンクラブと面談". 図書館雑誌, 95(10), p769-770.

<sup>90</sup> 九月理事会報告. P.E.N (日本ペンクラブ会報) 2001年9月号, 2001-09, p8.

<sup>91</sup> 楡周平. 公共図書館を通じての貸出について. 日本推理作家協会会報, 2001-10, http://www.mystery.or.jp/kaiho/0110/tosyo.html (2013-10-17 参照).

<sup>92</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p116-123.

 $<sup>^{93}</sup>$  P.E.N (日本ペンクラブ会報) 2002 年 2 月号, p6. アンケート結果は日本ペンクラブのサイト内で公開されたが現在は削除されている.

の寄稿94をきっかけに組織された大手文芸出版社 11 社95による出版 11 社の会も、同年 4 月 20 日付で「公共図書館貸出数開示のお願い」を公共図書館 127 館に送付した96。出版 11 社の会の要望は、新刊書の貸出についての議論が、現在公共図書館の実状を示す客観的な数字に基づいて行われていないことに問題があるとし、ベストセラー本の貸出の実数を開示することが必要であると述べ、「一般書の過去 5 年間の累積貸出数上位の 100 タイトルと、その複本数、その貸出数の一覧」および「一般書の過去 1 年間の貸出数上位 50 タイトルと、その複本数、その貸出数の一覧」のデータを求めるものであった。

著作者・出版社側の団体がそれぞれ公立図書館のベストセラー複本とその貸出の実態を 把握する動きを見せたのに対し、日本図書館協会もベストセラーの大量複本批判等の著作 権に関わる問題に対処するため、著作権問題委員会のもとに著作権処理機構について集中 的に検討する特別チームをつくった<sup>97</sup>。

2002 年後半から 2003 年にかけて、ベストセラーの大量複本問題をめぐって図書館側と著作者・出版社側とが直接意見を交わすシンポジウムが相次いで開催された。2002 年 9 月 7 日、日本ペンクラブ主催のシンポジウム「激論!作家 vs 図書館」が東京・内幸町で開催された98。図書館側と著作者・出版社側とが直接対話する最初の機会であったからか、激しい応答があり、パネリストだけでなく会場も一緒に議論するというシンポジウムになった99。続いて 10 月 25 日には日本図書館協会の全国図書館大会(群馬大会)の中で、シンポジウム「進化する図書館一著作権を中心と知る課題と将来像を考える一」が開催された。翌 2003 年 2 月 10 日にはシンポジウム「書籍流通の理想をめざして」が日本文藝家協会主催で開催された100。このシンポジウムは著作者対図書館ではなく、タイトルにもあるように書籍流通全体からパネリストが出席し、議論の内容も複本問題や公貸権制度について特に深く掘り下げるものではなかった。しかし、シンポジウムの目的である「読みたい本を読みたい人が容易に手に入れるにはどうしたらよいか」という出版流通の問題の中に図書館も位置付けられるという構図が明確になったと考えらえる。

同年7月16日には日本図書館協会主催のシンポジウム「図書館の振興と出版文化・地域 文化を考える――資料費の削減が進む中で――」、11月8日には日本ペンクラブによる2

<sup>94</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p116-123.

<sup>95</sup> 安井一徳. "第一章 「無料貸本屋」論 公共図書館の論点整理". 田村俊作, 小川俊彦. 勁草書房, 2008, p7. 安井によると、出版 11 社の会の構成メンバーは、角川書店、幻冬舎、講談社、光文社、集英社、小学館、新潮社、中央公論新社、徳間書店、扶桑社、文芸春秋社

<sup>96</sup> 図書館雑誌, 2002-06, 96(6), p386. 結果の一部が 2002 年 11 月 14 日付「新文化」紙上で公表された.

<sup>97</sup>図書館雑誌, 2002-05, 96(5), p364.

<sup>98</sup> 日本ペンクラブ. 言論表現委員会シンポジウム「激論!作家 vs 図書館――どうあるべきカー―」. http://www.japanpen.or.jp/about/cat81/vs--.html (2015-12-15 参照).

<sup>99</sup> P.E.N (日本ペンクラブ会報) 2003年4月号, P11.

<sup>100</sup> 日本文藝家協会. 全記録シンポジウム「書籍流通の理想をめざして」.日本文藝家協会, 2003, 44p.

度目のシンポジウム「作家・読者・図書館――公貸権を考える――」<sup>101</sup>、11月27日には日本図書館協会全国大会(静岡大会)第8分科会中のパネルディスカッションとして「著作権をめぐる最近の動向一公貸権問題を中心に」<sup>102</sup>が開催された。11月開催の2つのシンポジウムはそれぞれの主催で前年に行われたシンポジウムを引き継いで行われたが、前年にあった著作者側と図書館側の対立構造が薄まり落ち着いた議論となったとはいえ、細部では両者の認識が異なるような場面もあったと『図書館雑誌』の日本図書館協会全国大会の報告記事で報告されている<sup>103</sup>。

こうした著作者・出版社側と図書館側とのベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が、2002年11月、NHKの「クローズアップ現代」で「ベストセラーをめぐる攻防〜作家 VS 図書館〜」という番組で取り上げられた104。番組中、「利用者のためにベストセラー大量購入を行っている図書館」として取材された町田市立図書館の放送内容に対して、町田市の市民団体「町田の図書館活動をすすめる会」は NHK に抗議し105、町田市立図書館も抗議文書106を公表した。しかしながら、NHK の報道により、さらに多くの一般の人がベストセラーの大量複本に関する議論を知ることになった。複本問題とは直接関係しないものの、同年4月12日には船橋市西図書館で「新しい歴史教科書をつくる会」の会員の著書を中心にした蔵書が集中的に廃棄されていたことが産経新聞で報道されており、公立図書館に対するマスコミからの注目が集まった時期であった。

2002年11月、出版11社の会は日本図書館協会へ、「図書館資料の貸出に係る補償金の対象を書籍等にも拡大する法改正」のための全国規模での公立図書館の貸出実態調査を求める要請があった<sup>107</sup>。日本図書館協会は当初、調査目的や現場での負担等から、調査の実施には消極的だった。しかし、後述する図書館団体と著作者団体との「図書館における著

101 日本ペンクラブ.シンポジウム「作家・読者・図書館——公貸権を考える」. 日本ペンクラブ・メールマガジン「P.E.N」, 2003-12-15, 第5号,

http://www.japanpen.or.jp/mailmg/pen/520031215.html (2015-12-15 参照).

102 南亮一. 著作権をめぐる最近の動向--公貸権問題を中心に-- (第8分科会). 図書館雑誌, 2004-02, 98(2), p87.

103 南亮一. 著作権をめぐる最近の動向--公貸権問題を中心に-- (第8分科会). 図書館雑誌, 2004-02, 98(2), p87.

104 日本放送協会. "ベストセラーをめぐる攻防~作家 VS 図書館~". クローズアップ現代. 2002-11-07 19:30-19:55, 25 分. 番組ホームページは

http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail\_1659.html (2015-12-16 参照).

105 町田の図書館活動をすすめる会. 町田の図書館活動をすすめる会よりNHKに対して出された抗議文. 三多摩図書館研究所ホームページ,

http://www1.hinocatv.ne.jp/je1hyg/santamatoshokankenkyuujo/machidakougi2002.11.29.ht m (2015-12-16 参照).

106 町田市立図書館. NHK「クローズアップ現代」に対する図書館の見解 (2002 年 12 月). 2002-12-06, https://www.library.city.machida.tokyo.jp/outline/pdf/NHK.pdf (2015-12-16 参照).

107 常務理事会(2002年12月9日議事録要旨). 図書館雑誌, 2003-01, 97(1), p70.

作物等の利用に関する当事者協議」のなかでも要請を受け<sup>108</sup>、日本図書館協会は「調査は 責任ある公的団体とともにやるべきだ、きちんとした論議の環境を作る必要がある」<sup>109</sup>と して日本書籍出版協会と共同で調査を実施することとなった<sup>110,111</sup>。

公立図書館貸出実態調査<sup>112</sup>は2003年7月に日本図書館協会と日本書籍出版協会によって、図書館を設置している自治体のうち都道府県などを除いた1,574 自治体のうちから無作為に抽出された500 自治体を対象として実施された。内容は、1999 年と2000 年のベストセラー、各賞の受賞作品、各々の文庫版という3種のタイトル計80点について自治体内図書館での所蔵数・貸出冊数・予約件数(現時点の)を問い合わせるものであった。調査票回収状況は、調査票を送付した500自治体のうち85%に当たる427自治体(図書館数としては679館)から有効な回答を得た。調査結果は2004年3月に『公立図書館貸出実態調査2003報告書』<sup>113</sup>として公表された。

同報告書によれば、調査対象図書の1館あたり平均所蔵冊数は、ベストセラーのタイトルで2.01冊、直木賞受賞作1.73冊、芥川賞受賞作1.20冊だった。複本数は大規模な自治体で数が多くなっているが、人口あたりで考えると逆に町村の図書館のほうが多く、大規模な自治体ほど少なくなっている。また、あるタイトルについて図書館の貸出冊数と刊行部数との関係を、「貸出冊数/(刊行部数+貸出冊数-所蔵冊数)」という数式で示される数値を「図書館提供率」として算出した。これは、「買うにせよ、借りるにせよ、ある図書に読者がアクセスした数のうち、図書館による貸出の割合」114を示している。2002年のベストセラーのタイトルの図書館提供率は平均9%であり、全国的に見れば複本数は多くない、という結果となった。

同調査の結果は、報告書巻末に8人の識者からの調査報告を読んだ意見が付されている<sup>115</sup>が、著作者・出版社側、図書館側と立場が違えば異なる印象を持っていることがわかる。

<sup>108</sup> 常務理事会 (2003年5月7日議事録要旨). 図書館雑誌, 2003-06, 97(6), p422.

<sup>109</sup> 社団法人日本図書館協会 2003 年度(第 2 回)理事会議事録. 図書館雑誌, 2004-05, 98(5), p324.

<sup>110 &</sup>quot;公立図書館貸出実態調査を実施". 図書館雑誌, 2003-06, 97(6), p422.

<sup>111</sup> 日本ペンクラブ. "10 月の理事会報告". P.E.N (日本ペンクラブ会報), 2003-10, p31. 公立図書館貸出実態調査の実施主体について「日本図書館協会と書協 (実際は日本推理作家協会と出版 11 社の会が中心)」とある.

<sup>112</sup> 日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, 64p,

https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf(2015-12-16 参照).

<sup>113</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編.公立図書館貸出実態調査 2003 報告書 .日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, 64p,

https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf(2015-12-16 参照)

<sup>114</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編.公立図書館貸出実態調査 2003 報告書.日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, p3.

<sup>115</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書 . 日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, p51-61.

大規模自治体の図書館における所蔵数や、貸出冊数を問題にする意見もある。しかしなが ら、本調査結果以降、ベストセラーの大量複本を批判する論調の文献等は目立たなくなる。

## (2) 公貸権問題をめぐる議論

2001年4月より9月まで、文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するWGにおいて具体的な課題に関する論点の整理が行われた。著作権の制限の拡大に関する論点6点と、「図書館の貸出に対する補償金」を含む制限の縮小に関する論点5点に整理された。今後はこの整理に基づき、各論点について、権利者側・図書館側の双方が受け入れられる解決策を目指し、具体的な合意の形成を促進するため、当事者間の協議の場を設ける必要あるとされた。これを受けて2002年2月に文化庁に「図書館等における著作物の利用に関する検討」が設けられた116。2002年2月から9月まで7回の検討が行われ、結果は同年9月27日の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に報告された117。図書館の貸出に対する補償金については、「図書館側からは、補償金制度導入の可能性について反対はなかったが、権利者団体側において、実現・運用可能な補償金制度の具体的内容を検討した後、両者間の協議を行うことで、両者の意見が一致した。(法改正の具体的な内容に係る検討は、その後に行う。)」118(下線は原文ママ)こととされた。報告内容は文化審議会著作権分科会の審議経過報告に盛り込まれた。

2003年以降当事者間の協議は文化庁の下を離れ、「図書館等における著作物の利用に関する検討」に参加した委員(8人)が個人の資格で覚書を取り交わし、「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」を組織し<sup>119</sup>、文化庁文化審議会著作権分科会の審議経過報告で整理された論点を協議の対象とした。論点のうち「図書館資料貸出への補償金」については、前述した公立図書館貸出実態調査が2003年7月に行われていたため、その結果を図書館側・権利者側の両者で評価して対応を検討する予定とされた。

2004年には「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」を継承し、さらに個人の資格で参加していた委員を団体からの委員派遣の形式をとることとした「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会」を発足させた。図書館側5団体、権利者側6団体が2,3か月に1回のペースで協議を行い、図書館における複写に関しては、「複

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902b.htm#3(2015-12-16 参照).

<sup>116</sup> 文化審議会. 図書館等における著作物等の利用に関する検討結果.

<sup>117 &</sup>quot;資料 3「教育」「図書館」関係の権利制限見直しの概要". 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第4回)議事要旨. 2002-09-27,

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902.htm (2015-12-16 参照). 118文化審議会. 図書館等における著作物等の利用に関する検討結果.

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902b.htm#3(2015-12-16 参照).

<sup>119 &</sup>quot;「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」の動向(報告)". 全国公共図書館協議会ニュースレター, 2003-12-01, No.63, p3-4.

製物の映り込みに関するガイドライン」と「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」の2つが合意に至り2006年1月から運用を開始するなど、一定の成果を上げている。しかしながら、図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会において「図書館における貸出に対する補償金制度」(公貸権制度)の議論は2015年11月の時点で進展していない。

2004年の著作権法改正に公貸権制度は盛り込まれなかったが、貸与権について定められた著作権法第26条3項について、書籍または雑誌の貸与を当分の間適用しないとしていた附則第4条の2の廃止が文化審議会著作権分科会から文化庁次官へ2004年1月に提出された報告書に盛り込まれた。2004年6月に改正著作権法が成立し、2005年1月1日から附則第4条の2が廃止され書籍または雑誌にも貸与権が及ぶこととなった120。貸与権の附則廃止は、日本図書館協会内で、次は公貸権制度の成立に及ぶのではないかという危機感を抱かせた121。

日本図書館協会は、「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」の発行に合わせて「図書館における貸与問題についての見解」を 2004 年 3 月 5 日に発表した122。「図書館における貸与問題についての見解」において日本図書館協会は、公立図書館貸出実態調査の結果を「概ね図書館界の認識に近いものであった」と評価した。一方で公貸権制度の導入の可否については明言せず、公貸権制度を導入している諸外国と比較して日本の公立図書館の水準の低さを指摘し、「図書館界は、権利者と連帯し、国民とともに積極的な政策の提言と世論形成に取組むべき」としている。さらに「権利の制限もやむをえないと権利者も認める公益性の高い図書館を実現すること」を図書館の課題の1つであるとしている。

2004年4月に、日本文藝家協会から日本図書館協会へ、日本ペンクラブも含めて図書館と著作者の団体が共同の取り組みをするための協議を行いたいとの申し入れがあり<sup>123</sup>、翌5月に第1回の会合が開かれた<sup>124</sup>。日本文藝家協会としては、公貸権制度の導入を視野に入れた今後の図書館のあり方について共同声明を出したいという意向であったが、日本図書館協会側が難色を示し、共同声明を出すに至らなかった<sup>125</sup>。日本文藝家協会は著作者団体との共同声明を出すことを目指し、日本ペンクラブ、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会に依頼を出した<sup>126</sup>。各団体から同意を得、2005年11月8日、

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houan/kakutei/04112401/001.htm (2015-12-17 参照).

<sup>120</sup> 文部科学省. 著作権法の一部を改正する法律の概要.

<sup>&</sup>lt;sup>121</sup> "社団法人日本図書館協会 2003 年度(第 2 回)理事会議事録"(2004-02-27). 図書館雑誌, 2004-05, 98(5), p324-325. 常世田良理事の発言に、公貸権制度の問題に関して「(貸与権の附則廃止の) 法改正は外堀を埋められたという認識がある。」とある.

<sup>122</sup> 日本図書館協会. 図書館における貸与問題についての見解(2004年3月5日).

<sup>2004-03-05,</sup> http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/taiyo.pdf(2015-12-17 参照).

<sup>123 &</sup>quot;常務理事会報告" (2004-05-07). 図書館雑誌, 2004-06, 98(6), p418.

<sup>124</sup> 日本ペンクラブ."04年5月理事会報告". P.E.N(日本ペンクラブ会報), 2004-5, p26-27.

<sup>125</sup> 日本文藝家協会. "6月定例理事会" (2005-06-06). 文藝家協会ニュース, 2005-06, p3-4.

<sup>126</sup> 日本ペンクラブ. "05年7月理事会報告". P.E.N(日本ペンクラブ会報), 2005-7, p35-36.

日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本推理作家協会、日本文藝家協会、日本ペンクラブが連名で「図書館の今後についての共同声明」<sup>127</sup>を発表した。この共同声明は、国と地方公共団体に対し、①図書館予算の増大、②専門知識を持つ図書館司書の増員、③国家または公的機関による著作者等への保障制度の確立、を要求するものであった。

「図書館の今後についての共同声明」に対し日本図書館協会は、図書館への理解・協力が示されていることに感謝しつつも、「『著作者等への補償制度』が『図書館の貸出しに対する補償金』との考え方をされていることについては賛成できない」と反対理由を示した。そして、「文芸文化を守ることは、図書館を含めた国民の知的基盤にとって大事なこと」であり、著作者・出版社等関係者との協力を強めていく、とコメントした128。

これ以降、著作者側から公貸権制度の実現に向けた具体的な活動はなく、公貸権制度をめぐる議論も沈静化した。

# 3.2.3 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論における「著作者・出版社側」の 立場の違い

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は、「著作者・出版社側」対「図書館側」という単純な対立の構図を取ったわけではない。「著作者・出版社側」にも様々な立場から発言する論者がおり、「図書館側」も同様である。本項では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において「著作者・出版社側」にそれぞれどのような立場があるか、代表的な型に分けて説明する。当然、それぞれの型に分類されながら異なる権利意識や価値観を持つ者もいることをあらかじめ断っておく。

#### (1) 著作者

公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入し貸出することによって生じたかもしれない逸失利益を問題視するのは、著作物使用料つまり印税や原稿料収入で生計を立てている、著作を専業とする著作者だと考えられる。しかしながら、図書館で貸出される資料の著作者には、著作以外に生計を立てる仕事を持ち、主たる収入源である仕事の副産物として著作物を出版しているような著作者も相当数存在し、そのような著作者はベストセラーの大量複本を問題視していないことが多いと考えられる。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析する際にも、著作者側として発言する論者の主張が著作者全体の主張ではないことを念頭に置く必要がある。

さらに、著作を専業としそこから得られる収入で生計を立てている著作者の中でも立場 の違いが考えられる。著作による収入が十分に多く、公立図書館での貸出による逸失利益 が大きくてもそれを問題視する必要のないベストセラー作家と、公立図書館での貸出によ

<sup>127</sup> 日本児童文学者協会,日本児童文芸家協会,日本推理作家協会,日本文藝家協会,日本ペンクラブ.図書館の今後についての共同声明(平成17年11月8日).2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf(2015-12-17参照).

<sup>128</sup> 日本図書館協会.「図書館の今後についての共同声明」出される――日本文藝家協会など5団体――. 図書館雑誌, 2005-12, 99(12), p826.

る逸失利益が著作による収入に対してある程度の割合を占めると考えられる中堅の作家、 そして、知名度が低く著作による収入が少なく、公立図書館での貸出による逸失利益より もそこで自著を読まれることによる PR 効果を期待できる作家では、異なる意見を持ち得る だろう。

その上で、ベストセラーの大量複本における議論において、ベストセラーの大量複本を 批判する活動を行った主な著作者団体3団体について整理する。

#### ①日本ペンクラブ

日本ペンクラブは、「言論、表現、出版の自由の擁護と文化の国際交流を目的とした団体」 129であり、入会資格には詩人・劇作家・編集者・随筆家・評論家・小説家のいずれかであることが求められる。このような団体の性格から、ベストセラーの大量複本問題をめぐる 議論においては、当時まだ社会全般で希薄だった著作者の持つ著作権へ理解を求めることを主眼としており130、逸失利益の補償自体を目的としていたわけではないと考えられる。 そのことは、日本ペンクラブ理事会において言論表現委員長より「イギリスのように図書館の貸出数に応じた権料を原著作者に払うシステムが導入されれば(たとえ一冊一円でも)著作物には著作者の権利があるということが明確になろう。」 131という発言があったことからも推測できる。

## ②日本文藝家協会

日本文藝家協会は、1946年に文芸を職業とするものの職能団体として誕生し、文芸家の権利保護と日本の文芸文化全般の隆盛を目的に活動してきた団体である<sup>132</sup>。日本文藝家協会は著作権管理業務を行うため「日本文芸著作権保護同盟」という組織を作っていたが、2003年に同同盟が解散し、新たに文藝著作権センターを設立して業務を継承させる<sup>133</sup>など、文芸家の著作権管理に関わってきた団体である。文化庁文化審議会著作権分科会に理事を委員として送っており、公貸権制度の導入にもっとも積極的な団体であるといえる。

## ③日本推理作家協会

日本推理作家協会は、元理事長の逢坂剛いわく、広い意味でミステリーと関わりのある作家、評論家、翻訳家、漫画家など、さまざまなエンタテインメントの担い手による文芸団体である<sup>134</sup>。前身は 1946 年に江戸川乱歩を中心に作られた日本探偵作家クラブという親睦団体であったが、1988 年に社団法人日本推理作家協会となり、プロ作家たちが運営する

<sup>129</sup> 日本ペンクラブ. 日本ペンクラブガイド (HP 掲載用). http://www.japanpen.or.jp/日本ペンクラブガイド HP 掲載用.pdf, (2015-12-30 参照), p4.

<sup>130</sup> 日本ペンクラブ."6月理事会報告". P.E.N (日本ペンクラブ会報), 2001-7, p7-8. 131 日本ペンクラブ."11月理事会報告". P.E.N (日本ペンクラブ会報), 2001-12, p9-10.

<sup>2001</sup>年11月理事会における猪瀬直樹言論表現委員長による報告より.

<sup>132 &</sup>quot;日本文藝家協会について". 日本文藝家協会ホームページ, http://www.bungeika.or.jp/bungeika.htm, (2015-12-30 参照).

<sup>133</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p178-179.

<sup>134 &</sup>quot;元理事長 逢坂剛の言葉". 日本推理作家協会ホームページ,

http://www.mystery.or.jp/pages/motoriji2, (2015-12-30 参照).

職能団体へと性格を変えていく<sup>135</sup>。エンタテインメントという著作の性格から、発刊後短期間での販売が重要であることから、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、公立図書館における貸出猶予期間を設けることを図書館側へ求めた。

## (2)出版社

出版社は、著作物に対して著作者が持つ著作権のような権利を持たない。そのため、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においては自らの権利を主張するのではなく、重要なビジネスパートナーである著作者の活動を支援する、という立場を取らざるを得ない。学術書や専門書のような読者が限定される少部数の図書を出版している中小出版社には、公立図書館における貸出による逸失利益よりも、公立図書館が購入する購買力に依存している出版社がある。一方で、大規模な総合出版社は、ベストセラーの売上で得た利益で他の文芸書の出版コストを贖うこともあり、公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入し、1冊の図書を数十人数百人で回し読みする状態は逸失利益を生んでいると考える傾向にある。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、出版社の団体としては日本書籍出版協会と、出版大手 11 社が結成した出版 11 社の会という 2 つの団体が関係してくる。日本書籍出版協会の会員には、前述したような中小出版社も大手出版社もいるため、どちらかの立場に立つということはない。一方で出版 11 社の会は、日本推理作家協会とともに公立図書館へ貸出猶予期間を設定することを求める立場を取っている。

#### 3.2.4 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論と著作権法

本項では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を著作権法の制限規定の観点から 整理する。

そもそも著作者が、公立図書館がベストセラーの同一図書を複数冊購入して貸出することへ異議を申し立てることができる法的根拠は、著作権法で貸与権が規定されていることによる。著作権にはその著作物を「複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する」136貸与権が含まれる。ただし、貸与権が新設された 1984(昭和 59)年当初より、著作権法附則第 4 条の 2 「第 26 条の 3 の規定は、書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与による場合には、当分の間、適用しない。」によって、図書または雑誌の著作物の貸与権は適用が排除されていた。この附則は 2005(平成 17)年改正で撤廃されるまで存在しており、ベストセラーの大量複本問題をめぐって議論があった時期には、貸与権を根拠にして著作者が公立図書館の図書・資料の貸出に権利を行使するこ

41

 $<sup>^{135}</sup>$  "社団法人化への道"(沿革). 日本推理作家協会ホームページ,http://www.mystery.or.jp/pages/motoriji2,(2015-12-30 参照).  $^{136}$  著作権法第 26 条の 3.

とはできなかった。

一方で、公立図書館が著作物を図書・資料として利用者へ貸出できる法的根拠は、著作権法第38条(営利を目的としない上映等)の4によって、非営利かつ無償の貸与の場合には、著作者の許諾を必要としないとされていることが挙げられる。図書館法第17条において、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とされているため、著作権法第38条が適用され、著作者の許諾を必要とせずに貸出が可能となる。

著作権法は著作者の権利を守るための法律であるが、その目的は複雑である。前述したとおり、著作権法第 1 条にその目的として「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と示されている。

この条文を、名和小太郎は①著作権、著作隣接権の保護、②著作物等の公正な利用、③ 文化の発展に寄与の構成に分解して説明している<sup>137</sup>。著作者は自身が創作した著作物に関する権利を強化し漏れなく主張したい一方、あまりに権利を強く主張すると著作物の流通が滞り利用されないリスクがある。利用者はできるだけ著作者の権利を弱くして自由に著作物を利用できるようにしたい一方、あまり著作者の権利が弱くなると、著作者の創作へのモチベーションが下がり著作物の流通量が減ることで、結果的に利用できる著作物が減少するというリスクとなる。この相反する二つの主張の折り合いをつけるための基準として「文化の発展」という理念が示されている、という構成となっている。そこで、著作権法はまず①に対応して著作物・著作者を定義した上で著作者の権利を列挙する。次に、特別な条件の下では著作権が制限される規定を設けており、これが②に相当する「制限規定」である、というのが名和の説明である。

以上の名和の説明のとおり、著作権法はそもそも著作者の権利(私益)と利用者の自由(公益)との調整が織り込まれた法律であるといえる。著作権が制限される条件は、著作権法では第30条から47条で個別具体的に条件を例示している。それらの具体的な条件がどのような根拠のもとに設定されているかは条文中に記述はないが、複数の研究者が分類を試みている。

作花文雄はその条件を5つに整理している138。要約すると以下のようになる。

- ①私的領域における教養・娯楽・文化活動を円滑になし得るようにするため
- ②学校教育、社会教育、地域文化活動あるいは生涯学習など、人々の教育・学習活動に 資するため
- ③言論へのアクセス・論評、市民社会の基礎となる情報の流通など、人々の表現活動等

137名和小太郎. "第2章 著作権法 理念と枠組み". 図書館と著作権. 名和小太郎, 山本順一. 日本図書館協会, 2005, p9-21, (インターネット時代の図書館情報学叢書, 1). 138 作花文雄. 詳解著作権法. 第3版, ぎょうせい, 2004, 856p.

に資するため

- ④司法・立法・行政・マスメディアなど、公益性の高い業務の円滑な遂行に資するため
- ⑤現作品・複製物の所有権など他の権利者等との調整を図るため、あるいは、社会一般 の刊行的利用行為との調整を図るため

この分類の中で、作花は公立図書館における貸出の根拠となる営利を目的としない上映 等(第38条)を②に分類している。

また、田村善之は以下のように4つに大別し、「相互に排他的なものではなく、一つの規 定に複数の趣旨が含まれていることもある」としている<sup>139</sup>。

- ①人間の行動の自由を過度に害することのないよう、著作権者に与える影響が少ないと 考えられる一定の行為について、著作権を制限する規定
- ②利用の性質上、禁止権を制限すべきであるという観点から設けられている制限規定
- ③有体物の権利である所有権等との衝突を緩和するために設けられている調整規定
- ④著作物の利用を促進すべきという判断から設けられている制限や、教育、報道、さらには立法、行政、司法のような公益に鑑みて設けられている制限規定

田村はそれぞれの分類に具体的な制限規定を対応させているが、図書館での資料提供に関していえば、図書館等における貸出の根拠となる非営利貸与は①に分類している。作花と田村の分類からは、いずれも公立図書館における貸出は、個人の教育・学習活動や情報行動の自由を保障するという公益性に認められていると考えられる。本研究における「第2の公益性(結果へのアクセスを保障する公益性)」に相当する公益性が、公立図書館において著作者の許可を必要としない貸出を可能としている権利制限の根拠となっていると考えらえる。

## 3.3 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論

本節では、著作権を規定する著作権法が公益と私益の調整を目的とするという視点から、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において「公立図書館の公益性」がどのように議論されたかを分析する。なお、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論のうち「公貸権制度をめぐる議論」については、法改正の可能性も併せて議論されたため、次節にて詳細に分析を試みる。

前節の制度的背景において、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は、著作権法の制限規定の考え方に基づいて、公立図書館のもたらす公益と、著作者の私益との調整が議論されたのだと整理した。これに従い本節では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を以下の2つの論点から分析する。

- (1) ベストセラーの大量複本とその貸出による公益と私益の調整の必要性
- (3) 公益と私益の調整方法の提案

139 田村善之. 著作権法概説. 第2版, 有斐閣, 2001, p195-196.

#### 3.3.1 公益と私益の調整の必要性

本項では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、ベストセラーの大量複本とその貸出によって公益と私益のバランスは失われたか否かの現状認識について分析する。具体的には、公立図書館がベストセラーの大量複本の購入と貸出によって寄与する公益と、著作者が著作物の販売によって得られる利益という私益との関係を、論者がどう捉えているかを分析する。各論者の論点は、大きく次の3つに分類することができる。

- (1) 公立図書館はベストセラーの複本を大量に購入し貸出しており、これによって著作者の利益が損なわれており、調整が必要である。[調整必要論]
- (2) 公立図書館のベストセラーの複本は大量であるとは言えず、著作者の利益への影響は無視できるほどわずかであり、調整の必要はない。「調整不要論
- (3) 公立図書館のベストセラーの複本は大量であるとは断言できないが、著作者への利益 へ何らかの影響があるとすれば、調整が必要となるだろう。[調整要検討論] 以下、この3つの論点ごとに、詳細に検討する。

#### (1) 調整必要論

公立図書館はベストセラーの複本を大量に購入し貸出しており、これによって著作者の利益が損なわれており、調整が必要である、とするのは、ベストセラーの大量複本を批判する立場の論者である。以下、調整必要論者とする。調整必要論者は、まず「公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入し貸出している」という事実をデータで示そうと試みる。

林望は都内のいくつかの区立図書館におけるベストセラーの所蔵数を調査し、区内 10 館の総計として乙武洋匡『五体不満足』80 冊、大平光代『だから、あなたも生きぬいて』51 冊、柳美里『命』40 冊という数字を挙げている。また別の図書館の例として、『五体不満足』81 冊を所蔵する区では貸出数が延べ 2,407 回、1 冊の本がおおむね 30 回ずつ貸し出された計算になるとしている140。

楡周平は、東京都杉並区と港区の公立図書館の予約数を元に、ベストセラーがどれだけ公立図書館で読まれているかを割り出している<sup>141</sup>。両区の予約リストにおいて当時のベストセラーであった宮部みゆき『模倣犯』上下巻の予約総数は計 1,488 件であり、両区の人口と年間の個人貸出総数からその相関関係を算出し、それを日本全国の人口 10 万人以上の241 市区に設置された 976 館の推定予約人数を算出し、『模倣犯』上下巻の予約人数を約 8 万人と算出した。初版部数 1 万部でもよいほう、という出版状況を引き合いに出し、予約している利用者すべてが順番が回ってくるまで待ち、読むというわけでもないだろうとしながら、「十分ベストセラーと称されるに相応しい部数がまるまる消滅している」としてい

<sup>140</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p296-298.

<sup>141</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p116-123.

る。いずれも個人が身近にある公立図書館を例にとった試算である。楡もこの算出方法に無理があることは承知しているとした上で、公立図書館においてどの図書がどれだけ読まれているかの統計資料が存在しないことを指摘し、実態を理解しベストセラーの大量複本問題をめぐる議論に決着をつけるために公立図書館がデータを公開することを求めている142。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を進めるために実態把握が必要だとして、日本ペンクラブおよび出版 11 社の会もそれぞれアンケート調査を行っている。

次に「公立図書館のベストセラーの複本を大量に購入し貸出すことによって著作者の利益を損なっている」という事実の根拠として、楡は 1990 年から 2000 年までの図書の販売部数と図書館を通じての個人貸出数のグラフを作成し、図書の販売部数は 1996 年をピークに下落している一方、公立図書館における個人貸出数が大きく伸びていることを示した143。そして「このままの傾向が続けば、そう遠くない将来両者の数字は逆転する可能性が高い」と危機感を表明した。

しかしながら、公立図書館における貸出数の増加が図書の販売数に影響を与えていることを示すデータ、より具体的に表現すれば、公立図書館における貸出により無料で読むことができなければ、その図書を購入したであろう利用者数のデータは存在しない。そのため、調整必要論者らは林や楡の挙げた数字データや個人的な経験・印象を元に、ベストセラーの大量複本による貸出が原因となって発生する損失を推測して下記のように指摘している。

「逸失利益がどれほどのものか、明確に算定する根拠はないが、とにかく複本の存在によって、本の売れ行きが多少とも落ちることは間違いない。」144

「恐らくは、その本の売れ行きや人気に比例して、一定の率で多冊重複所蔵され、何度も回転しては、無料でこれを読む人に奉仕しているのであろう。だから、どの著作者にとっても、著作権上の逸失利益がそれによって否応なく発生しているということは事実である。」 145

これらは、ベストセラーの大量複本の貸出という公益によって、著作者個人の私益が損なわれているという主張である。

この主張と表裏をなす主張に、本を読むという行為とそれによって得た知識・情報に対して対価を支払わない読者がいることを問題視するものがある。林は、まず「本を買わず

<sup>142</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p122.

<sup>143</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p118.

<sup>144</sup> 三田誠広. 図書館が侵す作家の権利——複本問題と公共貸与権を考える. 論座, 2002-12, (91), p185.

<sup>145</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒 だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p 298.

に読む人」を「借りてきた本で読んだ知識は借り物の知識に過ぎ」<sup>146</sup>ないと批判し、その上でそのような読者へ無料で本を貸し出す公立図書館を「知的所有権(著作権)に対する安易な無料使用を当然のように思わせている」<sup>147</sup>と批判している。

以上のように、ベストセラーの大量複本によって著作者の私益が損なわれているという 批判とともに、ベストセラーの大量複本によって公立図書館の公益性が損なわれていると する批判もある。

1つは、公立図書館の蔵書構成の多様性への懸念である。日本ペンクラブの『著作者の権利への理解を求める声明』では、「公立図書館の同一作品の大量購入は、(中略)かぎられた予算が圧迫され、公共図書館に求められる幅広い分野の書籍の提供という目的を阻害している」とし、ベストセラーの大量複本を「出版活動や著作権に対する不見識」と非難している<sup>148</sup>。また津野は「本の文化の唯一のささえは多様性だ」<sup>149</sup>とし、売れる図書も売れない図書もすべてが揃っていることで図書の文化が活性化するとし、ベストセラーに蔵書が偏ることを懸念している。また、大量複本の対象がベストセラーであることに対し、林は「(ベストセラーを)群集心理に煽られて読みたがっている人たちのために、公共図書館が無料で延べ何万冊も貸し出してやる必要があるのか」<sup>150</sup>と疑問を投げかけている。

ベストセラーの大量複本が損なう公立図書館の公益性の 2 つ目は、公立図書館の貸出中心のサービスに対する批判である。この批判には、日本ペンクラブの声明のように「貸出至上主義」と呼んで「貸し出し回数をふやして成績を上げようとしているにすぎない」<sup>151</sup>と目的自体を批判するものと、津野のように「図書館がもつ貸し出し以外の役割がおろそかにされてしまう」<sup>152</sup>と、公立図書館の提供するサービスのバランスに言及する批判がある。

上記とは異なるアプローチから論じた三田誠広は、数値データに依らず、著作権の解釈からベストセラーの大量複本の貸出を批判した。三田は、著作権は知的所有権の一部であり、知的所有権は一般的な物品の所有権に含まれ、所有権は基本的人権に含まれるから、すなわち著作権は基本的人権である、とする。そして、住民には無償で多様な図書を読む権利があり、公立図書館には住民へサービスする義務があるが、その公共性を理由に公立

<sup>146</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒 だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p 298.

<sup>147</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒 だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p 301.

<sup>148</sup> 日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,

http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post 65.html (2015-12-26 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>149</sup> 津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館雑誌, 1998-5-1, 92(5), p337-338.

<sup>150</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒 だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p 299.

<sup>151</sup> 日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,

http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post\_65.html (2015-12-26 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>152</sup> 津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館雑誌, 1998-5-1, 92(5), p338.

図書館は著作者の基本的人権を無視し、剥奪していると強い表現で公立図書館を批判している。この公立図書館による無償の資料提供と著作者との関係を、空港建設などの公共事業における土地収用と住民に例え、土地が収容された個人に補償金が支払われることを指摘<sup>153</sup>し、著作者にも補償金が支払われるべきだとしている。

もちろん、著作権法の権利制限規定において様々な理由から著作権の及ばない範囲があることも三田は指摘している。例えば「点字の作成」のように、障害者の基本的人権である「本を読む権利」と著作者の基本的人権である著作権が衝突する場合は、より立場の弱い人の人権を尊重するという意味でこの権利制限は当然だとしている。しかしながら、単に公共性があるからというだけで個人の人権が侵害されることは著作権の剥奪であり、あってはならないことだ、としている<sup>154</sup>。

以上から、三田の考える公立図書館の公共性とは、住民の持つ無償で多様な図書を読む権利に公立図書館が応えること、すなわち知る自由を保障することであるといえるが、知る自由を保障するという公共性があるだけでは、著作者の基本的人権を制限する理由に当たらない、と考えていることがわかる。住民の知る自由という基本的人権と著作者の著作権という基本的人権が衝突する場合、住民と著作者との立場を比較して、住民の立場が弱いために著作者の権利が制限されるとは考えていない、と推察できる。

三田の主張は、著作権を基本的人権とし、著作権法の権利制限を基本的人権の侵害であるとしている点で、本論文 3.1.1 において確認した著作権法の立法趣旨と相容れないものである。著作権法は文化の発展に寄与するという目的のもと、著作者の権利を保護すると同時に著作物の公正な利用を促進するという、著作者と利用者の双方の調整を実現するための法律であり、この点は三田の誤解であると言えるだろう。

## (2) 調整不要論

調整必要論に対し、公立図書館のベストセラーの複本は大量であるとは言えず、著作者の利益への影響は実証されていないので、調整は不要だとする説は、公立図書館の職員等、現場に近い立場から出された。調整の必要を認めない調整不要論は、現場の感覚として、調整必要論の示した数字に違和感を持ち、自身の勤める公立図書館や、自館を含めた複数の公立図書館に協力を要請した調査した数字データを挙げて反論している。高浪郁子<sup>155,156</sup>、田井郁久雄<sup>157</sup>、常世田良<sup>158</sup>らの調査がそれである。高浪は、図書館問題研究会の全国委員

<sup>153</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p11-12.

<sup>154</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p130-140.

<sup>155</sup> 高浪郁子. ベストセラーの購入状況を調べてみました. みんなの図書館, 2000-03, (275), p18-27.

 $<sup>^{156}</sup>$  高浪郁子. ベストセラーの購入状況を調べてみました・リターンズ (特集 選書の現在を探る・そのまえに). みんなの図書館, 2002-01, (297), p40-48.

<sup>&</sup>lt;sup>157</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p508-524.

<sup>158</sup> 常世田良. "公共図書館は出版界の敵にあらず". 浦安図書館にできること. 勁草書房,

を中心に、1998 年度のベストセラー20 点について、購入冊数と購入金額、1998 年度資料費の予算あるいは決算額に占める割合を調査し、34 館の回答を得た。購入金額がもっとも多かった横浜市立図書館で市全体の資料費の 0.6%、予算に占める購入金額の割合がもっとも多い目黒区立図書館でも約 1%に過ぎないと報告している。田井は 2000 年度の岡山市立図書館における貸出回数上位 20 の図書の刊行年・複本数・貸出回数の一覧から、20 冊のうち6 冊は 1999 年 3 月以前、13 冊は 1999 年 9 月以前に刊行された図書であることを示し、公立図書館では、ベストセラーは書店でのブームが去った後でも相当長期間にわたって利用されている、と指摘している<sup>159</sup>。常世田は、館長を務める浦安市立図書館のデータとして、2001 年に受け入れられた図書が同年中に貸し出した割合は 16%に過ぎず、新刊の貸出率は一般に思われているよりはずっと低く圧倒的に新刊以外の図書を貸し出しているとしている<sup>160</sup>。

また、馬場俊明<sup>161</sup>、田井郁久雄<sup>162</sup>、山本昭和<sup>163</sup>らは、調整必要論者が挙げている貸出至上主義がもたらす弊害について、複本の必要性を挙げて反論している。例えば山本<sup>164</sup>は、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の論点を以下の5つに整理し、それぞれに反論を展開している。

- ① 魅力的な蔵書と複本
- ② 知る自由の保障と複本
- ③ ベストセラー問題
- ④ 経営戦略としての複本
- ⑤ 出版文化と複本

「① 魅力的な蔵書と複本」では、図書館パフォーマンス指標の指標の一つである「要求タイトル利用可能性」を挙げ、「蔵書のタイトル数を増やせば、来館者から求められる資料を所蔵する確率が高くなり、『要求タイトル利用可能性』を高めることにつながるかのように思える。しかし実際には、人気のある本に複本を購入して、貸出中である確率を低くする方が、『要求タイトル利用可能性』を高めることに効果的なのである」とする。また、「②知る自由の保障と複本」では、公立図書館の役割の一つである知る自由の保障を「自分の

<sup>2003,</sup> p173-182.

<sup>159</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p517.

<sup>160</sup> 常世田良. "公共図書館は出版界の敵にあらず". 浦安図書館にできること. 勁草書房, 2003, p174-175.

<sup>161</sup> 馬場俊明. 公立図書館は出版文化の発展を支えている――「公立図書館-無料貸本屋」論批判. 出版ニュース, 2001-08, 2001 年 8 月中旬号, p6-10.

<sup>162</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p508-524.

<sup>&</sup>lt;sup>163</sup> 山本昭和. 複本購入の問題に関する総合的研究(シリーズ 21 世紀の図書館を展望する・5). 図書館界, 2002-5-1, 54(1), p2-9.

<sup>&</sup>lt;sup>164</sup> 山本昭和. 複本購入の問題に関する総合的研究(シリーズ 21 世紀の図書館を展望する・5). 図書館界, 2002-5-1, 54(1), p2-9.

好きな本を何でも自由に読めることを市民に保障」することとし、複本数を制限して予約者に長く待たせたり読むことを諦めさせたりすることは、知る自由を保障することに反するとする。「③ ベストセラー問題」では、調整必要論者が持つベストセラーに対する「質が低い」「長期的価値がない」という意識はどちらも証明されておらず、また市民から求められた本の質は評価せず市民に資料を届けることで知る権利を保障するのが公立図書館だ、と反論している。「④ 経営戦略としての複本」では、調整必要論者らが公立図書館が貸出を図書館経営の基礎としていることを「貸出至上主義」として批判していることに対し、市民の資料要求に応えることが、多くの市民から求められている公立図書館の機能であるとし、この機能を充実させる方法として複本購入があるとしている。「⑤ 出版文化と複本」では、調整必要論者らの、公立図書館の大量の複本が図書の売り上げを阻害しているという主張に対して、多種多様な図書が出版される状態は、出版業界のみならず知る自由を保障しようとする公立図書館にとっても望ましいが、売れない図書を買い支えることは公立図書館の役割ではない、とする。そして、公立図書館が出版産業に対する基本的な役割は、多くの人に読書の楽しさを実感してもらうことであり、図書館で図書を借りる人は書店で図書を購入するようになる、としている。

田井<sup>165</sup>は実務上の経験から、1970年代以降、公立図書館の現場の判断として複本を増やしていった経緯を事例として説明し、ベストセラーの大量複本購入の理由と必要性を説いている。田井の挙げている複本を増やす理由は、山本が挙げていた「魅力的な蔵書」が並んでいる書棚を作るためという理由のほかに、人気のある図書は破損・汚損が進み利用に適さなくなったり、紛失や未返却によって蔵書が失われたりするため、という理由を挙げている<sup>166</sup>。東京都の公立図書館の図書館員 4 人による座談会<sup>167</sup>でも、公立図書館で複本を購入する実務的な理由が挙げられている。批判されているベストセラーの大量複本以外にも、複本を購入する理由には、地域資料や参考図書を保存用(あるいは館内利用用)と貸出用とで複数購入する場合や、季節物や定番的に時期によって調べものに来る図書や、古典や児童書のロングセラーは複数購入するという判断があるという。

これらの反論の上で、田井は、ベストセラーの大量複本への批判には、図書館についての単純な誤解や、実態を見ずに思い込みで批判している例も少なくないとし、図書館は出版関係者や著作者、マスコミや市民に対して図書館サービスの立場をその歴史的な発展も含めてわかりやすく説明しなければならない168、と提言もしている。

<sup>165</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p508-524.

<sup>166</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p512-513.

<sup>167</sup> 斉藤誠一, 小形亮, 手嶋孝典、堀渡ほか. 巻頭座談会: 本が売れない原因を図書館のせいにするな! 図書館バッシングに反論. ず・ぼん, 2002, (8), p3-29.

<sup>&</sup>lt;sup>168</sup> 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p510.

以上のように、ベストセラーの大量複本への批判に対する反論のうえで、公益と私益の調整は不要であるとする論者は、公立図書館の貸出は出版文化を支えているのだ、と主張している。常世田良は、「公共図書館は出版界の敵にあらず」169と題し、自身が館長を務める(当時)浦安市立中央図書館が市民一人当たりの貸出点数が全国一位となった 1983 年以降、同市内の書店店舗数は増加していることを挙げ、図書館利用が活発な自治体では、図書館が市民の図書に対する購買意欲を掘り起こしている170とする。前述の座談会171に出席している斉藤誠一は、司会からの公立図書館に「出版という文化を支える」「業界を支える」役割もあると出版業界は考えているがどう考えるか、という質問に対し、「われわれが向いているのは出版界じゃなくて、利用者ですから」と答え、マイナーな図書でも「使える」と思えば購入するとして「それが結果として出版文化を支えていることになっている。」172としている。この「使える」の意味は座談会中の別の言葉の中で、「利用者が求めて役に立つかどうかという話だから、(略)レファレンスみたいなところで『ああ、この本で、のどにつかえてたものが落ちました』みたいなものを、いかにそろえておくのか」173という表現で表している。

これらの反論の共通する特徴は、公立図書館の実務者やそれに近い立場の論者は、理論としても実務としても、利用者が求める図書を提供することが公立図書館の基本的な使命であるとしている点にある。その根拠として知る自由の保障という図書館の任務を挙げたり、結果として貸出数の増加として現れたりしても、根底にあるのは、利用者の「図書館では読みたい本が読める」という期待に応えることである。そして、利用者への貸出を含む資料提供を充実していくことで豊かな読者層を醸成し、それによっておのずと出版文化を支えるという「公益性」が公立図書館にはある、としている。

## (3) 調整要検討論

上記(1)と(2)は、公立図書館におけるベストセラーの複本数について独自の調査や公開データを用いるなどしてそれぞれの主張の裏付けとした上で、公式に全国規模の調査が行われればベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は解決するだろうとしていた。確かに、2003年に日本図書館協会と日本書籍出版協会が行った、全国の公立図書館におけるベスト

169 常世田良. "公共図書館は出版界の敵にあらず". 浦安図書館にできること. 勁草書房, 2003, p173-182.

 $<sup>^{170}</sup>$  常世田良. "公共図書館は出版界の敵にあらず". 浦安図書館にできること. 勁草書房, 2003, p178.

<sup>171</sup> 斉藤誠一, 小形亮, 手嶋孝典、堀渡ほか. 巻頭座談会: 本が売れない原因を図書館のせいにするな! 図書館バッシングに反論. ず・ぼん, 2002, (8), p3-29.

<sup>172</sup> 斉藤誠一, 小形亮, 手嶋孝典、堀渡ほか. 巻頭座談会: 本が売れない原因を図書館のせいにするな! 図書館バッシングに反論. ず・ぼん, 2002, (8), p23.

<sup>173</sup> 斉藤誠一, 小形亮, 手嶋孝典、堀渡ほか. 巻頭座談会: 本が売れない原因を図書館のせいにするな! 図書館バッシングに反論. ず・ぼん, 2002, (8), p28.

セラーの複本数についての調査「公立図書館貸出実態調査 2003」<sup>174</sup>の結果が報告され、調査対象図書の 1 館あたり平均所蔵冊数はベストセラーのタイトルで 2.01 冊という結果が出ると、ベストセラーの大量複本に対する批判は終息に向かったように見える。しかしながら、「公立図書館貸出実態調査 2003」報告書の巻末に付されている、8 人の識者からの調査報告を読んだ意見<sup>175</sup>からわかるように、著作者・出版社、公立図書館と立場が違えば調査結果に対して異なる印象を持っていることがわかる。図書館関係者は、ベストセラーの 1 館あたり平均所蔵冊数 2.01 冊という数字に安堵したようだが、作家の楡周平は「貸出の絶対数はやはり衝撃的」 <sup>176</sup>との感想を記している。作家の三田誠広は、ベストセラーの複本が少ないとはいえ、大規模な図書館ではベストセラーの複本は確かにあり、ベストセラーの大量複本が図書の売り上げに何らかの影響を与えていることは間違いない、とする <sup>177</sup>。両者とも、全国レベルではベストセラーの大量複本はない、という調査結果を得ても、公益と私益の関係で問題がない、とは考えていない。このことは、ベストセラーの大量複本を批判していた著作者らが問題としているのが、実はベストセラーの大量複本以外の点にある可能性を示唆している。

糸賀雅児178は、こうした(執筆活動で生計を立てようとしている一部の)著作者の不満を放置しておくことは、公立図書館の将来にとって、政策的および社会的な見地から好ましいことではないとする。糸賀は、シンポジウム「作家・読者・図書館――公貸権を考える――」(日本ペンクラブ主催、2003年11月8日開催)において配布したパンフレットに寄せた文章中で、「著作者側の経済的損失がどれほどのものかは正確につかめないが、精神的苦痛を受けていることだけは確かなようで、これはハラスメントの構図に似ている。読書をめぐるハラスメントと考えれば、新たな「読(どく)ハラ」と呼べるかもしれない。」179と、著作者らの抱える不満を指摘し、一定の配慮が必要だとする。しかし、一定の配慮として調整必要論者が求める補償金制度の導入に直接応じるのではなく、貸出や選書を含めた図書館サービス方針の転換を明確に社会へ示すことで対処すべきだ180と主張する。糸

174 日本書籍出版協会,日本図書館協会編.公立図書館貸出実態調査 2003 報告書.日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, 64p,

https://www.ila.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf(2015-12-16 参照).

<sup>175</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編.公立図書館貸出実態調査 2003 報告書.日本書籍出版協会,日本図書館協会,2004-03,p51-61.

<sup>176</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書 . 日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, p56.

<sup>177</sup>日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書 . 日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03, p61.

<sup>178</sup> 糸賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点(特集・図書館と著作権のこれからを考える). 図書館雑誌, 2002-06, 96(6), p397.

 $<sup>^{179}</sup>$ 日本ペンクラブ・メールマガジン「P.E.N.」第 5 号 2003 年 12 月 15 日. 日本ペンクラブ,2003-12-15,http://www.japanpen.or.jp/mailmg/pen/520031215.html(2015-12-29 参照).

<sup>180</sup> 糸賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点(特集・図書館と

賀は、図書館側は、調整必要論者らが主張する公立図書館によるベストセラーの大量複本が著作者らに与えている逸失利益の大小を論じるのではなく、商品としての出版物の付加価値を高めるという公立図書館の公共サービス本来のあり方に立ち返り、民間市場ではなしえない公共性を持った図書館運営を実現すべきだ181とする。

糸賀の主張を公益と私益との関係でみると、著作者の感情を利益(価値)と捉え、その 私益が損なわれているところを、公立図書館の公共性を高めることで公益を増進すること により補償しようという提案だと解釈できるだろう。

根本彰は、林望によるベストセラーの大量複本への批判について、林の挙げた数値データが特定の区立図書館における特定の、特に複本数の多いタイトルを例に挙げており、その数値を全国の図書館のベストセラー全体の所蔵状況に当てはめることはできないと反論している。また、公立図書館で借りられた本の貸出分すべてを著作者の逸失利益と見なすことの誤りを指摘し、林の主張の根拠は十分ではないとする。しかしながら、図書館は出版市場と重複しながらも、より公共的なサービスを志向するべきであるという理由から、公立図書館が学術書や教養書を幅広く提供すべきという林の主張には賛意を示す182。

根本は、貸出を中心とする資料提供の考え方だけでは公共図書館の公共性は確保できないとする。出版産業・出版流通との関係においては、情報フローとしての出版流通システムに対し、社会的に共有される情報ストックとして図書館が存在するとする。市場では提供できないセーフティネットとして、時間軸に沿ってよく選ばれ多様性を持つ資料群、多彩な検索ツールの整備、出版や資料についての専門知識を持ったレファレンス担当者の配置のような様々な付加価値をつけることにより、文化の多様性を保障することに、公共図書館の公共性があるとする<sup>183</sup>。

公益と私益との調整という点で根本の主張は、公立図書館における貸出を中心とした資料提供のあり方という「第2の公益性」が、出版文化の多様性の保障という「第1の公益性」を損なっている、ということと言えるだろう。

## 3.3.2 公益と私益の調整方法の提案

前項では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入し貸出していることにより、公益と私益の調整の必要性の有無についての主張を3つに整理した。そのうち公益と私益、もしくは公益と公益の間で調整が必要であるとする主張において、どのような調整方法が提案されているかについて整理すると、おおむね以下の4点に整理できる。もちろん、1人の論者が一つの方法を提案しているわけではなく、複数の提案を列挙したり、主な提案の他に他の方法についても言及した

著作権のこれからを考える). 図書館雑誌, 2002-06, 96(6), p397.

<sup>181</sup> 糸賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点(特集・図書館と著作権のこれからを考える). 図書館雑誌, 2002-06, 96(6), p397.

<sup>&</sup>lt;sup>182</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, p68-70.

<sup>183</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, p78-80.

りしている場合もある。

- (1) 複本数の制限
- (2) 新刊本の一定期間の貸出猶予
- (3) 図書館予算の増額や専門性を持った司書の配置による公立図書館の振興
- (4) 貸出に対する補償金制度(公貸権制度)の導入

それぞれの方法について、公益と私益、もしくは「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」 との調整という点で、調整方法の妥当性と問題点を検討する。

#### (1) 複本数の制限

公立図書館が購入する複本数に制限を設ける提案であり、ベストセラーの大量複本を批判する立場の論者は当然提案する方法である。制限数を明示していない提案から、三田誠広のように複本をすべて禁止して1館1冊を原則<sup>184</sup>と主張するもの、林望の3冊以内<sup>185</sup>とするものなどがある。

しかしながら、公立図書館貸出実態調査<sup>186</sup>において、全国平均ではベストセラーの複本数は 2 冊余りに過ぎないことや、すでに自主的に複本数の上限を設定している図書館が一定数存在することなどが明らかになり、大規模館でのタイトルあたり数十冊という複本をどう捉えるかが課題となるだろう。

その場合、複本数を 1 館当たりもしくは1自治体当たりで考えるか、サービス対象となる人口当たりで考えるかが論点となる。蔵書の多様性を重視するなら前者、利用者にとっての情報へのアクセス可能性を重視するなら後者が妥当であろう。

また、前項で確認した、ベストセラーへの予約の集中に対応するという目的以外で購入 される複本の存在も考慮する必要がある。保存目的や、地域の特性として一時的に利用が 集中する図書への対応として購入される目的を考えると、単純に複本数のみで上限を設定 できないことは明らかだ。タイトルや図書の種類によって上限数を変えるならば、さらに 細やかな配慮が求められる。

## (2)新刊図書の一定期間の貸出猶予

新刊図書は、書店に配本されてから 6 か月後に売れ残っていた分が出版取次へ返本される。「貸出猶予」とは、配本から返本まで、書店に陳列される 6 か月間が、本が売れるための重要な期間であるため、この間に公立図書館で本の貸出を猶予する、という方法であり、楡周平をはじめ日本推理作家協会や出版 11 社の会が中心となって提案している。貸出猶予期間の設定は、レンタルビデオやレンタル CD 店が、ビデオや CD の発売後一定期間の貸

<sup>184</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p199.

<sup>&</sup>lt;sup>185</sup> 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p302.

<sup>186</sup> 日本書籍出版協会,日本図書館協会編.公立図書館貸出実態調査 2003 報告書.日本書籍出版協会,日本図書館協会, 2004-03,

出禁止期間を設けているのと同等の権利を求めるという発想だという。楡は、貸出猶予期間の設定と合わせて、貸出猶予期間は各館 1 冊のみは閲覧用として配架しておくこと、さらに貸出猶予期間を過ぎたら書店からの返本を図書館に半額で回す、などとしている187。

貸出猶予期間の設定は、利用者の資料へのアクセスを制限することとなり、私益の損失を公益の制限で回復する方法であるといえる。

貸出猶予の提案に対して、理念的な面と実務的な面と双方からの反論がある。まず理念的な面として、貸出を猶予することで利用者の知る自由を制限することになることが挙げられる。館内閲覧用の図書を用意するだけでは「知る権利」が保障されることにはならない188、と手嶋孝典は疑問視する。常世田は、経済的損失をフォローするシステムは別に作るべきであり、市民が自己判断するために重要な情報を広く提供するという「図書館が持っている機能を削ぐ」ことはしたくない、として反対している189。実務面からは、常世田は、もし貸出猶予期間を設けその期間は館内閲覧のみに限定すれば、利用者は館内でその図書を読み終えようとするだろう、と予想する。1冊の図書を3時間で読み切るとすれば、その図書は1日で最大3人の利用者に読まれる計算となる。貸出する場合、1週間で返却されると仮定しても1週間に1人にしか読まれないのと比較すると、館内閲覧の方が1冊の図書の利用回数は上がり、著作者らのいう「タダ読み」が増えることになるだろう、という190。

貸出猶予期間の設定は、営利目的のレンタルビデオ・レンタル CD 店での方式を、公共性が求められる公立図書館でそのまま採用するには、解決すべき問題が多い。実際に導入するとなれば、利用者である市民の知る自由が制限されると予想される。私益の逸失利益を公益の制限で補償する制度を検討するには、逸失利益と制限される公益の利益衡量が必要となる。貸出猶予期間の設定による経済効果の実証が必要であろう。

## (3) 公立図書館の振興

調整必要論においても調整不要論においても、また調整要検討論においても共通して指摘されているのが、日本の公立図書館の貧しい現状である。2000年当時、全国の公立図書館数は 2,700 館近くであったが、大都市圏と地方との設置状況には間に大きな差があり、公立図書館のない自治体が半数近くに上っていた。また、公立図書館の 1 館当たり資料費は 1993年をピークに減り続け、2002年度にはピーク時の 80%、1300万円にまで落ち込んだ、と前田章夫は報告している<sup>191</sup>。当時、図書館員の有司書資格者率もほぼ半分に過ぎ

<sup>&</sup>lt;sup>187</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, p6-7.

<sup>188</sup> 手嶋孝典. 誰のための公立図書館か. 図書館雑誌, 2003-9-1, 97(9), p648.

<sup>189</sup> 井上ひさしほか. 図書館問題をめぐる作家と図書館の大激論「実情を全く把握していない」と互いに論難!. 創, 2002-11, 32(10), p116-117.

<sup>190</sup> 常世田良氏インタビュー(2014年9月20日(土)15:00~17:00)より。

<sup>191</sup> 前田章夫. 三田誠広氏の批判に答えて:図書館と作家・出版社は共存する義務がある. 論座,2003-01,p202-203. ただし、1館当たり資料費の推移を「日本の図書館 統計と名

ず、さらに他部署へ配置転換される場合もあることなど、公立図書館の厳しい現状が、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じて図書館関係者から報告された。公貸権制度をめぐる議論のなかでも、EU 諸国ではすでに公貸権制度が実現しているのだから、日本でも公貸権制度を導入してほしいという著作者らの主張192に対して、図書館関係者らからは人口 10 万人当たりの図書館数や 1 人当たり貸出冊数を比較して、日本の公立図書館が先進諸国から立ち遅れていることを示して反論した193。

これらの議論を通じて、調整必要論者らは公立図書館の現状に一定の理解を示した。また将来的に何らかの調整が行われることとなっても、そのために公立図書館の資料費が削減されたり図書館職員の負担が増大したりすることによって公立図書館のサービスがさらに低下することは避けたい考え194もあった。調整必要論者らからも、公立図書館の予算の増大や専門職員の充実等、公立図書館を振興する図書館政策を求める意見が、公益と私益の調整の提案と合わせて主張されるようになった195。

## (4) 公貸権制度(補償金制度)

公益と私益の調整としての公貸権制度については、次節「3.4 公貸権制度をめぐる議論に おける公立図書館の公益性」にて詳しく検討する。

以上の提案のうち、(1)複本数の制限と、(2)新刊図書の一定期間の貸出猶予は、公立図書館の「行為規制」の観点からの主張であり、(4)は「逸失利益の補償」の観点からの主張であると整理できる<sup>196</sup>。ここで問題となるのは、「行為規制」と「逸失利益の補償」を同時に行うことには矛盾が生じる点である。補償金を支払うことは、それによって従来の公立図書館における貸出を行うことを認める意味もあり、そこへさらに貸出猶予期間の設定等の規制を行うことは二重に調整が行われることになる。(2)新刊図書の一定期間の貸出猶予は日本推理作家協会が中心となって主張する方法であり、(3)の公貸権制度は日本文藝家協会が中心となって主張している方法である。両者はともに、著作者の権利を求める立場とし

簿 1994」および「日本の図書館 統計と名簿 2004」の「公共図書館経年変化」より筆者が計算したところ、1 館当たり当年度予算のピークは 1996 年度の約 1,459 万円であり、2002 年度の約 1,243 万円はピーク時の 85%に当たる。

<sup>192</sup> 日本文藝家協会. 文部科学大臣・文化庁長官への要望書(2002年6月6日). 2002-06-06. など。

<sup>&</sup>lt;sup>193</sup> 例えば、根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, p75. など・。

<sup>194</sup> 例えば、三田誠広. 図書館が侵す作家の権利——複本問題と公共貸与権を考える. 論座, 2002-12、p191.

<sup>195</sup> 例えば、日本児童文学者協会ほか. 図書館の今後についての共同声明(平成 17 年 11 月 8 日). 2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf (2015-1-5 参照). 196 南亮一. 公貸権に関する論点 公貸権論議と図書館問題. 出版ニュース, 2002-07, 2002年7月下旬号. P6.

て互いの主張に一定の理解を示している<sup>197</sup>が、本来ならば双方を同時に要望することはできないと考えられる。

## 3.4 公貸権制度をめぐる議論における公立図書館の公益性

本節では、公賃権制度をめぐる議論を、公益と私益、もしくは「第 1 の公益性(社会共通の価値をもたらす公益性)」と「第 2 の公益性(結果へのアクセスを保障する公益性)」との調整という点から分析し、調整方法としての公貸権制度の妥当性と問題点を検討する。まず第 1 項において、公貸権制度を実施している諸外国の制度を概観し、公貸権制度の特徴を整理する。次に第 2 項で、公貸権制度をめぐる議論において、公貸権制度の導入に肯定的な立場の論者が、公貸権制度によって公益と私益、もしくは「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」がどのように調整されると期待しているかを整理する。また、公貸権制度の導入に否定的な立場、もしくは検討を要するとする立場の論者において、公益と私益、もしくは「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」との調整という点からどこに問題があると指摘しているかを整理する。そして、本研究におけるベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間内で公貸権制度が日本で導入されなかった理由を検討する。最後に第 3 項として、公貸権制度をめぐる議論において問われた公立図書館の「公益性」とは何だったのかを明らかにし、本節のまとめとする。

## 3.4.1 公貸権制度の概要

公貸権とは、図書館における無料の資料の貸出によって、その著作権者が財産権を侵害されたとして、図書館における貸出冊数や所蔵冊数に応じて補償を求める権利とされる<sup>198</sup>。 デンマークで 1942 年に初めて制度化され (実際に施行されたのは 1946 年)、北欧諸国を中心にヨーロッパ各国へ拡大し、さらにその他の国でも導入され、2014 年 3 月時点で公貸権を導入している国は 31 か国に上っている<sup>199</sup>が、国によって根拠法や補償金の算定方法等、制度のあり方は多様である<sup>200</sup>。公貸権制度をめぐる議論を分析するにあたり、まず公貸権制度の内容を整理する。

公貸権制度は大きく 2 つの側面を持つ。図書館における貸出による著作者の損失に対す

<sup>197</sup> 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p123.

三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p197-199.

<sup>198</sup>図書館用語辞典編集委員会. 最新図書館用語大辞典. 柏書房, 2004.

日本図書館情報学会. 図書館情報学用語辞典. 丸善、2013. 等

<sup>&</sup>lt;sup>199</sup> UK PLR office. "PLR SYSTEMS AROUND THE WORLD: SOME BASIC FACTS". PLR International Website. 2014-03,

http://www.plrinternational.com/plraroundtheworld.pdf, (2015-12-18 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>200</sup> 著作権情報センター附属著作権研究所公貸権委員会. 公貸権制度に関する調査研究. 著作権情報センター, 2005, 108p, (著作権研究所研究叢書, no.13).

る補償という側面と、文芸の保護という文化政策的な側面である<sup>201</sup>。この 2 つの性質のどちらに比重を置くかにより、公貸権制度の具体的な制度設計が異なってくる。実際の公貸権制度はこの二つの側面を併せ持つものであり、導入済み各国の制度設計においても各国の実状や運用上の都合等により具体的な方法が選択されたり様々な条件が付されており、明確に二分できるものではない。とはいえ、日本における公貸権制度をめぐる議論を「公益性」の視点から分析する上で公貸権制度の概念を把握する必要があるために、各側面における根拠法、補償金の財源、補償金受領対象者と対象資料、補償額の算定方法について整理する。整理に当たっては、導入各国の公貸権制度の内容について主に南亮一による解説<sup>202</sup>を参考にした。

図書館における貸出による著作者の損失に対する補償という側面からは、著作者の持つ著作権のうち財産権の侵害が問題とされるのであり、著作権法に公貸権制度の根拠を置くことになる。著作権法による場合、著作物の利用の対価は利用者が支払う必要があるため、対象となる図書館(実際には図書館の設立母体である国または地方自治体)がその財源を負担する<sup>203</sup>。受領の対象者は著作権法が対象とするすべての著作権者となり、対象とされる資料は著作権法におけるすべての著作物となる。また、著作物の利用に対する補償という性質から、実際に図書館において貸出された実績を基準に補償額を算定する。

他方、文化政策として文芸の保護を目的とする場合、根拠法には公貸権制度を定める法律を著作権法とは別に設ける。文化政策であるから、その財源は国、もしくは国が拠出する基金が負担する。受領の対象者は、文化政策の目的によって範囲が規定される。例えば、自国語の文化の保護を目的とする場合、自国語で執筆する著作者が対象となる。同様に、対象となる資料も文化政策の目的により、文芸文化保護を目的とするならば小説、詩、脚本等の分野に対象が絞られる。補償額の算定方法も、貸出実績のほかに図書館における所蔵数に応じて算定する方法も取りうる。

実際に導入国における公貸権制度の内容をみると、上記のように明確に分類できるわけではない。例えば、著作権法を根拠法としているドイツでは補償金は公費により負担されているが、これは「著作物使用の対価というより、むしろ、著作者や出版社に対する文化振興の観点からの一種の助成金と捉えたほうが分かりやすい」204という場合もある。また、イギリスは公貸権制度の目的を個人著作者に対する補償とし貸出数に対して補償額を算出しているが、財源は国の基金である205。これらの具体例を見ると、図書館における貸出に

<sup>&</sup>lt;sup>201</sup> 南亮一. 公貸権に関する論点 (公貸権論議と図書館問題). 出版ニュース, 2002-07, 2002 年7月下旬号, p9.

<sup>202</sup> 南亮一. 「公貸権」に関する考察--各国における制度の比較を中心に(特集:著作権・公 貸権・図書館),現代の図書館,2002-12,40(4),p220.

<sup>&</sup>lt;sup>203</sup> 南亮一.「公貸権」に関する考察--各国における制度の比較を中心に(特集:著作権・公 貸権・図書館),現代の図書館,2002-12,40(4),p220.

<sup>&</sup>lt;sup>204</sup>寺倉憲一. ドイツの図書館における著作権問題——公共貸出権を中心に(特集:著作権・公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p233.

<sup>&</sup>lt;sup>205</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館 続. 勁草書房, 2004, p42.

よる著作者の損失に対する補償か文化政策か、という側面からの単純な区分けは細部で無理が生じるが、次項において日本における公貸権をめぐる議論を検討する上で公貸権制度の概念を理解するために、このような整理を行った。

## 3.3.2 公貸権制度の導入によって期待される公益と私益の調整

公貸権制度をめぐる議論において、公貸権制度の導入に肯定的な立場の論者が、公貸権制度によって公益と私益、もしくは「第1の公益性」と「第2の公益性」がどのように調整されると期待しているかを整理する。また、公貸権制度の導入に否定的な立場、もしくは検討を要するとする立場の論者において、公益と私益、もしくは「第1の公益性」と「第2の公益性」との調整という点からどこに問題があると指摘しているかについて考察を行う。そして、本研究におけるベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間内で公貸権制度が日本で導入されなかった理由を検討する。

## (1) 公益と私益の調整方としての公貸権制度の妥当性

公貸権制度をめぐる議論において公貸権制度を支持する論者のなかで、公貸権制度の実現にもっとも積極的であった者の一人は、日本文藝家協会常務理事として文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会委員であった三田誠広である。三田は、1999年に日本文藝家協会の常務理事に就任し、同時に知的所有委員会委員長となった206。日本文藝家協会の知的所有権委員長は文化庁著作権審議会(当時。2000年1月より文化審議会著作権分科会)の委員を任されていたことから三田は同審議会委員となり、著作権問題に深く関わるようになったが、それまでは著作権法についてはまったく知らなかったという207。短期間で著作権を勉強しつつ、当時著作権をめぐって議論されていた様々な法改正やそれに伴う実務に携わった。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間の中で、公貸権制度に対する三田の発言内容に変化がみられ、三田の発言は日本文藝家協会を始めとする著作者団体の主張等にも影響していくが、それはオピニオンリーダーであった三田の、公貸権制度への理解が進むにつれて起こった変化が影響しているのではないかと考えられる。

三田の主張は 2003 年に刊行された『図書館への私の提言』<sup>208</sup>にまとめられている。三田の主張を、公益と私益、もしくは「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」との調整という点から整理すると、次のようになる。

まず私益と公益の調整という点からは、本論文 3.2.1 でも考察したとおり、三田は著作権 を基本的人権とし、著作権法の権利制限により非営利無料の貸与が認められていることを、 基本的人権の侵害であるとしている。さらに、公立図書館に公共性があるということは、

\_

<sup>&</sup>lt;sup>206</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p176-177.

<sup>207</sup> 三田誠広氏へのインタビュー調査(2014年7月22日(火)11:00~12:20)より.

<sup>208</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 219p.

著作権の権利制限の根拠として十分ではないとしている<sup>209</sup>。著作権法の制限規制があること自体が私益を侵害しているのであり、何らかの補償が必要である、という主張である。

私益の侵害に対して補償金で調整を行うべきだ、という主張の根拠として、三田は 3 点を挙げている。まず 1 点目は、公益事業によって土地を収用された人に対しては補償金が支払われるように、公立図書館による貸出によって著作権を侵害された人に対しても補償金が支払われるべきだ210、とする。2 点目は、ヨーロッパでは図書館での貸出に対して著作者に補償金を支払う制度が実現しているのだから、日本でも同様の権利を著作者に対して認めるべきだとする。3 点目は、日本においてもすでに、映画の著作物に対しては公貸権が実現しているのだから、図書に対しても公貸権を認めるべきだ、とするものである。著作権法第 38 条 5 項では、図書館を含む視聴覚教育施設が映画の著作物を無償で貸与により頒布する場合、頒布する者が権利者へ補償金を支払わなければならないとされている。三田は、この規定を公貸権に相当するものだとし、映画の著作物だけではなくすべての著作物に平等に権利を認めるべきだ、としている。ただし、補償金の支払い方法については、現在公立図書館で行われている、資料の購入時に補償金を上乗せした額で購入する、いわゆる「ライブラリー価格」方式を図書に対しても行うことは反対している。

また、「第1の公益性」と「第2の公益性」との調整という点からは、三田は「公共図書館が純文学を支えないと、日本の文学は滅んでしまう」<sup>211</sup>とし、公立図書館が「文学的には価値の高い本」を図書館で購入して買い支えることが公立図書館の使命だとしている。これは、言い換えれば日本の純文学を支えることを「公益」とし、公立図書館が価値の高い純文学の図書を購入することが、「公益」をもたらす「公益性」であると三田が考えていると言える。三田の考える「公益性」は、本研究における 3 つの「公益性」の中では、社会共通の価値をもたらす公益性である「第1の公益性」に該当すると考えられる。ただしその場合、「純文学を支えること」が社会共通の価値として認められなければならず、その点について三田は明らかにしていない。住民の知る自由を保障するために、公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入し貸し出すことを、結果へのアクセスを保障する公益性という意味で「第2の公益性」とするならば、ベストセラーの複本を大量に購入することで価値の高い純文学を公立図書館が購入するための図書費が圧迫されるために「第1の公益性」が損なわれる、というのが三田の主張であると考えられる。

さらに、三田は、図書の著作物の利用者から対価が支払われるシステム自体に変革の必要がある<sup>212</sup>と指摘する。現状では、著作物の利用者は図書という物品の所有に対する対価として定価を出版社へ支払い、出版社は対価の内から 1 割を著作権使用料として著作者へ支払うというのが基本的なシステムであった。しかし、利用者が図書の所有にこだわらな

<sup>&</sup>lt;sup>209</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p130-140.

<sup>&</sup>lt;sup>210</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p11-12.

<sup>&</sup>lt;sup>211</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, p89.

<sup>&</sup>lt;sup>212</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 96-98p.

くなり、読み終わった図書を新古書店へ売ったり、そもそも買わずに公立図書館で借りて読んだりするようになれば、図書という物品の対価から著作者へ著作物の対価が支払われるシステムは成り立たなくなる、とする。そこで、著作物の利用者が図書から情報を得たことに対して、著作者へ対価が支払われるシステムに変えていくことを三田は提案している。具体的には、前者の新古書店への転売により2度目以降の販売から著作者へ対価が支払われないことに対しては、新古書店における販売価格から一定の著作物利用料を徴収するシステムを確立する必要がある<sup>213</sup>、とする。著作権としては、図書の最初の販売(譲渡)で消尽しない著作権を求めている<sup>214</sup>。そして、後者の公立図書館での貸出による利用に対しては、利用者から直接著作者へ支払うのではなく、国や自治体が基金を設立して著作者へ著作物の利用料を補償金として支払うシステムとして、公貸権制度を提案している<sup>215</sup>。なお三田は、著作物の利用に対して著作者へ支払われる対価を「著作権使用料」と表現しているが、現在まで著作権には、思想や感情を創作的に表現されたものに対しての権利は規定されていても、そこで表現された思想や感情という情報自体への権利は規定されておらず、著作物から情報を得ることを「著作権の使用」と表現することは誤解が生じる恐れがある。

三田の、物品としての著作物の所有に対してではなく、情報としての著作物の利用に対して対価が支払われるシステムとしての公貸権制度の提案を、公益と私益、もしくは公益と公益との調整という視点からはどのように理解できるだろうか。三田が問題としているのは、情報としての著作物の利用に対して、著作物である図書を購入して対価を支払っている利用者と、公立図書館で図書を無料で借りることによって利用に対する対価を支払わない利用者との間に生じている不公正である。これは、社会が共有する共通善としての「第1の公益性」が、公益へのアクセスの保障という「第2の公益性」によって損なわれているという主張であると考えることができる。

以上より、三田による、私益と公益もしくは「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」との調整の必要性は、以下の 3 つに整理できる。

- ①著作権法における権利制限は基本的人権の侵害であるので、それに対して補償される 必要があるとする、私益と公益の調整の必要性
- ②公立図書館には文学を支援する使命があるが、ベストセラーの大量複本によりその使命が損なわれているので調整が必要であるとする、「第1の公益性」と「第2の公益性」の調整の必要性
- ③公立図書館を通じて無料で著作物が利用されることにより、著作者に対して対価を支払っている利用者との間に不公正が生じているため調整が必要であるとする、「第1の公益性」と「第2の公益性」の調整の必要性

-

<sup>&</sup>lt;sup>213</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 97p.

<sup>214</sup> 三田誠広氏へのインタビュー調査 (2014年7月22日 (火) 11:00~12:20) より.

<sup>&</sup>lt;sup>215</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 97-98p.

これらのうち②の調整の必要性に対しては、複本の制限による調整を提案しており、公 貸権制度の提案の根拠としては①と③を挙げている。

著作者側における公貸権制度導入の理由と根拠が、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が進むうちに変化したことが南亮一によって指摘されている<sup>216</sup>。従来の著作者側からの主張は、貸し出す側の公立図書館が著作者に補償金を支払うことを要求するものであり、文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会に設置された図書館 WG による論点整理<sup>217</sup>においても、補償金はそれぞれの図書館が支払うという構成が取られた。ところが、2002年6月6日に日本文藝家協会から文部科学省と文化庁に提出された「要望書」では、公貸権制度による支払いの財源を国家による基金に求めており、日本ペンクラブ言論表現委員長の猪瀬直樹も週刊文春同年7月4日号において同趣旨の記事を寄稿している。南はこの変化の理由2点を次のように推察している。1つは、著作者側からの公貸権制度の提案に対して、具体的な公立図書館の貸出と著作者の逸失利益の根拠が示されていないことや、図書の販売総額に占める図書館の資料費総額の割合が少ないこと、公立図書館が補償金を支払うことになればその分資料費が減少し、結果的に蔵書の多様性が失われる等といった、図書館側からの反論を考慮したのではないか、とする。

もう1つは、著作者側が、公貸権制度を実施している諸外国の多くが国家基金による文 化政策として行っていることを検討したのではないか、という点である。筆者も南の推測 に同意するものであるが、著作者側は、公貸権制度導入の理由を著作者の逸失利益の補償 から文化振興政策へ移したにも関わらず、逸失利益の補償を求めるという立場を捨てきる こともできなかった、と筆者は考える。それは、本研究においてベストセラーの大量複本 問題をめぐる議論の最後と位置付けた、著作者団体 5 団体による声明「図書館の今後につ いての共同声明」218において、なお「国家または公的機関による著作者等への補償制度の 確立」を要望している点に表れている。同声明では補償の理由を、公立図書館の貸出によ る著作者の利益の侵害とはせず、「図書館予算の削減は、本来図書館に置かれるべき良質の 図書の販売を減少させ、結果としては、文芸文化そのものが危機にさらされている」ため、 文芸文化を保護する目的である、としながら、「補償」すなわち損失を補って償うという言 葉を残しているのである。「図書館の今後についての共同声明」は当初、日本文藝家協会と 日本ペンクラブが、日本図書館協会と共同声明を出すことを目的に計画されたが、最終的 には著作者団体のみで共同声明を出すこととなった。声明の内容は事前に日本図書館協会 へも提示されていたが、日本図書館協会は反対理由として、「『著作者等への補償制度』が 『図書館の貸出しに対する補償金』との考え方をされていることについては賛成できない」

<sup>&</sup>lt;sup>216</sup> 南亮一. 公貸権に関する論点: 公貸権論議と図書館問題. 出版ニュース, 2002-07, p6-9. <sup>217</sup> 文化審議会著作権分科会(第 2 回)議事要旨. 2001-11-12,

http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/011202.htm (2015-01-09 参照). 2<sup>18</sup> 日本ペンクラブほか. 図書館の今後についての共同声明(平成 17 年 11 月 8 日). 2005-11-8, http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf (2015-12-31 参照).

<sup>219</sup>ことを挙げている。著作者らにとって自らの権利や利益、もしくは感情が「損なわれている」点は、譲れなかったのだろうと推察できる。

## (2) 公益と私益の調整方としての公貸権制度の問題点

公貸権制度を公益と私益の調整方、もしくは「第1の公益性」と「第2の公益性」の調整方として見た場合、どのような問題点が指摘されているかについて考察を行う。

公貸権制度の導入が時期尚早である、と主張する論者の挙げる理由は大きく2つに分けられる。1つは、公貸権制度を実施している諸外国と比べて日本の公立図書館はまだ充実しておらず、イギリスや北欧諸国などの公貸権制度導入諸国並みになってから公貸権制度を検討しようというものである。ただし、これらの主張において、具体的に公立図書館に関するどの指標がどの程度まで到達したら公貸権制度を検討し始めるのか、といった基準にまで言及している主張は少ない。根本彰は、国民一人当たりの貸出冊数である貸出密度を欧米各国と比較し、日本でも貸出密度が5冊を超えたときに著作権者団体から問題提起が起こる可能性がある<sup>220</sup>、とした。しかしながら、実際には貸出密度が4冊を超えた時点で問題提起された。

2002年に南亮一によって公貸権制度実施各国の制度を比較する論考<sup>225</sup>が発表された。2005年には著作権情報センターが私的録音補償金管理協会からの委託を受けて公貸権制度を導

<sup>&</sup>lt;sup>219</sup> 日本図書館協会.「図書館の今後についての共同声明」出される――日本文藝家協会など 5 団体――. 図書館雑誌, 2005-12, 99(12), p826.

<sup>&</sup>lt;sup>220</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, p77.

<sup>&</sup>lt;sup>221</sup> 清水一嘉,公共貸出権とイギリスの作家.愛知大学文学論叢,1978-06,p157-192.

<sup>&</sup>lt;sup>222</sup> 高橋弘, Public Lending Right ——各国の現状を中心として(特集:図書館サービスと著作権Ⅱ). 現代の図書館, 1975-06, 13(2), p41-51.

<sup>223</sup> 森智彦. "PLR (Public lending Right) の現状――イギリスの実施方式を中心として".現代レファレンス・サービスの諸相. 三浦逸雄, 朝比奈大作編. 日外アソシエーツ, 1993, p290-311.

<sup>&</sup>lt;sup>224</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, p34.

<sup>&</sup>lt;sup>225</sup> 南亮一.「公貸権」に関する考察——各国における制度の比較を中心に(特集:著作権・公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p215-231.

入している 12 か国の制度を調査した報告書<sup>226</sup>が公表されるなど、公貸権制度の研究が進んだ。

諸外国における公貸権制度の研究が進み明らかになったことの一つが、ほとんどの国で 公貸権制度は公立図書館における貸出に対する著作者への補償ではなく、文芸保護という 文化政策として実施されていることである。北欧諸国においては、そもそも公貸権制度を 導入する動機として、自国語による文芸作品と著作者の保護があった227。一方でドイツや イギリスでは、公貸権制度導入の議論の発端は図書館における貸出による逸失利益の補償 にあった228。しかしながら実際に運用されている制度において、ドイツは著作者個人へ分 配する補償金は補償金全体の一部であり、著作者団体を通じて年金や社会保障基金、学術 出版の出版助成金などに配分され、出版文化を支援するための制度となっている229。イギ リスは著作者個人へ分配されるが支給額に上限と下限を設け、貸出回数の多いベストセラ 一の著作者よりも中堅の著作者に厚く支給される制度となっており、こちらも社会福祉的 な制度と言える230。各国共に、公貸権制度の導入までには数十年という長い時間をかけて 議論し、それぞれの国の実状に即した制度を構築しており、南は日本においても導入に際 しては細やかな議論が必要である231とする。特に、三田誠広は、日本ではすでに著作権法 第38条5項によって映画の著作物に対しては公貸権制度が実現しているのだから、この条 文の対象を図書にまで拡大すれば日本では数十年もの議論は不要ですぐにでも公貸権制度 が実現できる232、と主張しているが、そのような拙速な導入に対し、根本彰233や森智彦234は 慎重な議論が必要だとしている。

以上のように、公貸権制度といっても一つの制度ではなく、導入済み各国において様々な制度設計がなされている。そのため、どのような制度を取るかによって、私益と公益との調整、もしくは「第1の公益性」と「第2の公益性」との調整としての妥当性や問題点を指摘することは難しい。

<sup>226</sup> 公貸権委員会. 公貸権制度に関する調査研究. 著作権情報センター, 2005-03, 108p, 著作権研究所研究叢書, no.13.

<sup>&</sup>lt;sup>227</sup> 森智彦. "公貸権と図書館:イギリスの制度の実情". 現代社会と図書館の課題. 日本図書館協会図書館政策委員会編. 日本図書館協会, 2004, p76-77.

<sup>&</sup>lt;sup>228</sup> 寺倉憲一. ドイツの図書館における著作権問題——公共貸出権を中心に(特集:著作権・公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p232-233.

<sup>&</sup>lt;sup>229</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, p43.

<sup>&</sup>lt;sup>230</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, p44.

<sup>231</sup> 南亮一.「公貸権」に関する考察——各国における制度の比較を中心に(特集:著作権・公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p215-231.

<sup>&</sup>lt;sup>232</sup> 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 48p.

<sup>&</sup>lt;sup>233</sup> 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, p45-46.

<sup>&</sup>lt;sup>234</sup> 森智彦. 日本でも公貸権がすでに導入されているという主張の検討――公貸権についての理解を深めるために. 現代の図書館, 2004-06, 42(2), p124-130.

## 3.5 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において問われた公立図書館の公益性

本章では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、公立図書館の「公益性」がどのように論じられていたかを明らかにすることを目的とした。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論について書かれた文献を、公立図書館の 3 つの公益性に照らして分析した結果、以下の3点が浮き彫りになった。

- (1) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論にみられる二重の対立構造
- (2) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるこれまでの公立図書館の「公益性」
- (3) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された「公益性」 この3点について、考察を行う。

## 3.5.1 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論にみられる二重の対立構造

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を分析するに当たり、制度的背景として著作権法の制限規定の観点から、対立する著作者の権利という私益と公立図書館の公益性の調整という構造を想定して分析を行った。著作者の印税収入という私益に対する公立図書館の公益性は、「第2の公益性(情報へのアクセス保障)」に当たる。

一方で、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、限られた予算内で少数のベストセラーの複本を大量に購入することにより、公立図書館の蔵書の多様性を損なう恐れがあるという批判も、「著作者・出版社側」および「図書館側」の双方に見られた。この対立構造は、公立図書館の「第1の公益性(知の共有)」と「第2の公益性(情報へのアクセスを保障)」との対立と捉えることができる。

以上の 2 つの対立構造が存在したことが、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を複雑化させた要因の一つと考えられる。

# 3.5.2 ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるこれまでの公立図書館の公益性

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、2章で整理した公立図書館の3つの「公益性」はどのように論じられたかを確認する。

公立図書館の「第1の公益性」は知の共有であり、「公益性の側面①社会共通の価値をもたらすもの」に相当する。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においては、公立図書館の蔵書の多様性を確保することが、公立図書館の「公益性」であると指摘された。

公立図書館の「第 2 の公益性」は情報アクセスの保障である。これは「公益性の側面② 不特定かつ多数の利益の増進に寄与するもの」に相当する。「図書館側」は「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも 重要な任務とする。<sup>235</sup>」として、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においても、

<sup>&</sup>lt;sup>235</sup>日本図書館協会図書館の自由委員会編.「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説. 第 2 版,日本図書館協会,2004,p5.

公立図書館の公益性を利用者の知る自由の保障に求めた。しかしながら、「図書館側」が主張した知る自由の保障は、本研究における公立図書館の「公益性」と照らし合わせると、「第2の公益性」である情報へのアクセス保障にほぼ限定されている。

公立図書館の「第3の公益性」は意思決定プロセスの実践であり、「公益性の側面③:意思決定のプロセスに焦点を当てるもの」に相当する。これは、2.2.3でみたように 2000 年以降論じられるようになった「公益性」であり、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間である 1998~2005 年の間にはまだ指摘されていなかった。しかしながら、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じて、文化庁文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館 WG から発展し、「著作者・出版社側」と「図書館側」が相互に関係する課題を話し合うための定期的な会合として「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議会」を発足させたことは、ある意味で当事者間の意思決定のプロセスを実践した、と言える。

#### 3.5.3 新たに指摘された公立図書館の公益性

これまでに論じてきた公立図書館の 3 つの「公益性」の他に、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに問われた公立図書館の「公益性」がある。公立図書館に対して、出版流通全体が促進され文芸文化を支援するという公益性を著作者や出版社から期待されているという点である。2 章で分析したとおり、これまでの公立図書館の「公益性」に関する文献において、出版流通や文芸文化支援が議論されたことはほとんどなかったといっていいだろう。図書館関係者にとって、そもそも図書館に出版文化を支える役割があるのか<sup>236</sup>、という問いに始まり、公立図書館が利用者を増やし読者層を育成してきたことが間接的に文芸文化に貢献してきたのだとする主張や、出版流通との棲み分けを図るべきだとする意見などが改めて議論された。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が、出版流通や文芸文化における公立図書館の「公益性」を再考するきっかけとなったことは確かであろう。

65

<sup>&</sup>lt;sup>236</sup> 斉藤誠一, 小形亮, 手嶋孝典ほか. 本が売れない原因を図書館のせいにするな! 図書館バッシングに反論. ず・ぼん, 2002, (8), p22.

## 4. これからの公立図書館の公益性

本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを目的とする。2章において、公益性と公共性の関係について考察した上で、これまで論じられてきた公立図書館は3つの「公益性」について先行文献の分析から明らかにした。3章では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の分析を通じて、これまで論じられてきた公立図書館の「公益性」がベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においてどのように論じられたか、さらにこれまで論じられてこなかった新たな公立図書館の「公益性」を指摘されたことを明らかにした。本章では、これまでの分析を踏まえ、これからの公立図書館の「公益性」について考察する。

まず 1 節において、これまで論じられてきた公立図書館の 3 つの「公益性」と、知る自由の保障との関係から新たな観点を考察する。次に 2 節において、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された公立図書館の「公益性」について考察する。最後に 3 節において、これからの公立図書館の公益性についてまとめる。

## 4.1. これまでの公立図書館の公益性の新たな観点

本節では、これまで公立図書館について論じられてきた 3 つの「公益性」と、知る自由の保障との関係を考察する。「2.3 公立図書館の 3 つの公益性」において、公立図書館の 3 つの「公益性」は、互いに独立した性質ではなく、連関した一つの展開の中で位置づけられるものだと考えられるとした。その、一つの展開としての総体としての公立図書館の「公益性」について考察する。

## 4.1.1 公益性の側面と公立図書館の3つの公益性

2章で考察を行ったこれまでの公立図書館の「公益性」は次のとおりである。

まず本研究では、公益性を「公共性がもたらす利益が公益であり、公益をもたらす性質が公益性である」と定義した。さらに、図書館の公共性について論じた文献の分析に基づいて、「公益性」の概念を3つに分類した。これらの「公益性」の概念を元に、公立図書館の「公益性」を整理すると以下の通りとなる。

公立図書館の「第1の公益性(社会共通の価値をもたらす公益性)」は、知を共有するという性質である。公立図書館が資料・情報をコレクションとして構築し組織化し、図書館員によるレファレンス・サービスが行われることで付加価値が加わり公共財となることで、知の共有という「公益」をもたらす性質である。ここでいう知の共有とは、いま存在する知のみでなく、時間を超えて知を継承していく共有も含む。公立図書館の「第2の公益性(結果へのアクセスを保障する公益性)」は、人々の知や情報へのアクセスを保障し機会の平等性を確保するという性質である。「第2の公益性」により個々人が知にアクセスし共有することで獲得した利益や価値の総和が、社会全体の「公益」をもたらす。公立図書館の

「第3の公益性(民主主義のプロセスを実践する公共空間としての公益性)」は、人々が自 ら意思決定する市民となり、議論を経て地域の政策を選択していくという、民主主義のプロセスを実践する場であるという性質である。

これら公立図書館の 3 つの「公益性」は、互いに連関し一つの展開の中に位置づけられることを、2 章で整理した。公立図書館の「第1の公益性」は、いわば社会全体で共有する知の基盤を整備するという公益をもたらす性質であり、「第2の公益性」は知の基盤へのアクセスし誰もが平等に公益を享受することを保障する性質であり、「第3の公益性」は市民一人一人が享受した知を用いて自己判断し議論を通じて社会の相違を決定していくという民主主義のプロセスを実践する場としての性質である。言い換えれば、3つの「公益性」は民主主義を実践するための 3 つのステップであり、総体として最終的には「民主主義社会の実現」という公益をもたらすという性質が、公立図書館の「公益性」である、と言える。

民主主義社会の根幹として、自由な討論を経たうえでの意思決定がある。公立図書館の「公益性」はそれを支えるものであり、「知る自由の保障」とは、単に個人の知の基盤へのアクセスを保障するという「第2の公益性」のみを指すのではなく、公立図書館の公益性の総体を象徴的に表す言葉であると捉えるべきである。以降では、公立図書館の公益性の総体を象徴的に表す知る自由の保障を「総体としての知る自由の保障」とし、「第2の公益性」としての利用者への資料アクセスを保障する知る自由の保障とは区別する。

次項では、民主主義の根幹としての知る自由について、定義や成立過程を整理する。

# 4.1.2 民主主義の根幹としての知る自由

本項では、知る自由について、その定義や成立過程、そして類似した概念である知る権利との関係を確認する。

「図書館の自由に関する宣言」前文では、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。」<sup>237</sup>としているが、日本国憲法において、基本的人権に関する条文の中に知る自由は規定されていない。プライバシー権や環境権と同様、新しい人権の1つである。

新しい人権とは、日本国憲法制定時にはまだ人権として意識されていなかったものの、 急激な社会環境の変化によって、新たに人権と認めて基本的人権と同様に保証されるべき だとされる権利である<sup>238</sup>。これら新しい人権は、憲法解釈による判例や学説によって承認 されることで一般に認められるようになり<sup>239</sup>、立法や憲法改正によって権利として確立す る。

知る自由という概念が最初に使用された最高裁判例は、1969(昭和44)年『悪徳の栄え』

<sup>&</sup>lt;sup>237</sup>日本図書館協会. 図書館の自由に関する宣言 (1979 年改訂). 日本図書館協会, 1979 年. <sup>238</sup> 松本和彦.「新しい人権」の憲法的保障 (特集:憲法「改正」動向をどう受け止めるか). 法学セミナー, 2005-12, (612), p13-17.

<sup>239</sup> 圓谷勝男. 人権総論. 東洋法学, 東洋大学, 1994-09-10, 38(1), p145-180, http://ci.nii.ac.jp/naid/110009479190 (2015-01-05 参照).

事件上告審(昭和 44 年)240における色川裁判官の以下の反対意見である241。

憲法二一条にいう表現の自由が、言論、出版の自由のみならず、知る自由をも含むことについては恐らく異論がないであろう。辞句のみに即していえば、同条は、人権に関する世界宣言一九条やドイツ連邦共和国基本法五条などと異なり、知る自由について何らふれるところがないのであるが、それであるからといつて、知る自由が憲法上保障されていないと解すべきでないことはもちろんである。けだし、表現の自由は他者への伝達を前提とするのであつて、読み、聴きそして見る自由を抜きにした表現の自由は無意味となるからである。情報及び思想を求め、これを入手する自由は、出版、頒布等の自由と表裏一体、相互補完の関係にあると考えなければならない。ひとり表現の自由の見地からばかりでなく、国民の有する幸福追求の権利(憲法一三条)からいつてもそうであるが、要するに文芸作品を鑑賞しその価値を享受する自由は、出版、頒布等の自由と共に、十分に尊重されなければならないのである。

これにより知る自由は、憲法第 21 条の表現の自由を保障するためにその伝達される側の 読み、聴き、見る自由と相互補完の関係にある、という概念が示された。合わせて、憲法 第 13 条の幸福追求権からも、「文芸作品を鑑賞しその価値を享受する自由」としての知る 自由が導かれるとしている。ただしこれは判決内容の反対意見であり、判決自体は「憲法 二一条の表現の自由や同法二三条の学問の自由は、絶対無制限なものではなく、公共の福 祉の制限の下に立つものである」等の理由から棄却された。

なお、上記引用部分で触れられている「人権に関する世界宣言」は、国連総会で1948年に採択された世界人権宣言のことである。その第19条で表現の自由に関して「すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」242(下線は筆者)と定められた。「知る自由」という言葉自体は使われていないが、「情報を受ける自由(freedom to receive information and ideas)」が知る自由に相当すると考えられる。その後1966年には、世界人権宣言の実定法である国際人権規約が採択され、その第19条第2項で、世界人権宣言と同趣旨で、表現の自由に情報を受け取る自由が含まれることが明記された。なお日本の国

<sup>240</sup> 最大判昭和 44 年 10 月 15 日刑集第 23 巻 10 号 1239 頁.

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/747/050747\_hanrei.pdf(2015-01-04 参照).  $^{241}$  小野善康. 情報公開制度と「知る権利」:判例の検討をとおして. Artes liberales,岩手大学,1994-12,55,p223-233,

http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/2566/1/al-no55p223-233.pdf(2015-01-04 余昭)

<sup>&</sup>lt;sup>242</sup> Universal Declaration of Human Rights: Japanese (Nihongo). United Nations Human rights. http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/Language.aspx?LangID=jpn (2015-01-01 参照).

際連合加盟は1956年になってからであり、世界人権宣言を批准するのはさらに下って1979年のことである。

知る自由が憲法上保障される権利として示された判例は、未決勾留により拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由に関して争われた最高裁の判例<sup>243</sup>がある。ここでは、「思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法一九条の規定や、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」「すべて国民は個人として尊重される旨を定めた憲法一三条の規定の趣旨に沿うゆえんでもある」とされ、憲法 19 条、21 条、13 条が知る自由の根拠とされた。

知る自由と類似の概念として知る権利がある。知る自由と知る権利の違いについて、中村克明は、多くの憲法学者の論を引いたうえで、知る自由は国民がすべての情報を知ることができる、消極的・受動的な自由権であるのに対し、知る権利は国家等に対して情報開示を要求することができる積極的な請求権である、とした。ただし、「図書館の自由に関する宣言」1979年改訂時の経緯244から、「図書館の自由に関する宣言」における知る自由は、知る権利と同一の概念で用いられているとしている245。

判例においては、1984年の最高裁判決の中で「表現の自由の保障は、他面において、これを受ける者の側の<u>知る自由</u>の保障をも伴うものと解すべきところ(最高裁昭和四四年(し)第六八号同年――月二六日大法廷決定・刑集二三巻――号―四九〇頁、同昭和五二年(オ)第九二七号同五八年六月二二日大法廷判決・民集三七巻五号七九三頁参照)」<sup>246</sup>(下線は筆者)と過去の2判例を参照に挙げているが、いずれの判決文でも「知る権利」という用語が用いられているなど、知る自由・知る権利が不分明な例が見られる。だがこれらの用語の相違は、憲法学上、表現の自由から導出される広義の「知る権利」は、その内実である①情報受領権である「知る自由」と、②開示請求権としての狭義の「知る権利」からなる、との整理<sup>247</sup>で理解できる。

ただし、この憲法学における整理に倣って上に引いた日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会の理解<sup>248</sup>を整理すると、①情報受領権(=消極的な自由権=知る自由)と

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/137/052137\_hanrei.pdf (2015-01-04 参照). 244 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. "「宣言」の前文とその副文について". 図書館の自由に関する事例 33 選,日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編.日

図書館の自由に関する事例 33 選,日本図書館協会図書館の自由に関する調査妥本図書館協会,1997,p2-9,(図書館と自由,第 14 集).

http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/detail2?id=62891 (2015-01-12 参照).

<sup>243</sup>最大判昭和 58年6月22日民集第37巻5号793頁.

<sup>&</sup>lt;sup>245</sup>中村克明. "1954 年「自由宣言」における知る自由の採用". 知る権利と図書館. 中村克明. 関東学院大学出版会, 2005, p37-50. 参照部分はp30-33.

<sup>246</sup> 最大判昭和 59 年 12 月 12 日集民第 143 号 305 頁.

<sup>247</sup> 青柳卓弥. 情報公開法と国民主権原理: 開示請求権の憲法上の位置づけをめぐる日米比較. 日本法政学会法政論叢, 日本法政学会, 1998-05-15, (34), p43-59.参照箇所は p44. 248 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. "「宣言」の前文とその副文について". 図書館の自由に関する事例 33 選, 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編. 日本図書館協会, 1997, p2-9, (図書館と自由, 第 14 集).

②開示請求権(積極的な請求権=知る権利)を包括した概念として、「知る権利」ではなく「知る自由」を置いており、注意が必要である。

# 4.1.3 図書館における知る自由

判例における知る自由の概念は先述したとおり 1969 年以降に出現するが、図書館界では 1954 年に日本図書館協会総会で採択された「図書館の自由に関する宣言」の検討過程ですでに使用されており、知る自由という概念の導入は明らかに先行している。<sup>249</sup>

知る自由と類似した概念としての知る権利は、報道機関が報道の自由を主張するために用い始め、1948年の新聞週間の第1回の標語「あらゆる自由は知る権利から—Your Right to Know is the Key to All Your Liberties」が日本における使用例の最初とされている250。その後、福井佑介によれば1960年代後半から「知る権利」の法学的な議論が本格化する251。

「知る自由」という概念の成立する経緯については、中村<sup>252</sup>や福井<sup>253</sup>が研究を行っているが、いずれも、『図書館の自由に関する事例 33 選』<sup>254</sup>を引用し、今日必ずしも明らかではないとしている。『図書館の自由に関する事例 33 選』では、日本図書館協会の図書館の自由委員会により、以下のような推測がなされている。

アメリカ図書館協会の「図書館の権利宣言」をモデルとしながら、「宣言」(引用者注:「図書館の自由に関する宣言」を指す)の構想にあたり、おそらく当時しばしばマスコミなどで使用されていた報道の自由、あるいは表現の自由、言論・出版の自由など「・・・の自由」という言い方で新憲法において初めてひとびとが手にすることのできた権利が表現されていたことを踏まえて知る自由という表現が生み出されたのであろうと推測される(略)。

「図書館の自由に関する宣言」において、知る自由と知る権利の概念を明確に区別した上で知る自由という概念を選択したわけではないことは、1979年に「図書館の自由に関す

<sup>&</sup>lt;sup>249</sup>日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. "「宣言」の前文とその副文について". 図書館の自由に関する事例 33 選,日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編.日本図書館協会,1997,p2-9,(図書館と自由,第14集).

<sup>&</sup>lt;sup>250</sup> 堀部政男. 資料 1 日本と世界の知る権利・情報公開論議. 衆議院・憲法調査会人権小委員会(平成 15 年 5 月 15 日), 2003-05-15,

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/1560515horibe1.pdf(\$File/1560515horibe1.pdf(2014-12-31 参照).

<sup>&</sup>lt;sup>251</sup>福井佑介. 図書館の倫理的価値としての「知る自由」と法学的「知る権利」. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 2014-03-31, (60), p59-70.

<sup>&</sup>lt;sup>252</sup> 中村克明. "1954 年「自由宣言」における知る自由の採用". 知る権利と図書館. 中村克明. 関東学院大学出版会, 2005, p37-50.

<sup>&</sup>lt;sup>253</sup>福井 佑介. 図書館の倫理的価値としての「知る自由」と法学的「知る権利」. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 2014-03-31, (60), p61.

<sup>&</sup>lt;sup>254</sup>日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. 図書館の自由に関する事例 33 選. 日本図書館協会, 1997, (図書館と自由 / 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編,第 14 集).

る宣言」改訂の際にも論点の一つとなった。この議論において、「『知る自由』よりも『知る権利』と言った方がより積極的に資料や情報を請求し、求めることができるという意味で、この宣言にふさわしいということでは大方の理解はあった」<sup>255</sup>と塩見昇は指摘する。しかしながら、「利用者があらゆる資料、論議のあるテーマについてはいずれかに偏ることなく、両面の主張にふれることができる状態を『知る自由』として示した先人の意思を尊重」<sup>256</sup>し、限りなく「知る権利」に近い意味として「知る自由」を選択したのである。

このことは、言い換えれば、開示請求権としての知る権利がもつ権利性の強さと、情報受領権としての知る自由がもつ情報の範囲の広さを、「知る自由」の中にともに包括したと言えるだろう。民主主義の根幹としての知る自由を保障するための図書館制度を確立するために、権利性の強さと対象範囲の広さを併せ持つことが、当時は必要とされていたと推測できる。しかしながら、図書館関係者が、知る自由と知る権利の相違を意識的にあいまいにし知る自由に本来持つ以上の強さを持たせてきたことが、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、知る自由の保障という「公益性」によって私益を制限されてきた著作者らから問題とされたとみることができると筆者は考える。

# 4.2. ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された公立図書館の 公益性

本ストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、これまでに論じられてきた公立図書館の3つの「公益性」の他に、新たに問われた公立図書館の「公益性」がある。公立図書館に対して、出版文化の発展に寄与するという公益性を著作者や出版社から期待されているという点である。出版文化の発展の寄与とは、本研究における3つの「公益性」の中では、社会全体で共有する利益や価値という意味で「公益性の側面①:社会共通の価値をもたらすもの」に相当する。しかしながら、2章で整理した公立図書館の「第1の公益性」である「知の共有」とは異なる概念である。2章で確認したように、これまで公立図書館の「公益性」として出版文化の発展への寄与が論じられた文献はほとんど見られない。しかしながら、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において、公立図書館は利用者の読書要求に応え読者を増やすことで出版文化に貢献している、という主張が図書館側から多く出された。また、公立図書館による学術書や文芸書の購入がこうした少部数の図書の出版を支えているという効果も、図書館側からも著作者・出版社側からも指摘されている。

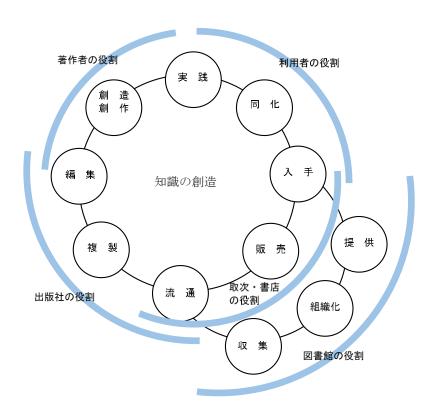
公立図書館の利用者=読者を増やす努力は、児童サービスや移動図書館によるネットワークの構築、多文化サービス等のユニバーサルサービスとして以前から研究されてきた。 しかし、それらは利用者個人の利益や価値の増進という「第2の公益性」として理解され

<sup>&</sup>lt;sup>255</sup> 塩見昇. "「図書館の自由に関する宣言」の成立と進展". 知る自由の保障と図書館. 塩 見昇, 川崎良孝. 京都大学図書館情報学研究会, 2006, p47.

<sup>&</sup>lt;sup>256</sup> 塩見昇. "「図書館の自由に関する宣言」の成立と進展". 知る自由の保障と図書館. 塩 見昇, 川崎良孝. 京都大学図書館情報学研究会, 2006, p48.

ていても、出版文化の支援という「第 1 の公益性」としては意識されてこなかったといえる。

公立図書館の公益性としての出版文化の支援について、知識の創造サイクルの模式図を 用いて整理する。「学術情報の還流過程」<sup>257</sup>図は、学術情報の生産・流通サイクルによる知 識の創造を示した模式図であるが、これを元に公立図書館が主に扱う図書・資料・情報に 当てはめて筆者が作成したのが図 2 である。



#### 図2知識の創造サイクル

知識や情報は著作者によって創造・生産され、出版社が紙などのメディアに固定して図書や雑誌等の商品となる。取次や書店といった出版流通業を経て、知識や情報は利用者である読者へ提供される。読者は知識や情報を得、そこから新たな知識や情報を生産する著作者となる。こうして知識や情報は還流し、新たな知が生産されていくというのが知識の創造サイクルである。この模式図の中で、公立図書館を含む図書館は、出版流通業と利用者の間に位置し、知識の流通の一部を形成している。

これまで公立図書館は、収集する資料と、提供する読者という、図書館の前後の矢印し

<sup>257</sup> 図書館情報学ハンドブック編集委員会. 図書館情報学ハンドブック. 丸善, 1988, p256.

か意識してこなかった、といえるのではないだろうか。もちろん、知識や情報は還流しており、図書館が読者への資料提供を太くすればサイクル全体の推進力となって活性化する、ということもできる。また、従来は出版流通の全体量のなかで図書館の占める割合はさほど大きくなかったため、知識の創造サイクルの他の主体である著作者や出版社にとっても公立図書館は意識する存在ではなかったのかもしれない。そのような状況が、出版不況を経て図書の販売部数減少と公立図書館の貸出冊数増加によって、出版流通における公立図書館の存在感が大きくなったことにより、著作者や出版社から、知の創造サイクルの一部を担う主体として、サイクル全体を意識することを求められるようになった、と考えられるのではないだろうか。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論とは、公立図書館が知の創造サイクルの一部 としての役割と責任を担うことを問われたのであり、公立図書館の知の創造サイクルの一 部としての「公益性」が問われたということができる。

## 4.3. これからの公立図書館の公益性とはなにか

本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直 すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを 目的とした。本章では、これまでの分析を踏まえ、これからの公立図書館の「公益性」に ついて考察した。

これまで、公立図書館は 3 つの「公益性」について論じられてきたと考えられる。蔵書を構築し付加価値を加えて公共財とすることで、知を共有するという「第 1 の公益性」、人々の知や情報へのアクセスを保障するという「第 2 の公益性」、そして人々が自ら意思決定する市民となり、議論を経て地域の政策を選択していくという、民主主義のプロセスを実践する場としての「第 3 の公益性」である。これら 3 つの「公益性」は、民主主義社会の実現という公益をもたらす「知る自由」を保障するという「公益性」の 3 つの側面であると言える。

「知る自由」という公益の 3 つの側面である公立図書館の 3 つの公益性のうち、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論では、「第 1 の公益性」と「第 2 の公益性」については議論されてきたが、「第 3 の公益性」である民主主義のプロセスを実践する場としての公立図書館の公益性は議論されることはなかった。しかしながら、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を機に、著作者・出版社側と図書館側との著作物の利用に関する問題を議論する協議会が設置されたことが、まさに民主主義のプロセスを実践していると言える。今後、図書館の構築した蔵書を用いて知識や情報を得た利用者が、図書館という場を通じて公立図書館の運営に、民主主義の実践として参画していく機会が増えていくことを期待する。

また、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じて、公立図書館は知の創造サイ

クルの一部であることが指摘され、また自覚されるようになった。知の創造サイクルの一部としての役割を果たすことで、出版文化の進展を支えるという「公益性」が、公立図書館の「公益性」として見出されたといえる。

よって、これからの公立図書館の「公益性」とは、公立図書館の3つの公益性から成る「知る自由」を保障するという「公益性」と、知の創造サイクルの一部としての役割を果たすことで出版文化の発展に寄与するという「公益性」の二つであると考えることができる。

## 5. 結論

日本の公立図書館において著作者の許諾を必要とせずに図書を貸し出すことができるのは、公立図書館に公益性が認められるためであると考えられている。しかしながら、1990年代後半から 2000年代前半にかけ、一部の著作者らから、公立図書館がベストセラーの複本を大量に購入して貸出することが著作者の私益を侵害しているとする批判が起こり、この問題をめぐって多くの議論が交わされた。

本研究では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は公立図書館の公益性を問い直 すきっかけとなった、という仮説の下に、公立図書館の公益性とは何かを再考することを 目的とした。

研究方法は、文献調査を中心とした。まず、公立図書館の公益性ならびに公共性に関する文献において公益性がどのように論じられているかを分析しその特徴を明らかにするため、CiNii Articles に登載されている全期間の雑誌・論文記事を対象に、「図書館 AND (公共性 OR 公益性)」のキーワードで検索した結果得られた 49 件の文献を対象に文献調査を行った。次に、公立図書館の公益性についてどのように認識され何が問われていたかを明らかにするために、ベストセラーの大量複本問題をめぐって、1998 年から 2005 年の間に行われた議論について記述された文化庁文化審議会著作権分科会議事録やシンポジウム記録、新聞・雑誌記事、論文等の文献を分析した。さらに補足として、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるオピニオンリーダー7名へのインタビュー調査を行った。

1章では、本研究の背景、研究目的、研究方法、先行研究、論文構成について論じた。

2章では、これまで公立図書館の公益性がどのように論じられてきたかを整理した。公益性を「公共性に支えられた利益が公益であり、公益をもたらす性質が公益性である」と定義し、公益性の3つの側面を整理した。公益性の側面①は社会共通の価値をもたらすものであり、公益性の側面②は不特定かつ多数の利益の増進に寄与するものであり、公益性の側面③は意思決定のプロセスに焦点をあてるものである。さらに、これまで公立図書館の公益性については公共性と明確に区別されず積極的に論じられてこなかったことを指摘した。その上で、公共性と共に論じられてきた公立図書館の公益性の特徴を、公益性の3つの側面に照らして下記の3つに分類した。

- ・公立図書館の第1の公益性:知の共有
- ・公立図書館の第2の公益性:情報へのアクセス保障
- ・公立図書館の第3の公益性: 意思決定のプロセスの実践

3章では、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において公立図書館の公益性がどのように論じられたかを検討した。まず第1節でベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の背景について整理した。制度的背景として、著作権法の制限規定を挙げた。公立図書館における著作権の制限規定は、公立図書館の公益性が認められていることによると考えられており、著作権法により著作者の私益と公立図書館の公益性の調整が図られる。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論においても、著作者の印税収入という私益と、公立図

書館の公益性の調整という構造がある。この構造を元に対象文献を分析した。

著作者の私益と公立図書館の公益性の間に調整が必要かどうか、という観点からは、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は「調整必要論」「調整不要論」「調整要検討論」の3つに分類できた。さらに分析を通じて、著作者の私益と公立図書館の公益性との対立構造とは異なる対立構造も浮かび上がってきた。公立図書館の蔵書の多様性確保という公立図書館の「第1の公益性」が、ベストセラーの大量複本による利用者の要求に応じた情報提供という「第2の公益性」によって損なわれているという批判である。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論は、著作者の私益と公立図書館の公益性との対立構造と、公立図書館の「第1の公益性」と「第2の公益性」との対立構造という二重構造があったことが明らかになった。

また、「調整必要論」と「調整要検討論」からは、「複本数の制限」、「新刊本の一定期間の貸出猶予」、「図書館予算の増額や専門性を持った司書の配置による公立図書館の振興」、「貸出に対する補償金制度(公貸権制度)の導入」の4つの調整方が提案された。

ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論について書かれた文献を、公立図書館の3つの公益性に照らして分析し、以下の3点が浮き彫りになった。

- (1) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論にみられる二重の対立構造
- (2) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論におけるこれまでの公立図書館の「公益性」
- (3) ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された「公益性」

4章では、これまでの分析を踏まえ、これからの公立図書館の「公益性」について考察した。まず 1 節において、これまで論じられてきた公立図書館の 3 つの「公益性」と、知る自由の保障との関係から新たな観点を考察した。これまで、公立図書館は 3 つの「公益性」について論じられてきた。蔵書を構築し付加価値を加えて公共財とすることで、知を共有するという「第 1 の公益性」、人々の知や情報へのアクセスを保障するという「第 2 の公益性」、そして人々が自ら意思決定する市民となり、議論を経て地域の政策を選択していくという、民主主義のプロセスを実践する場としての「第 3 の公益性」である。これら 3 つの「公益性」は、民主主義社会の実現という公益をもたらす「知る自由」を保障するという「公益性」の 3 つの側面であると言える。次に 2 節において、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された公立図書館の「公益性」について考察した。出版文化の支援という「公益性」は、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論において新たに指摘された、公立図書館に期待される「公益性」である。知の創造サイクルの一端を担う主体として、公立図書館も出版文化の進展に寄与する「公益性」を持つものと考えられる。

以上から、本研究の結論として、これまで公立図書館の「公益性」は積極的に論じられてこなかったが、ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論が公立図書館の「公益性」を再考するきっかけとなったことを明らかにした。そして、公立図書館の「公益性」を再考した結果、これからの公立図書館の「公益性」として次の2点を浮き彫りにすることがで

きた。

- (1) 知の共有、情報へのアクセス保障、民主主義のプロセスの実践という3つの「公益性」から成る総体としての「知る自由」を保障する「公益性」
- (2) 知の創造サイクルの一部としての役割を果たすことで、出版文化の進展に寄与するという「公益性」

しかしながら、本研究は、日本の公立図書館の公益性を再考することを目的としたため、諸外国における公立図書館の公益性との比較を行わなかった。諸外国と比較することで、日本の公立図書館の公益性の特徴がさらに明確になるものと思われる。特に、公貸権制度をめぐる議論について分析した際、公貸権制度を実施済みの諸外国において、当初の導入目的は公立図書館における貸出による著作者の逸失利益の補償にあったにもかかわらず、数十年に及ぶ議論の末、著作者を支援する文化政策という目的に変化して実施に至った事例が見られた。どのような議論を経て目的の変更が起こったかを分析することで、公立図書館の公益性とは何かが明らかになるのではないかと考える。

また、本研究はベストセラーの大量複本問題をめぐる議論を通じて公立図書館の公益性を再考したが、同議論の対象範囲とした 1998 年から 2005 年以降、現在すでに 10 年が経過した。その間、公立図書館の状況も、出版流通の状況も大きく変化している。公立図書館においては、指定管理者制度による図書館運営の進展がもっとも大きな変化であろう。 2003 年の地方自治法の改正により、公共施設の運営が民間の事業法人その他の団体に拡大され、いわゆる指定管理者に運営を委託することが可能となり、その後の 10 年余りで多くの公立図書館が指定管理者制度を導入した。NPO 法人を含む民間の団体の運営において、公立図書館の公益性はどのようにして保たれるのかが問われるだろう。

また、出版流通における最大の変化は、電子書籍の本格的な普及であろう。ベストセラーの大量複本問題をめぐる議論の対象期間には、まだ電子出版の可能性が議論される段階であった。しかし、携帯電話やスマートフォン、そして電子書籍専用端末の普及により、ネットワークを通じて配信される電子書籍の普及が進んできた。公立図書館における電子書籍の貸出サービスも少数ながら事例が増えてきている。

本研究の成果を踏まえ、新しい時代の公立図書館の公益性の研究が進むことを期待する。

### 謝辞

本研究にあたっては、指導教員の呑海沙織教授、副指導教員の綿抜豊昭教授から、多大なるご指導、ご助言をいただきました。ここに、厚くお礼を申し上げます。また、インタビュー調査にご協力いただいた、岡本薫、酒川玲子、常世田良、樋口清一、三田誠広、南亮一、吉田直樹各氏には、ご多忙の折にも関わらず貴重なお話を伺うことができました。本研究に直接引用しなかった部分においても、研究の考察に当たって多大な示唆に富み研究を方向付けるものでありました。心より感謝申し上げます。

# 文献リスト

- 1. 21 世紀のコミック作家の著作権を考える会. 緊急アピール「私たちは新古書店でのコミックスの売買に反対します」. 2001-05, http://www.comicnetwork.jp/appeal/pdf/01.pdf (2015-12-15 参照).
- 2. 21世紀の知的財産権を考える懇談会. 21世紀の知的財産権を考える懇談会報告書~これからは日本も知的創造時代~. 特許庁, 1997,
  - https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/21cen.htm (2015-12-12 参照).
- 3. McLean, Iain, McMillan, Alistair. The Concise Oxford Dictionary of Politics. 3rd ed. Oxford University Press, 2009.
- 4. Nitecki, J. Z. "Public Interest and Theory of Librarianship," College & Research Libraries, vol. 25, 1964, p269—278, 325.
- 5. UK PLR office. "PLR SYSTEMS AROUND THE WORLD: SOME BASIC FACTS". PLR International Website. 2014-03, http://www.plrinternational.com/plraroundtheworld.pdf, (2015-12-18 参照).
- 6. Universal Declaration of Human Rights: Japanese (Nihongo). United Nations Human rights. http://www.ohchr.org/EN/UDHR/Pages/Language.aspx?LangID=jpn (2015-01-01 参照).
- 7. 相原信也, 田中久徳. ネットワーク時代における図書館の公共性 (機械化から電子化へ 〈特集〉). 現代の図書館, 日本図書館協会, 1995-12-00, 33(4), p244-249.
- 8. 青柳卓弥. 情報公開法と国民主権原理: 開示請求権の憲法上の位置づけをめぐる日米 比較. 日本法政学会法政論叢, 日本法政学会, 1998-05-15, (34), p43-59.
- 9. 穐山守夫. 公共性. 千葉商大論叢, 2015-09, 53(1), p213.
- 10. 秋吉貴雄ほか. 公共政策学の基礎. 新版, 有斐閣, 2015, p5.
- 11. 足立幸男. 政策評価における公益(Public Interest)概念の意義と役割(政策科学と政治学) -- (政策理論). 日本政治学会年報政治学, 岩波書店, 1983, (1983), p51-66, https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku1953/34/0/34\_0\_51/\_article/-char/ja/, (2016-01-14 参照).
- 12. 阿部峰雄. 図書館の公共性と著作権(投稿 FORU). 図書館雑誌, 2002-02, 96(2), p134-136.
- 13. 石田雄. 今こそ公共性の蘇生を一今日の危機的状況における公共図書館の使命を考えるために(「緊急集会 首都にふさわしい都立図書館を」における講演より). 現代の図書館, 2004-03, 42(1), p51-58.
- 14. 伊藤順. 無料原則と公共性--複写料金の適用根拠をめぐる行為論的考察. 図書館界, 1987-03, 38(6), p339-346.
- 15. 糸賀雅児. 著作権をめぐる図書館ワーキング・グループ審議の問題点(特集・図書館 と著作権のこれからを考える). 図書館雑誌, 2002-06, 96(6), p397.
- 16. 稲垣久和. 21 世紀の図書館 公共性(public)とは、図書館だより、東京基督教大学、

- 2001-03, (8), p1.
- 17. 稲垣久和. 教会の自治と公共性. 図書館だより, 東京基督教大学, 2005-03, (12), p1.
- 18. 井上ひさしほか. 図書館問題をめぐる作家と図書館の大激論「実情を全く把握していない」と互いに論難!. 創, 2002-11, 32(10), p115-116.
- 19. 歌野博. 公共図書館、その公共性の思想的根拠を問い直す. ず・ぼん, 2007-11, (13), p176-191.
- 20. 逢坂剛."元理事長 逢坂剛の言葉". 日本推理作家協会ホームページ, http://www.mystery.or.jp/pages/motoriji2, (2015-12-30 参照).
- 21. 大阪市立大学経済研究所. 経済学辞典. 第3版, 岩波書店, 1992. 「公共財」の項.
- 22. 大澤正雄. 公立図書館経営と「公共性」. 戸板女子短期大学研究年報, 2002, (45), p51-67.
- 23. 大西一正.「図書の公共性」ということ. びぶろす, 国立国会図書館図書館協力部, 1963-07, 14(7), p3-6.
- 24. 小野善康. 情報公開制度と「知る権利」: 判例の検討をとおして. Artes liberales, 岩手大学, 1994-1255, p223-233,
  - http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/2566/1/al-no55p223-233.pdf (2015-01-04 参照).
- 25. 加戸守行. 著作権法逐条講義. 四訂新版, 著作権情報センター, 2003-06-30, p203-207.
- 26. 加藤和英.「樋口毅宏著『雑司ヶ谷 R. I. P.』問題」が問いかけるもの一貸出の公共性とは何か(北から南から). 図書館雑誌, 2011-09, 105(9), p646-647.
- 27. 金井恵里可. NPO と公共性. 文教大学国際学部紀要, 1999-02, 9(2), p29-65.
- 28. 岸本岳文. "7 章 公立図書館における「無料の原則」". 新図書館法と現代の図書館. 塩見昇,山口源治郎. 日本図書館協会,2009,p187-200.
- 29. 経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課. 出版産業の現状と課題(平成15年7月). 2003-07,
  - http://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/contents/downloadfiles/genjyouka dai/syuppan200307.pdf, 2015/12/12 参照).
- 30. 公貸権委員会. 公貸権制度に関する調査研究. 著作権情報センター, 2005-03, 108p, 著作権研究所研究叢書, no. 13.
- 31. 古賀崇. "知的財産権(著作権を中心に):誰のための「知」か(V-2 情報と権利)". 図書館情報学の地平: 50 のキーワード. 根本彰,三浦逸雄. 日本図書館協会,2005,p302-308.
- 32. 国立国会図書館. "2. 1 出版社と電子書籍". 図書館調査研究レポート No. 11 電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究. 2009-03-13.
  - http://current.ndl.go.jp/node/14613 (2015-12-12 参照).
- 33. 小松隆二. 公益とは何か. 論創社, 2004, p100.
- 34. 後藤暢. 無料原則を考えるために(特集 「無料の原則」から公共性を問い直す). み

- んなの図書館, 2007-03, (359), p11-16.
- 35. 齋藤純一. 公共性. 岩波書店, 2000-05-19, p viii-ix.
- 36. 斉藤誠一,小形亮,手嶋孝典、堀渡ほか. 巻頭座談会:本が売れない原因を図書館のせいにするな!図書館バッシングに反論. ず・ぼん,2002,(8),p3-29.
- 37. 齋藤泰則. 図書館サービスの公益と官民パートナーシップ. 明治大学人文科学研究所 紀要, 2007-03, (61), p59-99,
  - https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/9931/1/jinbunkagakukiyo\_6 1\_59.pdf, (2016-01-14 参照).
- 38. 佐々木央. マスメディアの現場から(31)朝日新聞の指針を読む(1)事件報道の基礎にあるもの 「公共性」か「好奇心」か. みんなの図書館, 2006-02, (346), p73-80.
- 39. 作花文雄. 詳解著作権法. 第3版, ぎょうせい, 2004, 856p.
- 40. 佐藤幸. 大学図書館の「公共性」(私のデスクから). 大学図書館研究, 1980-05, 16, p71-72.
- 41. 佐藤辰彦. 「知的財産立国宣言」の背景と経緯一特許制度を中心として. パテント,日本弁理士会,2007-11,60(11),p74-86.
- 42. 佐野眞一. 誰が「本」を殺すのか[上][下]. 新潮社, 2004, 510p.
- 43. 塩崎亮. 公共図書館へのマーケティング概念導入の意義:「公共性」に基づく外部環境 適応の視座. Library and information science, 三田図書館・情報学会, 2001, (45), p31-71.
- 44. 塩野宏. 行政法における「公益」について——公益法人改革を機縁として. 日本学士 院紀要, 2009-09, 64(1), p25-50.
- 45. 塩見昇. 知的自由と図書館. 青木書店, 1989, 260p.
- 46. 塩見昇,川崎良孝.知る自由の保障と図書館.京都大学図書館情報学研究会,2006,423p.
- 47. 塩見昇. "「図書館の自由に関する宣言」の成立と進展". 知る自由の保障と図書館. 塩 見昇, 川崎良孝. 京都大学図書館情報学研究会, 2006, p47.
- 48. 新海英行. 公共図書館民営化の動向と課題: 指定管理者制度導入をめぐって. 研究紀要, 名古屋柳城短期大学, 2014-12-20, (36), p01-07.
- 49. 清水一嘉, 公共貸出権とイギリスの作家. 愛知大学文学論叢, 1978-06, p157-192.
- 50. 清水英夫. 図書館の公共性--私の見る図書館(ひとこと) (現代の図書館〈特集〉). 社会教育, 1978-04. 33(4), p18-19.
- 51. 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会. 図書館の情報化の必要性とその推進方策について-地域の情報化推進拠点として- (報告). 1998-10-27, http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/12/shougai/toushin/981001.htm (2015-10-08 参照).
- 52. 鈴木尊紘. ヨーロッパにおける「知」の現在一「公共性」と「私事性」の融合(特集 日

- 仏図書館情報学会 40 周年記念シンポジウム 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献) -- (パネルディスカッション 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献--公共性・建築・インターネットの将来). 日仏図書館情報研究,日仏図書館情報学会,2010,(36),p53-66.
- 53. 鈴木良雄. 公共性、公読書をめぐって(特集 日仏図書館情報学会 40 周年記念シンポジウム 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献) -- (パネルディスカッション 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献--公共性・建築・インターネットの将来). 日仏図書館情報研究,日仏図書館情報学会,2010,(36),p39-43.
- 54. 全国公共図書館協議会.「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」の動向(報告). 全国公共図書館協議会ニュースレター, 2003-12-01, No. 63, p3-4.
- 55. 総合研究開発機構. 特集「新しい公共」のプラットフォーム. NIRA 政策研究, 2004-11, p4-5.
- 56. 高橋弘, Public Lending Right ——各国の現状を中心として(特集:図書館サービスと著作権Ⅱ). 現代の図書館, 1975-06, 13(2), p41-51.
- 57. 高橋優子. 図書館サービスにおける利用者負担アンケート (特集 「無料の原則」から 公共性を問い直す). みんなの図書館, 2007-03, (359), p02-10.
- 58. 高浪郁子. ベストセラーの購入状況を調べてみました. みんなの図書館, 2000-03, (275), p18-27.
- 59. 高浪郁子. ベストセラーの購入状況を調べてみました・リターンズ (特集 選書の現在 を探る・そのまえに). みんなの図書館, 2002-01, (297), p40-48.
- 60. 谷口祥一. 電子情報環境下における大学図書館サービスーその公共性と情報へのアクセシビリティ. 大学図書館研究, 1997-12, (52), p25-35.
- 61. 田井郁久雄. 複本購入の事例分析と複本購入批判の検証. 図書館界, 2002-3, 53(6), p508-524.
- 62. 田井郁久雄. 資料提供サービス(IV. 図書館サービス). 図書館界, 2010-1-1, 61(5), p458-468.
- 63. 田村善之. 著作権法概説. 第2版, 有斐閣, 2001, 608p.
- 64. 著作権情報センター附属著作権研究所公貸権委員会. 公貸権制度に関する調査研究. 著作権情報センター, 2005, 108p, (著作権研究所研究叢書, no. 13).
- 65. 津野海太郎. 市民図書館という理想のゆくえ(特集:電子図書館と市民の権利). 図書館雑誌, 1998-5-1, 92(5), p336-338.
- 66. 津野海太郎. 誰のための電子図書館?. トランスアート, 1999, 217p.
- 67. 圓谷勝男. 人権総論. 東洋法学, 東洋大学, 1994-09-10, 38(1), p145-180, http://ci.nii.ac.jp/naid/110009479190 (2015-01-05 参照).
- 68. 手嶋孝典. 誰のための公立図書館か. 図書館雑誌, 2003-9-1, 97(9), p648.
- 69. 寺倉憲一. ドイツの図書館における著作権問題——公共貸出権を中心に(特集:著作権・

- 公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p232-233.
- 70. 常世田良. "公共図書館は出版界の敵にあらず". 浦安図書館にできること. 勁草書房, 2003, p173-182.
- 71. 図書館情報学ハンドブック編集委員会. 図書館情報学ハンドブック. 丸善, 1988, p256.
- 72. 図書館総合研究所ほか. 市場化の時代を生き抜く図書館: 指定管理者制度による図書 館経営とその評価. 時事通信出版局, 2007, 251p.
- 73. 図書館問題研究会. 日本ペンクラブの「著作者の権利への理解を求める声明」について(見解). 2001-07-10, http://www.jca.apc.org/tomonken/pen.htm (2015-12-17 参照).
- 74. 図書館用語辞典編集委員会. 最新図書館用語大辞典. 柏書房, 2004.
- 75. 中川幾郎. 基調講演 図書館づくりはまちづくり--図書館の公共性を考える(市民とつくる図書館--共に成長していけることを願って(総合・研究部門研究集会)). 全国公共図書館研究集会報告書,日本図書館協会公共図書館部会,2008,(2008),p03-09.
- 76. 中川幾郎. 平成 21 年度 共同研究「図書館運営のあり方研究会」公開講座 図書館づくりはまちづくり--図書館のもつ公共性とは. 自治大阪, 大阪府市町村振興協会, 2009-11, 60(8), p10-24.
- 77. 中瀬大樹. 公立図書館における書籍の貸出が売上に与える影響について. 政策研究大学院大学知財プログラム, 2012-02, p1-22,
  - http://www3.grips.ac.jp/~ip/pdf/paper2011/MJI11004nakase.pdf (参照 2014-11-27).
- 78. 中村克明. "1954 年「自由宣言」における知る自由の採用". 知る権利と図書館. 中村克明. 関東学院大学出版会, 2005, p37-50.
- 79. 中村克明. 知る権利と図書館. 関東学院大学出版会, 2005, 240p.
- 80. 中山信弘. 著作権法. 第2版, 有斐閣, 2014, 689p.
- 81. 長野達也. 公共図書館の役割と出版業界への影響: 公貸権制度導入の是非. 研究紀要, 高山自動車短期大学, 2008-01, (31), p75-103.
- 82. 名和小太郎. "第2章 著作権法 理念と枠組み". 図書館と著作権. 名和小太郎, 山本順一. 日本図書館協会, 2005, p9-21, (インターネット時代の図書館情報学叢書, 1).
- 83. 名和小太郎. グーグル・ブック・サーチ, あるいはバベルの図書館 新しいぶどう酒 は新しい革袋に. 情報管理, 2010, 53(3), p131-139.
- 84. 名和小太郎. 電子図書館:著作権をめぐる2つの選択--公共性の維持か,市場への参入か. 大学図書館研究, 1997-12, (52), p20-24.
- 85. 日本公益学会. 日本公益学会設立趣意書 (平成 12 年 4 月). 2000-04, http://www.koeki.gr.jp/prospectus.html (2015-11-20 参照).
- 86. 日本児童文学者協会,日本児童文芸家協会,日本推理作家協会,日本文藝家協会,日本ペンクラブ.図書館の今後についての共同声明(平成17年11月8日).2005-11-8,http://www.bungeika.or.jp/pdf/tosyokan20051108.pdf(2015-12-17参照).
- 87. 日本書籍出版協会,日本図書館協会編. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 日本書

籍出版協会,日本図書館協会,2004-03,64p,

https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf (2015-12-16 参照).

- 88. 日本推理作家協会. "社団法人化への道"(沿革). 日本推理作家協会ホームページ, http://www.mystery.or.jp/pages/motoriji2, (2015-12-30 参照).
- 89. 日本図書館協会. 市民の図書館. 日本図書館協会, 1970, 151p.
- 90. 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会. "「宣言」の前文とその副文について". 図書館の自由に関する事例 33 選,日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編.日本図書館協会,1997,p2-9,(図書館と自由,第14集).
- 91. 日本図書館協会、日本図書館協会、日本ペンクラブと面談. 図書館雑誌, 2001-10, 95(10), p769-770.
- 92. 日本図書館協会. 常務理事会 (2002年12月9日議事録要旨). 図書館雑誌, 2003-01, 97(1), p70.
- 93. 日本図書館協会. 公立図書館貸出実態調査を実施. 図書館雑誌, 2003-06, 97(6), p422.
- 94. 日本図書館協会. 常務理事会 (2003年5月7日議事録要旨). 図書館雑誌, 2003-06, 97(6), p422.
- 95. 日本図書館協会. 図書館における貸与問題についての見解(2004年3月5日). 2004-03-05, http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/taiyo.pdf, (2016-1-13参照).
- 96. 日本図書館協会. 社団法人日本図書館協会 2003 年度(第 2 回)理事会議事録(2004-02-27). 図書館雑誌, 2004-05, 98(5), p324-325.
- 97. 日本図書館協会. 社団法人日本図書館協会 2003 年度(第 2 回)理事会議事録. 図書館 雑誌, 2004-05, 98(5), p324.
- 98. 日本図書館協会. 常務理事会報告 (2004-05-07). 図書館雑誌, 2004-06, 98(6), p418.
- 99. 日本図書館協会図書館の自由委員会編.「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解 説. 第 2 版,日本図書館協会,2004,127p.
- 100. 日本図書館協会.「図書館の今後についての共同声明」出される――日本文藝家協会など5団体――. 図書館雑誌, 2005-12, 99(12), p826.
- 101. 日本図書館協会図書館調査委員会. 日本の図書館 統計と名簿. 1994 年・2004 年・2014 年.
- 102. 日本図書館情報学会. 図書館情報学用語辞典. 丸善、2013. 等
- 103. 日本文藝家協会. "6 月定例理事会" (2005-06-06). 文藝家協会ニュース, 2005-06, p3-4.
- 104. 日本文藝家協会. "日本文藝家協会について". 日本文藝家協会ホームページ, http://www.bungeika.or.jp/bungeika.htm, (2015-12-30 参照).
- 105. 日本文藝家協会. 全記録シンポジウム「書籍流通の理想をめざして」. 日本文藝家協会, 2003, 44p.
- 106. 日本文藝家協会. 文部科学大臣・文化庁長官への要望書(2002年6月6日). 2002-06-06.

など。

- 107. 日本ペンクラブ. 著作者の権利への理解を求める声明. 2001-06-15,
  - http://www.japanpen.or.jp/statement/2000-2001/post\_65.html, (2016-01-11 参照).
- 108. 日本ペンクラブ."6月理事会報告". P.E.N (日本ペンクラブ会報), 2001-7, p7-8.
- 109. 日本ペンクラブ. 九月理事会報告. P. E. N(日本ペンクラブ会報) 2001 年 9 月号, 2001-09, p8.
- 110. 日本ペンクラブ." 11 月理事会報告". P. E. N (日本ペンクラブ会報), 2001-12, p9-10. 2001 年 11 月理事会における猪瀬直樹言論表現委員長による報告より.
- 111. 日本ペンクラブ. P.E.N (日本ペンクラブ会報) 2002年2月号, p6.
- 112. 日本ペンクラブ. P.E.N (日本ペンクラブ会報) 2003年4月号, P11.
- 113. 日本ペンクラブ." 10 月の理事会報告". P. E. N (日本ペンクラブ会報), 2003-10, p31. 公立図書館貸出実態調査の実施主体について「日本図書館協会と書協(実際は日本推理作家協会と出版 11 社の会が中心)」とある.
- 114. 日本ペンクラブ・メールマガジン「P.E.N.」第5号2003年12月15日. 日本ペンクラブ, 2003-12-15, http://www.japanpen.or.jp/mailmg/pen/520031215.html (2015-12-29参照).
- 115. 日本ペンクラブ. シンポジウム「作家・読者・図書館――公貸権を考える」. 日本ペンクラブ・メールマガジン「P.E.N」, 2003-12-15, 第5号,
- http://www.japanpen.or.jp/mailmg/pen/520031215.html (2015-12-15 参照).
- 116. 日本ペンクラブ. "04年5月理事会報告". P. E. N(日本ペンクラブ会報), 2004-5, p26-27.
- 117. 日本ペンクラブ. "05年7月理事会報告". P. E. N(日本ペンクラブ会報), 2005-7, p35-36.
- 118. 日本ペンクラブ. 言論表現委員会シンポジウム「激論!作家 vs 図書館――どうあるべきか――」. http://www.japanpen.or.jp/about/cat81/vs--.html (2015-12-15 参照).
- 119. 日本ペンクラブ. 日本ペンクラブガイド (HP 掲載用). http://www.japanpen.or.jp/日本ペンクラブガイド HP 掲載用.pdf, (2015-12-30 参照), p4.
- 120. 日本放送協会. "ベストセラーをめぐる攻防~作家 VS 図書館~". クローズアップ現代. 2002-11-07 19:30-19:55, 25 分. 番組ホームページは
- http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail\_1659.html (2015-12-16 参照).
- 121. 楡周平. 公共図書館を通じての貸出について. 日本推理作家協会会報, 2001-10, http://www.mystery.or.jp/kaiho/0110/tosyo.html (2013-10-17 参照).
- 122. 楡周平. 図書館栄えて物書き滅ぶ. 新潮 45, 2001-10, 20(10), p116-123.
- 123. 根本彰. 公共図書館の電子化と公共性 (<特集>公共図書館のニューウェイブ). 情報の科学と技術, 2001-07-01, 51(7), p375-380.
- 124. 根本彰. 情報基盤としての図書館. 勁草書房, 2002, 255p.
- 125. 根本彰. 情報基盤としての図書館, 続. 勁草書房, 2004, 199p.
- 126. 根本彰. 公立図書館の公共性を問う (特集2 模索する公共図書館). 都市問題, 2005-09,

- 96(9), p52-60.
- 127. 根本彰. 理想の図書館とは何か 知の公共性をめぐって. ミネルヴァ書房, 2011, 208p.128. 能勢仁. 増加一途の図書館貸出冊数--書籍販売の伸びを脅かす一要因. 新文化, 2000-4-20, p1.
- 129. 波多野宏之, Poirot Albert, 山名善之. 討議(特集 日仏図書館情報学会 40 周年記念シンポジウム 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献) -- (パネルディスカッション 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献--公共性・建築・インターネットの将来). 日仏図書館情報研究, 日仏図書館情報学会, 2010, (36), p67-73.
- 130. 林望. 図書館は「無料貸本屋」か――ベストセラーの「ただ読み機関」では本末転倒だ. 文芸春秋, 2000-12, 78(15), p296-298.
- 131. 馬場俊明. 公立図書館は出版文化の発展を支えている――「公立図書館-無料貸本屋」 論批判. 出版ニュース, 2001-08, 2001 年 8 月中旬号, p6-10.
- 132. 朴英淑, 朴鍾振. 公共性に息を吹き込む想像力一韓国・一私立図書館十年の歩み. こ どもとしょかん, 東京子ども図書館, 2010, (127), p02-19.
- 133. パピレス."電子書店パピレスについて". 株式会社パピレス, http://www.papy.co.jp/info/index.php?page=/release/051215.htm, (2016-01-11 参照).
- 134. 福井佑介. 図書館の倫理的価値としての「知る自由」と法学的「知る権利」. 京都大学大学院教育学研究科紀要, 2014-03-31, (60), p59-70.
- 135. 文化審議会. 図書館等における著作物等の利用に関する検討結果. http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902b.htm#3 (2015-12-16 参照).
- 136. 文化審議会著作権分科会(第 2 回)議事要旨. 2001-11-12, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/011202.htm (2015-01-09 参 照).
- 137. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会. "資料 3「教育」「図書館」関係の権利制限見直しの概要". 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会(第4回)議事要旨. 2002-09-27, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/020902.htm (2015-12-16 参照).
- 138. 文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 32 回)議事要旨. 1999-11-12, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijiroku/1325487. htm (2015-12-15 参照). 議事録には発言者名は明記されていない(以下同).
- 139. 文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 35 回)議事要旨. 2000-06-08, http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijiroku/1325491.htm (2015-12-15 参照).
- 140. 文化庁著作権課. 著作権審議会マルチメディア小委員会(第 36 回)議事要旨. 2000-07-17, http://www. mext. go. jp/b\_menu/shingi/old\_bunka/chosakuken\_index/bunkabukai/gijir

- oku/1325492.htm (2015-12-15 参照).
- 141. 細井正人. 図書館の無料原則は守られているか--図書館の相互貸借からみる無料原則 (特集「無料の原則」から公共性を問い直す). みんなの図書館, 2007-03, (359), p17-24.
- 142. 堀部政男. 資料 1 日本と世界の知る権利・情報公開論議. 衆議院・憲法調査会人権小委員会(平成 15 年 5 月 15 日), 2003-05-15,
- http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/1560515horibe1.pdf/\$File/1560515horibe1.pdf(2014-12-31 参照).
- 143. 前田章夫. 三田誠広氏の批判に答えて:図書館と作家・出版社は共存する義務がある. 論座, 2003-01, p202-203. ただし、1 館当たり資料費の推移を「日本の図書館 統計と名 簿 1994」および「日本の図書館 統計と名簿 2004」の「公共図書館経年変化」より筆者 が計算したところ、1 館当たり当年度予算のピークは 1996 年度の約 1, 459 万円であり、2002 年度の約 1, 243 万円はピーク時の 85%に当たる。
- 144. 町田の図書館活動をすすめる会. 町田の図書館活動をすすめる会よりNHKに対して 出された抗議文. 三多摩図書館研究所ホームページ,
- http://www1.hinocatv.ne.jp/je1hyg/santamatoshokankenkyuujo/machidakougi2002.11.29.htm (2015-12-16 参照).
- 145. 町田市立図書館. NHK「クローズアップ現代」に対する図書館の見解(2002年12月). 2002-12-06, https://www.library.city.machida.tokyo.jp/outline/pdf/NHK.pdf (2015-12-16 参照).
- 146. 松岡要. 能勢仁氏の論文について 図書館の貸出増加は書籍販売を脅かすのか. 新文化, 2000-05, 2355, p11-14.
- 147. 松林正己. 知の公共性をめぐる断章--図書館情報学からの覚書. アリーナ,中部大学 国際人間学研究所,2004,(1),p185-187.
- 148. 松林正己. 知の公共性をめぐる断章(2)アメリカの図書館を巡る旅からリチャード ローティへ. アリーナ, 風媒社, 2005, (2), p255-259.
- 149. 松林正己. 知の公共性をめぐる断章(3)人の邂逅が知を創り出す場としての図書館. アリーナ,風媒社,2006,(3),p374-378.
- 150. 松本和彦.「新しい人権」の憲法的保障(特集:憲法「改正」動向をどう受け止めるか). 法学セミナー, 2005-12, (612), p13-17.
- 151. 三田誠広. 図書館が侵す作家の権利——複本問題と公共貸与権を考える. 論座, 2002-12, (91), p185.
- 152. 三田誠広. 図書館への私の提言. 勁草書房, 2003, 219p.
- 153. 南亮一. 公貸権に関する論点:公貸権論議と図書館問題. 出版ニュース, 2002-07, p6-9.
- 154. 南亮一. 「公貸権」に関する考察——各国における制度の比較を中心に(特集:著作権・公貸権・図書館). 現代の図書館, 2002-12, 40(4), p215-231.

- 155. 南亮一. 著作権をめぐる最近の動向--公貸権問題を中心に--(第8分科会). 図書館雑誌,2004-02,98(2),p87.
- 156. 南亮一. 図書館における著作権の現状と動向について. びぶろす, 国立国会図書館, 2008, 平成20年夏号(電子化41号),
- http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/backnumber/2008/summer/03.html (2014-12-16 参照).
- 157. 宮川公男. 政策科学入門. 第2版, 東洋経済出版社, 2002, p104-105.
- 158. 宮沢厚雄. 図書館サービスの公共性と経済性: 図書館法改正をめぐって. 桜花学園 大学研究紀要, 2001-03-31, (3), p169-178.
- 159. 宮沢厚雄. 図書館経営と無料原則: とくにネットワーク情報資源の扱いをめぐって. 桜花学園大学研究紀要, 2002-03-31, (4).
- 160. 宮沢厚雄. 公共図書館における人材調達と業務委託: 図書館経営との関係を踏まえて. 桜花学園大学人文学部研究紀要,2004-30-31,(6),p171-179.
- 161. 宮﨑文彦. 日本における NPM(ニュー・パブリック・マネジメント): 「公共性」の観点からの再評価(特集 図書館マネジメントのキーワード). 現代の図書館, 2013-09, 51(3), p119-125.
- 162. 宮田昇. 図書館に通う 当世「効率無料貸本屋」事情. みすず書房, 2013, 237p.
- 163. 村上弘. 公共性について. 立命館法學, 2007, 6, p347(1939).
- 164. 村上泰子, 北克一. 図書館サービス, デジタル資料・情報, 著作権(<特集>テクノロジーと図書館). 図書館界, 2000-01-01, 51(5), p344.
- 165. 森智彦. "PLR (Public lending Right) の現状——イギリスの実施方式を中心として". 現代レファレンス・サービスの諸相. 三浦逸雄, 朝比奈大作編. 日外アソシエーツ, 1993, p290-311.
- 166. 森智彦. "公貸権と図書館:イギリスの制度の実情". 現代社会と図書館の課題. 日本図書館協会図書館政策委員会編. 日本図書館協会, 2004, p76-77.
- 167. 森智彦. 日本でも公貸権がすでに導入されているという主張の検討——公貸権についての理解を深めるために. 現代の図書館, 2004-06, 42(2), p124-130.
- 168. 文部科学省. 著作権法の一部を改正する法律の概要.
- http://www.mext.go.jp/b\_menu/houan/kakutei/04112401/001.htm (2015-12-17 参照).
- 169. 安井一徳. "第一章 「無料貸本屋」論". 公共図書館の論点整理. 田村俊作, 小川俊 彦. 勁草書房, 2008, p1-34.
- 170. 山口源治郎. 問われる図書館の自由と公共性一生涯学習審議会「中間まとめ」を読む. 図書館雑誌, 1998-06, 92(6), p473-475.
- 171. 山口源治郎. 「構造改革」と公立図書館の公共性(特集 私たちの図書館は今……). 月刊社会教育, 2003-10, 47(10), p4-10.
- 172. 山口源治郎. 基調講演 図書館の公共性と図書館サービスの今日的課題 (平成 15 年度

- 関東地区公共図書館協議会研究集会報告書) -- (市区町村立図書館運営研究会). 関東地区公共図書館協議会研究集会報告書,2003,(2003),p25-30.
- 173. 山口源治郎. 現代の委託(アウトソーシング)問題の特徴と図書館の公共性(シンポジウム「現代の委託(アウトソーシング)を考える,〈特集〉第44回研究大会). 図書館界, 2003-07-01, 55(2), p63-66.
- 174. 山口源治郎. 日本における公立図書館の現状と問題点--専門性と公共性の劣化に焦点を当てて. 京都大学生涯教育学・図書館情報学研究, 2007-03, 6, p73-80.
- 175. 山重壮一. 公共図書館はなぜ無料なのか (特集 学びの公共性と「受益者負担」). 月刊社会教育, 2001-01, 45(10), p26-32.
- 176. 山田亜里沙. 日本の公共図書館における公貸権導入の是非. 家政経済学論叢, 日本女子大学, 2012-7-1, (48), p55-84.
- 177. 山田正行, 佐藤康子. 図書館サービスと情報社会における地域社会教育の実践的公共性. 秋田大学教育学部研究紀要(教育科学), 1997-05, (52), p55-59.
- 178. 山名善之. 仏欧の都市と文化施設(特集 日仏図書館情報学会 40 周年記念シンポジウム 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献) -- (パネルディスカッション 図書館情報学におけるフランス、ヨーロッパの貢献--公共性・建築・インターネットの将来). 日仏図書館情報研究,日仏図書館情報学会,2010,(36),p44-52.
- 179. 山本昭和. 複本購入の問題に関する総合的研究(シリーズ 21世紀の図書館を展望する・5). 図書館界, 2002-5-1, 54(1), p2-9.
- 180. 山脇直司. 公共哲学とは何か. 筑摩書房, 2004, p19.
- 181. 山家篤夫. 都立図書館「改革」の具体的方策(特集 「無料の原則」から公共性を問い直す). みんなの図書館,教育史料出版会,2007-03-00,359,p25-31.
- 182. 湯浅俊彦. 出版流通と図書館-21 世紀最初の 10 年間-(V. 図書館資料(情報源)). 図書館界, 2010/1/1, 61(5), p522-524.
- 183. 新社会学辞典. 有斐閣, 1993. 「公益/私益」の項.
- 184. 横山三四郎. ブック革命 電子書籍が紙の本を超える日. 日経 BP 社, 2003, 242p.
- 185. 和知剛. 市民が公共図書館を「耕す」--公共図書館における「公共性」の再構築に向けて. 紀要, 郡山女子大学, 2008-03, (44), p73-81.
- 186. 最大判 昭和 58 年 6 月 22 日 民集 第 37 巻 5 号 793 頁.
- http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/137/052137\_hanrei.pdf(2015-01-04 参照).
- 187. 最大判昭和 44 年 10 月 15 日刑集第 23 巻 10 号 1239 頁. http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/747/050747\_hanrei.pdf(2015-01-04 参照).
- 188. 最大判昭和 59 年 12 月 12 日 集民 第 143 号 305 頁. http://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/detail2?id=62891 (2015-01-12 参照).

(以上)